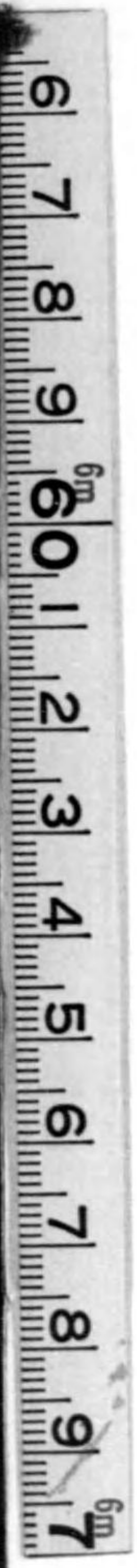


210.3-1266
1200500729646

2103
I.266
(2)



始



491

210.3
J-266
(2)



飯田季治著

日本書紀新講

中卷



東京明文社發行

718
51

日本書紀新講 中卷 目次

日本書紀 卷第四

綏靖天皇 いひねながはみみのすめらみこと 神渟名川耳天皇 かづらきのにかをかのみやに天の下しるしめす (葛城高岡宮御宇) 一

安寧天皇 しきつ 磯城津彥玉手看天皇 かたしはのうきあなのみや 皇 (片鹽浮孔宮御宇) 一〇

懿德天皇 おほやまとひこすきとらのすめらみこと 大日本彥相友天皇 かるのまがりをのみや (輕曲峽宮御宇) 一三

孝昭天皇 かまつひこ 觀松彥香殖稻天皇 しれのすめらみこと 皇 (掖上池心宮御宇) 一六

孝安天皇 やまとたらしご 日本足彥國押入天皇 りすめらみこと 皇 (室秋津島宮御宇) 一九

孝靈天皇 おほやまとねこ 大日本根子彥太瓊天皇 くるだのいはとのみや 皇 (黑田廬戶宮御宇) 二二

孝元天皇 おほやまとねこ 大日本根子彥國牽天皇 かまのまかひらのみや 皇 (輕境原宮御宇) 二五

開化天皇 わかやまとねこ 稚日本根子彥大日々天皇 ひのすめらみこと 皇 (春日率川宮御宇) 三〇

日本書紀 卷第五

崇神天皇 御間城入彦五十瓊殖天皇 (磯城瑞籬宮御宇) 三五

日本書紀 卷第六

垂仁天皇 活目入彦五十狹茅天皇 (纏向珠城宮御宇) 七九

日本書紀 卷第七

景行天皇 大足彦忍代別天皇 (纏向日代宮御宇) 一三四

成務天皇 稚足彦天皇 (志賀高穴穗宮御宇) 一九九

日本書紀 卷第八

仲哀天皇 足仲彦天皇 (穴門豐浦宮 筑紫樞日宮御宇) 二〇六

日本書紀 卷第九

神功皇后 氣長足姬尊 (磐余稚櫻宮御宇) 二二三

日本書紀 卷第十

應神天皇 譽田天皇 (輕島明宮御宇) 二七八

日本書紀 卷第十一

仁德天皇 大鸕鷀天皇 (難波高津宮御宇) 三一三

日本書紀 卷第十二

履中天皇 去來穗別天皇 (磐余稚櫻宮御宇) 三六七

反正天皇 瑞齒別天皇 (丹比柴籬宮御宇) 三八七

日本書紀 卷第十三

允恭天皇 雄朝津間稚子宿禰天皇 (遠飛鳥宮御宇) 三九〇

安康天皇 穴穗天皇 (石上穴穗宮御宇) 四二〇

日本書紀 卷第十四

雄略天皇 大泊瀬幼武天皇 (泊瀬朝倉宮御宇) 四二八

日本書紀新講 中巻目次終

後蓬室集の中より

飯田季治

早春野 春の野はひと雨ごとに若菜より摘む人しげく成りまさりつつ
 深夜枯 やま彦と思ひし遠の音ばかりひとつ残れる小夜ぎぬたかな
 雨後月 雨漏を受けしたらひの溜り水捨てに出づれば月ぞほのめく
 磯夕立 横さまに一と刷毛かけて薄墨の繪島が崎に夕立の降る
 月前杜鵑 風早み雲間を走る月かげに摺れ違ひても鳴くほととぎす
 深夜枯 やま彦と思ひし遠の音ばかりひとつ残れる小夜ぎぬたかな
 野外霜 近寄りし狐の足跡は見えながらさやらの網に霜ぞかゝれる
 閑庭木枯 つもれども掃はぬ庭のもみぢ葉を吹き片寄する木がらしの風
 池邊彈琴 四つの緒の調べにつれて池水に疾く又ゆるくさゞ波の立つ
 隣家 うつり来て先づ嬉しきは問狭垣の隣の子等の書を讀む聲

日本書紀新講

飯田季治著

日本書紀 卷第四



神渟名川耳天皇

神渟名川耳天皇。神日本磐余彦天皇第三子也。母曰媛踏鞬五十鈴姬命。事代主神之次女也。天皇風姿岐

綏靖天皇 (即位前紀)

神渟名川耳天皇	磯城津彦玉手看天皇	大日本彦相友天皇	觀松彦香殖稻天皇	日本足彦國押人天皇	大日本根子彦太瓊天皇	大日本根子彦國牽天皇	稚日本根子彦大日天皇
綏靖天皇	安寧天皇	懿德天皇	孝昭天皇	孝安天皇	孝靈天皇	孝元天皇	開化天皇

綏靖天皇

嶷。少有雄拔之氣。及壯容貌魁偉。武藝超人。而志尚沈毅。至四十八歲。神日本磐余彥天皇崩。時神淳名川耳尊孝性純深。悲慕無已。特留心於喪葬之事焉。其庶兄手研耳命。行年已長久歷朝機。故亦委事而親之。然其王立操厝懷。本乖仁義。遂以諒闇之際。威福自由。苞藏禍心。圖害二弟。于時太歲己卯。

神淳名川耳天皇は、神日本磐余彥天皇(武神)の第三にあたりたまふ子なり。母は媛蹈鞬五十鈴姫命と曰す。事代主神の次女なり。天皇、風姿・岐嶷なり。少くして雄拔しき氣まします。壯給ふ(をとり)に及びて、容貌・魁れて偉はし。武藝、人に超え給ひ、志尚く沈毅し。四十八歳に至て、神日本磐余彥天皇崩りましぬ。時に神淳名川耳尊、孝性、純深にして、悲慕こと己むこと無し。特に心を喪葬の事に留め給へり焉。其の庶兄・手研耳命、行年已長て久しく朝の機を歴たまへり。故、亦た事を委ねて親らなさしむ。然るに其の王、立操・厝懷、本より仁義の心に乖けり。遂に以て諒闇(みお)の際に、威福・自由なり。禍心を苞み藏して二柱の弟を害はむ事を圖る。時に太歲・己卯。

【第一四三講】 神淳名川耳天皇 第百卅九講に出づ。綏靖、書經に「有綏靖宗廟社稷之大勳」とある。安らかに治まる意である。第三子 神武天皇の第一皇子は手研耳命(上卷の三八、九頁に出づ) 第二皇子は神八井耳命、第三皇子は即ち神淳名川耳尊で、是が最も正傳である。古事記では、「第一に多藝志美々命、第二に岐須美々命、第三に彥八井耳命、第四に神八井耳命、第五に神淳名川耳尊」と傳へてゐるが、岐須美々命は多藝志美々命の訛號であり、また彥八井耳命は、實は神八井耳命の御子(二頁参照)であるから、記の傳は誤である。媛蹈鞬五十鈴姫命 上卷の第六九講に出づ。事代主神之次女也。此の八字は恐らく後人の書入であらう。(江家本には分註に爲つてゐる。) 即ち媛蹈鞬五十鈴姫命は、實は大物主神が三島瀧機耳の次女の大女の溝機姫に娶ひて生める御子(上卷二六六頁)であるのを、後人が誤つて「事代主神之次女(姉妹)也」として此處に註し、次で安寧記(頁)には、五十鈴依姫命を「事代主神之小女(妹)也」と書入れたので有らうと云ふ。岐嶷 舊說に「嚴狀の義也。狀は、花やか・艶やか等の狀に同じ。嚴しき狀態の意也」と云ふ。魁偉 萬葉集卷第一に望月乃滿波之計武跡云々、同十三に望月之多田波思家武登云々とある如く、滿ち溢はりて、缺けたる所なきを云ふ。武藝超人 流布本には武藝過人となるが、永享本に據て改めた。沈毅 持統紀に、龍象を於古々志岐、また於古志幾とも訓んでゐる(智度論に、龍象言ニ其力大とある)。按ずるに奥々しの約言で、奥深き意であらう。沈毅は文選注に「沈深。毅決也」とある。諒闇 御物思の義で、喪中を云ふ。さて諒闇は、禮記の喪服四制に「書曰。高宗諒闇三年不言善之也云々」また漢書の元后傳に「陛下即位思慕諒闇」と見え、顏師古の註に「諒は信也。闇は默也。言意は父の喪に居て信默して三年言はざる也」とある。即ち諒闇は信默謹慎の意で、皇帝を始め國中悉く喪に居る間を云ふ。圖書二第 古事記には「故れ天皇(武神)崩りまし、後に、其の庶兄・手研耳命、其の嫡后・伊須氣余理比賣命(媛蹈鞬五十鈴)を娶はむとする時に、其の三柱の弟を殺さむとして謀る間に、其の御祖・伊須氣余理比賣命、患へ苦しみて、歌を以て其の御子等に知らしめ給ふ。歌に曰く、狹井河よ雲立ち渡り畝傍山、木の葉騒ぎぬ風吹かむとす。又歌ひて曰く、畝傍山晝は雲と居夕されば風吹かむとぞ木の葉騒ける。云々」とある。于時也太歲 太歳の事は上卷の三九三頁に出づ。通釋に「此の天皇即位の下(一四四)

命、第五に神淳名川耳尊」と傳へてゐるが、岐須美々命は多藝志美々命の訛號であり、また彥八井耳命は、實は神八井耳命の御子(二頁参照)であるから、記の傳は誤である。媛蹈鞬五十鈴姫命 上卷の第六九講に出づ。事代主神之次女也。此の八字は恐らく後人の書入であらう。(江家本には分註に爲つてゐる。) 即ち媛蹈鞬五十鈴姫命は、實は大物主神が三島瀧機耳の次女の大女の溝機姫に娶ひて生める御子(上卷二六六頁)であるのを、後人が誤つて「事代主神之次女(姉妹)也」として此處に註し、次で安寧記(頁)には、五十鈴依姫命を「事代主神之小女(妹)也」と書入れたので有らうと云ふ。岐嶷 舊說に「嚴狀の義也。狀は、花やか・艶やか等の狀に同じ。嚴しき狀態の意也」と云ふ。魁偉 萬葉集卷第一に望月乃滿波之計武跡云々、同十三に望月之多田波思家武登云々とある如く、滿ち溢はりて、缺けたる所なきを云ふ。武藝超人 流布本には武藝過人となるが、永享本に據て改めた。沈毅 持統紀に、龍象を於古々志岐、また於古志幾とも訓んでゐる(智度論に、龍象言ニ其力大とある)。按ずるに奥々しの約言で、奥深き意であらう。沈毅は文選注に「沈深。毅決也」とある。諒闇 御物思の義で、喪中を云ふ。さて諒闇は、禮記の喪服四制に「書曰。高宗諒闇三年不言善之也云々」また漢書の元后傳に「陛下即位思慕諒闇」と見え、顏師古の註に「諒は信也。闇は默也。言意は父の喪に居て信默して三年言はざる也」とある。即ち諒闇は信默謹慎の意で、皇帝を始め國中悉く喪に居る間を云ふ。圖書二第 古事記には「故れ天皇(武神)崩りまし、後に、其の庶兄・手研耳命、其の嫡后・伊須氣余理比賣命(媛蹈鞬五十鈴)を娶はむとする時に、其の三柱の弟を殺さむとして謀る間に、其の御祖・伊須氣余理比賣命、患へ苦しみて、歌を以て其の御子等に知らしめ給ふ。歌に曰く、狹井河よ雲立ち渡り畝傍山、木の葉騒ぎぬ風吹かむとす。又歌ひて曰く、畝傍山晝は雲と居夕されば風吹かむとぞ木の葉騒ける。云々」とある。于時也太歲 太歳の事は上卷の三九三頁に出づ。通釋に「此の天皇即位の下(一四四)

に太歲庚辰とありて事は足れるを、此處にも斯く記せるは、其の中間に非常の事あるを知らず時の文例と見えたり」と云はれた。己卯 紀元七十九年で、神武天皇崩御(紀元七十六年崩)の後・第三年に當る。

冬十一月神滄名川耳尊。與兄神八井耳命。陰知其志。善防之。至於山陵事畢。乃使弓部稚彥造弓。倭鍛部天津眞浦造眞磨鐵。矢部作箭。及弓矢既成。神滄名川耳尊。欲以射殺手研耳命。會在手研耳命於片丘大窰中。獨臥于大牀。時神滄名川耳尊。謂神八井耳命曰。今適其時也。夫言貴密。事宜慎。故我之陰謀。本無預者。今日之事。唯吾與爾自行之耳。吾當先開窰戶。爾其射之。因相隨進入。神滄名川耳尊突開其戶。神八井耳命則手脚戰慄。不能放矢。時神滄名川耳尊掣其兄所持弓矢。而射手研耳命。一發中胸。再發中背遂殺之。於是神八井耳命慙然自服。讓於神滄名川耳尊曰。吾是乃兄。而懦弱不能致果。今汝特挺神武。自誅元惡。宜哉乎。汝之光臨天位。以承皇祖之業。吾當爲汝輔之奉。典神祇者。是即外臣之始祖也。

冬十一月、神滄名川耳尊、兄神八井耳命と、陰かに其の志を知しめして、善く防ぎ給ふ。山陵の事の畢るに至りて、乃ち弓削部稚彥をして弓を造らしめ、倭鍛部・天津眞浦をして眞磨の鐵を造らしめ、矢部をして箭を作がしむ。弓矢既に成りぬる時に、神滄名川耳尊、以て手研耳命を射殺さむと欲す。會ま手研耳命、片丘の大窰の中に在して、獨り大牀に臥せり。時に神滄名川耳尊、神八井耳命に謂りて曰はく「今、適に其の時也。夫れ言は密を貴び、事は宜しく慎むべし。この故に我が陰かなる謀、本より預ふ者なし。今日の事は唯だ吾と爾と自から行なひ給はまき耳。吾れ當に先づ窰の戸を開けむ。爾其れ射よ。」因て相隨ひて進み入る。神滄名川耳尊、其の戸を突開く。神八井耳命、則ち手脚・戰慄さ、放矢こと能はず。時に神滄名川耳尊、其の兄の持たる弓矢を掣取りて手研耳命を射たまふ。一發は胸に中て、再發は背に中て、遂ひに殺しましぬ。是に神八井耳命、慙然自服ひて、神滄名川耳尊に讓りて曰さく「吾は是れ乃の兄なれども、懦弱弱くして不能致果(一訓、いさ)。今、汝尊・特挺れ神武くて、自ら元惡を誅ふ。宜なる哉乎、汝尊・天位に光り臨みて、以て皇祖之業を承けむこと。吾は當に汝尊の輔となりて、天神・地祇を奉・典らむ」と。是れ即ち多臣の始祖なり。

【第一四四講】 至於山陵事畢云々 神武天皇を畝傍山陵に葬め奉りしは、崩御の翌年、即ち紀元七十七年である(前紀)。而して本年紀元七十九年の十一月に至つて、山陵事畢云々とあつて、此間三年を費してゐる。其れに就いて通釋に「崩御の翌年畝傍山に葬し奉りて、山陵の御構ども、未だ造り畢へざりし程に、手研耳命の禍心を懷き、二弟を害はむと圖り給ひしより、百官の人ども二方に別れなどして、事端多く、其間御陵の事も彼是れ遲滞して、斯くは年月を経たるなるべし。上代の事ゆゑ其傳詳しからねば、書の上にては然しも大きな亂とも見えねど、先帝の山陵の事など、斯く滞れる狀を以て之を推測り知るべき也。然るを「綏靖帝三年の喪を畢へて即位し給へり」など云へるは、上代の例をも此の御世の様をも思ひ窮めず、漢風に附會たる説なれば取るに足らず」と言はれた。弓部 弓部は弓削部である(弓削部の削字を省いて弓部と書いて、之を弓部と訓むは、服織部の織字を省いて服部と書いて、之を服部と訓むに同じ。)即ち矢作部と相並んで、弓

を削り作る部を云ふ。倭鏡部 銀部は金打の約言。上卷の一一九頁に治工(一訓か)とあるに同じ。倭は大和國に居住せる故の稱。天津眞浦 此人は、上卷(三二八頁)に見えたる銀治の神と同名である。蓋し祖先の名を襲へるのであらう。眞鏡 眞鏡の事は第八一講に出づ。鏡は矢先の義で、和名抄に「鏡、訓ニ夜佐岐。俗云夜之利(矢後の義)」とある。矢部 矢作部で、箭を作る部を云ふ(前の弓部を参照すべし)。さて「矢を作ぐ」と言ふのは、舊説に、篋(竹)の上皮を剥ぎ削りて作る故に矢削と云ふ、とあるが、射儀奥秘抄に「箭竹に羽莖を取付くるに矢作の口傳あり云々。箭竹に取付けたる羽莖の上部を末着と云ひ、下部を本著と云ふ。また羽の莖を割かずして取着くるを全着と云ひ、羽莖の際より鬚斗着にしたるを刮着と云ふ」など有るに據れば、箭竹に羽莖を接合せらる事が最も肝要なので、「矢を接ぐ」とは云ふ歟。猶ほ考ふべきである。會在云々 在の字、寛文本は有に作れり。水戸本・江家本・嵯泉居本に據て改む。片丘・大窪 片丘は片岡とも書く。大和國葛下郡(北葛城郡)の地名で、推古紀に、聖德太子が片岡に遊行し、路傍に飢臥せる乞食に、御衣を賜はりし事なども見え、また片岡の朝原などは歌の名所となつてゐる。さて大窪は岩窟で、通證に「延佳曰。自三上山麓。至三河内石川郡之路。謂ニ大坂。今尙有大窟。俗云岩窟越。」とある。預者 一訓には阿比曾布比登とある。相添ふ人の義で、左祖する者を云ふ。一發、再發 一箭再箭の義。箭は通韻で佐とも云ふのである。天武紀に「射中ニ一箭」とあり、萬葉集にも、投左乃遠離居而(投矢)また伊乎佐(五百箭)などある。自服 心服に同じ。我と我が心の底から服従する意である。讓於神淨名川耳尊曰 此の讓と云ふ字は、書經に「允恭克讓」など用ゐて、古文では謙と同じく、讓下る事、敬意を表する事に云ふ。我が國語で「讓る」と云ふのも矢張り其意である。即ち此處の文意は「兄君ながら、弟尊に對して讓下つて、尊敬して曰く」との意で、位を讓ると云ふ如き意味では無い。不能效果 此の四字の訓、寛文本の右側傍訓に「イシキナカ

ラズ」と有るのは、「イサギヨカラズ(潔からず。臆病者なりの意)」の誤寫であり、また左側傍訓に「イシキナキコト」と有るのは、「イサミナキコト(勇無き事の意)」の譯寫である。從來此の訓が考へられなかつたので、諸鈔悉く釋き得て居ない。宜哉乎云々 此處までの文意は、「兄君の神八井耳尊が、弟尊の英邁勇武なるに心服し給ひ、讓下つて、敬意を表して申された事には、「私は汝尊の兄なれども、臆病者で誠に面目無い。今、汝尊が勝れて勇武にして、自ら元惡を誅せる状態を見て、汝尊が最初より皇太子の位に備はり、天下を統治すべき尊でありし事を、宜哉乎と覺知つた」との意である。然るに記傳は「讓ニ於神淨名川耳尊曰(前々條に出づ)」とあるを、兄君が位を讓れる事と誤解して、「書紀(神武)には、四十二年春正月、皇子神淨名川耳尊を立てて皇太子と爲給ふ」とありて、此に至りて、於是神八井耳命、愜然自服ひて、神淨名川耳尊に讓りて曰く云々」とあるは心得ぬ事なり。若し神淨名川尊一柱、既に皇太子に定まり坐て有りしならむには、皇位を嗣ぎ坐むこと本より論なきに、此に至りて、今更に讓りて云々とあるは如何ぞや。宜哉乎とある語は、豫てより皇太子に定まり在せる如く聞ゆれども、若し然らば、愈々「讓曰」と云ふ語に叶はず。されば此處は、宜哉乎の哉乎の二字を除きて「宜下、汝之光臨天位。以承皇祖之業」と云ひてこそ本末相叶ふべけれ云々」と言はれたのは、甚だ誤れる説である。奉典神祇 記には「僕は汝命を扶けて忌人と爲りて仕へ奉らむ」とある。即ち天皇の御親ら行ひ給ふ御神事を扶輔け奉る職を云ふ。多臣 多臣は「天武紀十三年十一月。多臣賜姓曰朝臣」とある。さて多と云ふ姓は地名より出でし稱で、其始め神八井耳命が、綏靖天皇の二年に、大和國の春日縣(十市郡)の意富と云ふ地に住み給ひ、其處に神宮を建て、皇祖天神を祭らせ給ひしに因る。と多神宮注進狀に記されてある。なほ此の氏人は、天智紀に多臣蔭敷あり、其子・多臣品治は壬申亂の功臣で天武紀に見え、品治の子に古事記の撰者・太安萬侶朝臣(多み改めて)がある。

元年。春正月壬申朔己卯。神滄名川耳尊即天皇位。都葛城。是謂高丘宮。尊皇后曰皇太后。是年也。太歲庚辰。

二年。春正月。立五十鈴依姬命爲皇后。一書云。磯城縣主女川派媛。一書云。春日縣主大日諸女糸織媛也。即天皇之姨也。后生磯城津彥玉手看天皇。

四年。夏四月。神八井耳命薨。即葬于畝傍山北。

二十五年。春正月壬午朔戊子。立皇子磯城津彥玉手看尊。爲皇太子。

三十三年。夏五月甲子朔。天皇不豫。癸酉崩。時年八十四。

元(紀元八〇)年(庚辰)春正月壬申の朔の己卯の日(八)神滄名川耳尊、即天皇位。葛城に都つくります。是を高丘宮と謂す。皇后(先帝の皇)を尊びて皇太后と曰す。是年・太歲庚辰。

二年(紀元八一)春正月。五十鈴依姬命を立て、皇后と爲たまふ。(一書に云く、磯城縣主の女、川派媛。一書に云く、春日縣主・大日諸が女、糸織媛なり。)即ち天皇の御姨なり。后、磯城津彥玉手看天皇(安)を生みます。

四年(紀元八三)夏四月、神八井耳命薨ぬ。畝傍山の北に葬す。

二十五年(紀元一〇四)春正月、壬午の朔の戊子の日(七)、皇子・磯城津彥玉手看尊を立て、皇太子と爲たまふ。

生みます。

四年(紀元八三)夏四月、神八井耳命薨ぬ。畝傍山の北に葬す。

二十五年(紀元一〇四)春正月、壬午の朔の戊子の日(七)、皇子・磯城津彥玉手看尊を立て、皇太子と爲たまふ。

三十三年(紀元一一二)夏五月、甲子の朔の日、天皇・不豫したまふ。癸酉の日(十)崩ましぬ。時に年八十あまり四。

【第一四五講】葛城 大和國葛城郡の地を云ふ。神武紀に「高尾張の邑に土蜘蛛あり云々。皇軍、葛の網を結きて掩襲ひ殺しつ。因りて其邑を改め號けて葛城と曰ふ(上卷四)」とある。高丘宮 舊説に、「高丘宮は、後には丘ヶ省きて高宮と云へり。仁徳紀の皇后の御歌に、「吾が見欲し國は、葛城高宮、吾家の邊り」と詠み給へり。和名抄に大和國葛上郡(葛城郡)高宮とある是也」と云ふ。舊都趾要覽に「南葛城郡吐田郷村・大字森脇の神宮の芝と云ふ地、是れ皇居の一局部なるべし。其他荒廢す」とある。五十鈴依姬命 上卷の第六九講(二六)に出づ。一書云・磯城縣主云々 通釋に「五十鈴依姬命を立て、皇后と爲たまふ。と記載し、是に續けて一書云と有りては、磯城縣主の女の川派媛も、春日縣主の女の糸織媛も、一傳には皇后と爲給へる趣の如くに通ゆれど、然には有らず。此の人等は妾妃として召し給へるを、皇后の因に記し出でたる也。次々の卷、何れも同じ」とある。磯城縣主 河内國の志岐郡の縣主で、其の先祖は饒速日命である(縣主の事は、上卷の第四百十講に出づ。磯城縣主の事も同處に註せり)。川派媛 川派媛は、當時磯城縣主となりし日子湯支命(饒速日命の孫)の女で、名義は和名抄に河内國若江郡川派とある地名ならむと云ふ。春日縣主 此の春日は、奈良の春日とは異なり、多神宮注進狀に「神八井耳命。自三帝宮。以降三居於當國春日縣(後改二十市縣)」とある地で、大和國十市郡(今・磯城郡)の舊名である。大日諸女・糸織媛 十市縣主系圖に、「事代主命の子、鴨主命(亦號・天日方命)、其子大日諸命(春日)・其子大間宿禰の妹・糸織媛」とある。磯城津彥玉手看天皇(安) 磯城は御母の家の磯城(磯城縣主の女・川派媛)。玉手は河内國安宿郡に玉手村・玉手山がある。此の地名に因れる御名ならむと云ふ。葬于畝傍山北 此の神八井耳

命の御墓は、通證に「高市郡山本村に在り。御陵山と稱す。傍に小祠あり、岩井耳(八井耳の轉訛)と曰ふ」とある。時年八十四(永享本は八十)此の御年、古事記には四十五歳とある。甚だしき相違である。

磯城津彦玉手看天皇 安寧天皇

磯城津彦玉手看天皇。神滄名川耳天皇太子也。母曰五十鈴依姬命。事代主神之少女也。天皇以神滄名川耳天皇二十五年立爲皇太子。年二十一。三十三年夏五月。神滄名川耳天皇崩。其年秋七月癸亥朔乙丑皇太子即天皇位。

正訓 磯城津彦・玉手看天皇は、神滄名川耳天皇(綏)の太子なり。母を五十鈴依姬命と曰す。事代主神の少女なり。天皇、神滄名川耳天皇の二十有五年を以て、立ちて皇太子と爲り給ふ。時に年二十一。三十有三年の夏五月、神滄名川耳天皇崩りましぬ。其年の秋七月、癸亥の朔の乙丑の日(三)、皇太子即天皇位。

【第一四六講】 磯城津彦玉手看天皇 御名義、前講に出づ。安寧 史記・周本紀に「成康之際、天下安寧」とある。五十鈴依姬命 上卷の二六六頁に出づ。事代主神之少女也 五十鈴依姬命は少女(妹娘)ではないのであるから、單に「女也」と有るべきである。此の八字は、永享本、及び江家本に分註に爲つてゐるのに依ると、恐らく後人の挿入であらう。

此事は既に第一四三講に述べて置いた。二十一 集解本には十一とある(水鏡も同じ)。此事は第一四七講の終を参照すべきである。秋七月 流布本には秋の字が脱てゐる。校本に據て補つた。即天皇位 舊事紀、水鏡、皇代紀、愚管抄等には、「元年癸丑即位」とある。(即天皇位の四字引合「天つ日嗣知し看す」と訓むこと、及び天津日嗣の言義は、上卷の第八五講、第一三九講に釋いてある。)

元年。冬十月丙戌朔丙申。葬神滄名川耳天皇於倭桃花鳥田丘上陵。尊皇后。曰皇太后。是年也太歲癸丑。

二年。遷都於片鹽。是謂浮孔宮。

三年。春正月戊寅朔壬午。立神滄名底仲姬命。亦曰神。爲皇后。一書云。磯城縣主葉江女川津媛。先是。后生二皇子。第一曰息石耳命。第二曰大日本彦耜友天皇。一云。生三皇子。第一曰常津彦某兒。第二曰大日本彦耜友天皇。第三曰磯津彦命。

三十八年。冬十二月庚戌朔乙卯。天皇崩。時年五十七。

正訓 元年(紀元一一三)冬十月、丙戌の朔の丙申の日(十二)神滄名川耳天皇を、倭の桃花鳥田丘上陵に葬しまつる。皇后を尊びて皇太后と曰す。是年、太歲・癸丑。

二年(紀元一一四)甲寅、都を片鹽に遷し給ふ。是を浮孔宮と謂す。

三年(紀元一一五)乙卯、奉正月、戊寅の朔の壬午の日(五)、神滄名底仲姬命(亦曰く神名製姫)を立てて皇后と

爲たまふ。(一書に云く、磯城縣主・葉江が女、川津媛。一書に云く、大間宿禰が女、糸井媛)是より先に、
 后、二はしらの皇子を生みませり。第一にあたり給ふをば息石耳命と曰ふ。第二を大日本彦相友天皇
 (懿)と曰す。(一に云く、三はしらの皇子を生みます。第一にあたり給ふをば常津彦某兄と曰す。第二に當り
 給ふをば大日本彦相友天皇と曰す。第三に當り給ふをば磯城津彦命と曰す。)

十一年(紀元一二三)春正月、壬戌の朔の日、大日本相友尊を立て、皇太子と爲たまふ。弟・磯城津彦命は、是れ猪使連の始祖なり。

三十八年(紀元一五)冬十二月、庚戌の朔の乙卯の日(六)天皇、崩ましぬ。時に年五十あまり七〇

【第一四七講】 桃花鳥田丘上陵 古事記には「御陵在衛田岡也」とあり、諸陵式に「桃花鳥田丘上陵。葛城高丘宮御宇。綏靖天皇。在大和國高市郡。兆城東西一町南北一町。守戸五烟」とある。さて桃花鳥は借字で、和名抄に「鳩。和名豆木」とある鳥の名である。今は朱鷺と云ふ。朱鷺色と云ふのは此鳥の色である。遷都於片鹽。都は宮處の義で、住み給ふ大宮處を云ふ。即ち御所を大和國葛下郡(北葛城郡)片鹽の地に造營して其處に遷らせ給へるのである。浮孔宮。大和志に、「在葛下郡・三倉堂村」とあり、舊都趾要覽に「北葛城郡(舊葛下郡)浮孔村、大字三倉堂、字北大殿、字西大殿、字南大殿の地、是れ皇居の一局部なるべし。其地荒廢す」とある。淨名底仲姫命。懿德紀に「事代主神の孫、鴨主の女也」とある。御父の事は其處に説明する。磯城縣主葉江女・川津媛 記には「川津媛(第一四五)の兄、縣主葉江の女・阿久斗媛」とある。川津は地名であらう。大間宿禰 十市縣主系圖に據れば、大間宿禰は、大日諸命の子で、糸織媛(第一四五)の

兄である。宿禰 私記に「昔稱皇子爲大兄。又稱近臣爲少兄也。宿禰之義。取於少兄也」とある。糸井媛 十市縣主系圖に、大間宿禰に二人の子あり。兄は春日縣主・春日彦、妹を糸井媛と曰ふ、安寧天皇妾妃。とある。息石耳命 此命は記には無い。舊事紀には、次の常津彦某兄の別號と傳へてゐる。大日本彦・相友天皇(懿)通釋に「彦は大日本へ屬て讀むべし。相は磯城(地名)なり。御父帝、及び弟命などの御名に負坐ると同じ」とある。友は柄の借字で、弓を好くし給ひしならむと云ふ。猪使連 天武紀十三年十二月に「賜姓曰宿禰」とある。氏人は同紀に猪使連子首とある外に見當らず。なほ姓氏錄左京皇別に「新田部朝臣は安寧天皇女子・磯城津彦命の後也」とある。即ち磯城津彦命は、猪使連、及新田部朝臣等の始祖である。時年五十七 此の御年數に依て數ふる時は、靖綏天皇の十五年に生れ給へる御事になる。然らば綏靖天皇の二十五年に皇太子に立たせ給ひし御時は十一歳に當り給ふのであるが、本紀には其時の御年二十一とあつて、十年の相違がある。故に先哲は、「崩年五十七は、六十七の誤ならむ」と云つてゐる。なほ古事記には四十九歳とあり。甚だしき相違である。

大日本彦相友天皇 懿德天皇

大日本彦相友天皇。磯城津彦手看天皇第二子也。母曰淨名底仲姫命。事代主神孫。鴨主女也。磯城津彦手看天皇十一年。春五月壬戌朔。立爲皇太子。年十六。三十八年冬十二月。磯城津彦手看天皇崩。

正 大日本彦・相友天皇は、磯城津彦・玉手看天皇(安)の第二に當り給ふ子なり。母を淳名底仲姫命と曰す。事代主神の孫、鴨主の女なり。磯城津彦玉手看天皇の十一年の春正月、壬戌の朔の日、立ちて皇太子と爲り給ふ。年十六、三十八年の冬の十二月、磯城津彦玉手看天皇崩りましき。

【第一四八講】 大日本彦相友天皇 御名義は前講に出づ。懿德 美徳に同じ。詩經の大雅・烝民に「天生烝民。有物有則。民之秉彝。好是懿德。」とある。事代主神孫、鴨主女也 淳名底仲姫命は、事代主神の孫に坐々して、鴨主命(亦名天日方命)の女也、との傳である。十市縣主系圖に「事代主命の子一鴨主命(亦曰・天日方命)、其子・大日諸命、淳名底仲姫命、建飯勝命。」とある。

元年。春二月己酉朔壬子。皇太子即天皇位。秋八月丙午朔。葬磯城津彦玉手看天皇於畝傍山南御陰井上陵。九月丙子朔己丑。尊皇后曰皇太后。是年也太歳辛卯。

二年。春正月甲戌朔戊寅。遷都於輕地。是謂三曲峽宮。二月癸卯朔癸丑。立天豐津姫命爲皇太后。爲皇太子。年十八。三十四年。秋九月甲子朔辛未。天皇崩。

正 元年(紀元一五)春二月、己酉の朔の壬子の日(四)、皇太子、天皇位しろしめす。秋八月丙午の朔の日、磯城津彦玉手看天皇を畝傍山の南・御陰井上陵に葬しまつる。九月、丙子の朔の己

丑の日(十四)皇后を尊びて皇太后と曰す。是年、太歳・辛卯。二年(紀元一五)春正月、甲戌の朔の戊寅の日(五)、都を輕の地に遷さる。是を三曲峽宮と謂す。二月、癸卯の朔の癸丑の日(十一)、天豐津姫命を立てて皇后と爲たまふ。(一に云く、磯城縣主・葉江男が弟、猪手の女・泉媛。一に云く、磯城縣主・太眞稚彦が女・飯日媛也。)后、觀松彦香殖稻天皇(昭)を生みます。(一に云く、天皇の母弟・武石彦奇友背命。)

二十二年(紀元一七)春二月、丁未の朔の戊午の日(十三)、觀松彦香殖稻尊を立て、皇太子と爲たまふ。時に年十八。三十四年(紀元一八)秋九月、甲子の朔の辛未の日(八)、天皇崩ましぬ。

【第一四九講】 即天皇位 時に御年四十四歳。畝傍山南・御陰井上陵 諸陵式に「畝傍山西南御陰井陵。片鹽浮穴宮御宇安寧天皇。在大和國高市郡。兆域東西三町南北二町。守戸五烟」通釋に「此の御陵は高市郡吉田村に在り。畝傍山の西南方の麓に著きたる高き岡にて、字花陰山、俗西山新開また阿彌山と云ふ。(此紀に畝傍山南とあるは、式に依るに、南上に西字を脱せるなるべし。御陰井は吉田里中の路傍に在りて、尋常の小さき井なり。今は御蔭井と云ふ。御陵は此井より西方・一町餘りに在り)」とある。遷都於輕地 遷都の事は第一四七講に出づ。輕地は大和國高市郡輕村である。曲峽宮記には輕之境崗宮とある。舊説に「此宮の跡は、輕の西南方、白樞村大字見瀬に曲峽と云ふ田地の號残り」と云ふ。天豐津姫命 孝昭紀に息石耳命の女也とあれば、天皇の御女姪である。葉江男弟・猪手女泉媛 通釋に「葉江男は磯城縣主・葉江(第一四七)と同人か。泉媛は、次なる飯日媛と同人にて、傳の異なるか」とある。太眞稚彦女・飯日媛 記には磯城

縣主の祖、太真稚媛命、亦名は飯日媛を娶して生みませる御子・觀松彦香殖稻尊、次に武石彦命(註二)とある。觀松彦・香殖稻天皇(昭) 幸郷云「御名の前半は御孫之彦の義にて皇御孫の男御子と坐す意。後半は稻の香の咲み榮ゆる意にても有るべし」。武石彦奇友背命 武く奇靈に坐す由の御名である。記には此の武石彦を多藝志比古と書かれて有るが、異なる稱では無い。(武)武、同語也。神武天皇の御子の手研耳命も、武耳命の義にて、猛きに依る御名である。天皇崩本紀に「安寧天皇の十一年正月、皇太子と爲り給ふ。年十六。」とあるに據れば、御年七十七歳であるが、古事記は四十五歳と傳へてゐる。

觀松彦香殖稻天皇 孝昭天皇

觀松彦香殖稻天皇。大日本彦相友天皇太子也。母皇后曰「天豐津姬命」。息石耳命之女也。天皇以「大日本彦相友天皇二十二年春二月丁未朔戊午」。立爲「皇太子」。三十四年秋九月。大日本彦相友天皇崩。明年冬十月戊午朔庚午。葬「大日本彦相友天皇於畝傍山南織沙谿上陵」。

觀松彦香殖稻天皇は、大日本彦相友天皇(懿)の太子なり。母皇后を天豐津姬命と曰す。息石耳命の女なり。天皇、大日本彦相友天皇の二十二年の春二月、丁未の朔の戊午の日を以て皇

太子と爲り給ふ。三十四年の秋九月、大日本彦相友天皇崩りましぬ。明年(紀元一八)の冬十月、戊午の朔の庚午の日(十三)、大日本彦相友天皇を畝傍山の南の織沙谿の上の陵に葬しまつる。

【第一五〇講】 觀松彦香殖稻天皇 前講に出づ。孝昭 漢書・惠帝紀に「孝子前述父之志。故漢家之謚。自惠帝以下皆稱孝也。」また昭帝紀に「禮法聖聞周達曰昭」とある。息石耳命 父帝(懿德天皇)の御兄である(第一四七講に出づ)。明年冬十月 即位の前年(乙丑)である。書紀備考に「明年以下。當屬前紀。削尊號八字。此帝以甲子崩。而乙丑年空位也。據神武天皇紀之例。以宜知其誤。」と云へるのは至當の説であるが、之に由つて黒羽本が私に改竄したのは不可である。織沙谿上陵 記に畝火山之眞名子谷上とある。織沙は眞砂子の略で、眞砂に同じ。諸陵式に「畝傍山南織沙谿上陵。輕曲峽宮御宇。懿德天皇。在大和國高市郡。兆域東西一町南北一町。守戸五烟」とある。

元年春正月丙戌朔甲午。皇太子即天皇位。夏四月乙卯朔己未。尊「皇后」曰「皇太后」。秋七月遷「都」於掖上。是謂「池心宮」。是年也太歲丙寅。

二十九年。春正月甲辰朔丙午。立「世襲足姬」。爲「皇后」。一云。磯城縣主葉江女淳名城津媛。后生「天足彦國押人命」。日本足彦國押人天皇。

六十八年。春正月丁亥朔庚子。立「日本足彦國押人尊」爲「皇太子」。年二十。天足彦國押人命 此和珥臣等始祖也

八十三年。秋八月丁巳朔辛酉。天皇崩。

元年(紀元一八)春正月、丙戌の朔の甲午の日(九)皇太子、即天皇位。夏四月、乙卯の朔の己未の日(五)皇后(此處は先帝の皇后を申す)を尊びて皇太后と曰す。秋七月、都を掖上に遷します。是を池心の宮と謂す。是年、太歳・丙寅。

二十九年(紀元二二)春正月、甲辰の朔の丙午の日(三)世襲足姫を立て、皇后と爲たまふ。(一に云く、磯城縣主・葉江が女、淳名城津媛。一に云く、倭國豐秋狹太雄が女、大井媛也)后、天足彦國押人命、日本足彦國押人天皇(安)を生みます。

六十八年(紀元二五)春正月、丁亥の朔の庚子の日(十四)、日本足彦國押人尊を立て、皇太子と爲たまふ。年二十、天足彦國押人命は、此れ和珥臣等が始祖(もとつ)なり。

八十三年(紀元二六)秋八月、丁巳の朔の辛酉の日(五)、天皇崩ります。

【第一五一講】即天皇位 懿德紀二十二年の文に據れば、即位の御年三十一歳である。掖上(わき)大和國南葛城郡(舊葛)に在り。既に第一四二講に出づ。池心宮 大和志に「葛上郡(葛城郡)池心宮古蹟在池内御所二村間。一名大草古原。今云三蓬原」とある。世襲足姫 孝安紀に「尾張連の遠祖・瀧津世襲の妹也」とある。磯城縣主 通釋に「安寧天皇の妃も磯城縣主葉江の女・川津媛とあり。また懿德天皇の妃も葉江男の弟・猪手の女・泉媛とあり。次に孝安天皇の妃も磯城縣主葉江の女長媛とありて聊か疑はし。別人か」とある。倭國豐秋狹太雄 此人は十市縣主系圖に據れば、春日縣主の大間宿禰の子・春日彦の子である。天足彦國押人命 記には天押帶日子命とある。御名義は次に同じ。日本彦國押人天皇

【安】記には大倭帶日子命とある。御名義は凡て美稱(押は忍穂耳尊の忍に同じ(第七講)。足は満ち足る意)である。和珥臣 大和國添上郡和珥村の地名に出でし稱(神武紀一三六講参照)。此姓は古くは和珥とのみあるが、天武紀に和邇部臣・君手と見え、其よりは「和珥部」と爲つてゐる。尙ほ續紀其他の諸書には「丸部」とも書いてある。天皇崩 懿德紀廿二年の文に依れば、崩御の御年は一百十四歳であるが、古事記は九十三歳と傳へてゐる。

日本足彦國押人天皇 孝安天皇

日本足彦國押人天皇。觀松彦香殖稻天皇第二子也。母曰世襲足姫。尾張連遠祖瀧津世襲之妹也。天皇以觀松彦香殖稻天皇六十八年春正月。立爲皇太子。八十三年秋八月。觀松彦香殖稻天皇崩。元年。春正月乙酉朔辛卯。皇太子即天皇位。秋八月辛巳朔。尊皇太后曰皇太后。是年也太歳己丑。二年冬十月。遷都於室地。是謂秋津島宮。三年秋八月庚午朔己丑。葬觀松彦香殖稻天皇于掖上博多山上陵。二十六年。春二月己丑朔壬寅。立姪押姫。爲皇后。一云。磯城縣主葉江女長媛。一云。后生大日本根子彦太瓊天皇。

七十六年。春正月己巳朔癸酉。立大日本根子彦太瓊尊爲皇太子。年二十六。百二年。春正月戊戌朔丙午。天皇崩。

正訓 日本足彥國押人天皇は、觀松彦香殖稻天皇(孝)の第二に當り給ふ子なり。母を世襲足媛と曰す。尾張連の遠祖、瀛津世襲の妹なり。天皇、觀松彦香殖稻天皇の六十餘り八年の春正月を以て、皇太子と爲り給ふ。八十三年の秋八月、觀松彦香殖稻天皇崩ります。

元年(紀元二六)春正月、乙酉の朔の辛卯の日(七)、皇太子、即天皇位。秋八月、辛巳の朔の日、皇后を尊びて皇太后と曰す。是年、太歲・己丑。

二年(紀元二七)冬十月、都を室の所に遷さる。是を秋津島の宮と謂す。

三年の秋八月、庚午の朔の己丑の日(廿)觀松彦香殖稻天皇を、掖上の博多山の陵に葬しまつる。

二十六年(紀元二九)春二月、己丑の朔の壬寅の日(十四)姪・押媛を立て、皇后と爲たまふ。(一云く、磯城縣主・葉江が女、長媛。一云く、十市縣主・五十坂彦が女、五十坂媛也)后、大日本根子彦太瓊天皇(孝)を生みませり。

七十六年(紀元三四)春正月、己巳の朔の癸酉の日(五)、大日本根子彦太瓊尊を立て、皇太子と爲たまふ。年二十六。百あまより二年(紀元三七)の春正月、戊戌の朔の丙午の日(九)、天皇崩ります。

【第一五二講】 日本足彥國押人天皇 御名義は前講に出づ。孝安 後漢書の安帝紀注に「證法曰。寛容和平曰安。(孝は五十講)とある。尾張連 神代紀に「天火明命(天孫本紀は、天火明命と饒速日命を同神とす。)の兒・天香山命、是は尾張連等が遠祖也」とある。(上卷の三四四頁を参照すべし)。瀛津世襲之妹 天孫本紀に據れば其の系圖は下の如し「饒速日命—天香山命—天村雲命—天忍人命、弟・天忍男命—瀛津世襲命(亦云葛城彦命)池心朝御世。爲大連・供奉。尾張連等祖。弟・武額赤命。妹・世襲足媛命(亦名。日置媛命)」。即天皇位 孝昭紀六十八年の文に據れば、御年二十六歳である。室地 大和國南葛城郡・秋津村・室の地である。秋津島宮 記には葛城室之秋津島宮とある。舊都趾要覽に「秋津村字室の宮山と云ふ地、是れ皇居の一局部なるべし」とある。秋津島の名の起本は神武紀(二四)に出づ。三年秋八月云云 此の三年の紀事を流布本は「三十八年秋八月丙子朔己丑。葬觀松彦香殖稻天皇于掖上博多山上陵。」として下の二十六年紀の次に載せてゐるのは誤である。校本に據て訂した。掖上博多山上陵 諸陵式に「掖上池心宮御宇孝昭天皇。在

大和國葛上郡(今南葛)兆城東西六町。南北六町。守戸五烟。』大和志に「在室村。陵畔有八幡祠并家四。」とある。押姫 天皇の御兄・天足彥國押人命の御女である。十市縣主 通釋に「十市は、和名抄に大和國十市郡止布知(印本は、布知。今信及校本に依る。筑前國)とある是也。さて十は登雲なるを、止布とあるは、假字違へるが如くなれど、布と雲と通は遠賀郡十市を止布知とあり。」とある。之布と之乎と通はせれば、古は斯くも書きしなるべし(北邊隨筆に「難しと定めしは、和名抄の例を考へられざりし也)されば唱は和名抄に従ふべし。記傳の説は、印本に依られたるものにて信がたし」と云はれた。さて十市縣主は、春日縣主と同一で、事代主命の裔なること、第一四五講に出づ。五十坂彦 十市縣主系圖に「倭國豊秋狹太雄(孝昭紀)の子・五十坂彦。孝昭天皇の御世に、春日の稱を改めて十市縣と云ふ。五十坂彦に詔して縣主と爲給ふ。此

の五十坂彦に二人の子あり、兄を大日彦(十市)と曰ひ、妹を五十坂媛(孝安天皇妾妃)と曰ふ」とある。大日本根子彦太瓊天皇(孝) 根子は「和」の轉語で、和らぐ意の美稱(和は神代紀に桑物、崇神紀十二年に和享、雄略紀七年に温突、記の歌に、むし衾・和やが下に、などあり。「和やか、和む」等の和に同じ。即ち和・和・和、皆同語である。)太瓊は其字の如く、太く珍らしき瓊に擬へ奉れる美稱であらう。天皇崩 孝昭紀六十八年の文に依れば、御年一百三十七歳であるが、古事記には一百二十三歳とある。

大日本根子彦太瓊天皇 孝靈天皇

大日本根子彦太瓊天皇。日本足彦國押人天皇太子也。母曰三押姫。(蓋天足彦國押人命之女乎。)天皇以日本足彦國押人天皇七十六年春正月。立爲皇太子。百二年春正月。日本足彦國押人天皇崩。秋九月甲午朔丙午。葬日本足彦國押人天皇于玉手丘上陵。冬十二月癸亥朔丙寅皇太子遷都黑田。是謂三廬戸宮。元年春正月壬辰朔癸卯。皇太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。是年也太歲辛未。

二年。春二月丙辰朔丙寅。立三細姫命爲皇后。一云春日千乳早山香媛。一云。后生大日本根子彦國牽天皇二妃倭國香媛(亦名三倭迹々日百襲姫命。彦五十狹芹彦命。亦名吉備)倭迹迹稚屋姫命。亦妃三倭迹々日百襲姫命。亦名吉備。倭迹迹稚屋姫命。亦妃三倭迹々日百襲姫命。亦名吉備。倭迹迹稚屋姫命。亦妃三倭迹々日百襲姫命。亦名吉備。

武彦命。弟稚武彦命是吉備臣之始祖也。

三十六年。春正月己亥。立三彦國牽尊爲皇太子。七十六年春二月丙午朔癸丑。天皇崩。

大日本根子彦太瓊天皇は、日本足彦國押人天皇(孝)の太子なり。母を三押姫と曰す。(蓋し天足彦國押人命の女乎。)天皇、日本足彦國押人天皇の七十六年の春正月を以て、立ちて皇太子と爲り給ふ。百二年の春正月、日本足彦國押人天皇崩ります。秋九月、甲午の朔の丙午の日(十三)日本足彦國押人天皇を、玉手丘上の陵に葬しまつる。冬十二月、癸亥の朔の丙寅の日(四)、皇太子、都を黒田に遷さる。是を廬戸宮と謂す。

元年(紀元三七)春正月、壬辰の朔の癸卯の日(十三)、皇太子、即天皇位。皇后を尊びて皇太后と曰す。是年、太歲・辛未。

二年(三七)の春二月、丙辰の朔の丙寅の日(十二)、細姫命を立て、皇后と爲たまふ。(一)云く、春日千乳早山香媛。一云く、十市縣主等が祖の女、真舌媛。后、大日本根子彦國牽天皇(孝)を生みます。妃・倭國香媛(亦名は三倭某姉)、倭迹々日百襲姫命、彦五十狹芹彦命(亦名は吉備津彦命)倭迹々稚屋姫命を生む。亦の妃・三某弟、彦狹島命、稚武彦命を生む。弟・稚武彦命は、是れ吉備臣の始祖なり。三十六年(四〇六)の春正月、己亥の朔の日、彦國牽尊を立て、皇太子と爲たまふ。七十六年(四四六)春二月、丙午の朔の癸丑の日(八)、天皇崩ります。

【第一五三講】 大日本根子彥太瓊天皇 御名義は前講に出づ。孝靈 後漢書の靈帝紀注に「證法曰。亂而不損曰靈。孝は第百五」とある。蓋天尼彥國押人命之女乎 此の十一字は私記の攙入である。通釋に「斯く疑ひて、蓋云々乎と云へるは、紀中何れも攙入なる例也」と曰はれた。是は全卷を通じて心得置くべきである。玉手丘上陵 諸陵式に「玉手丘上陵。室秋津島宮御宇孝安天皇。在大和國葛上郡(今、南)兆城東西六町南北六町。守戸五烟。」前皇廟陵記に「玉手村是也。在室村西北河東。」とある。黒田 和名抄に「大和國城下郡(今、城)黒田郷。久留多」とある。廣戸宮 舊都趾要覽に「磯城郡の都村大字黒田。大字宮古の兩地に互る都杜、宮古の前、大君、内裏が坪など云ふ處、是れ皇居の一局部の地名となりて今に存するものなるべし。其地荒廢す」とある。即天皇位 孝安紀七十六年の文に據れば、時に御年五十三歳。細姬命 次紀に「磯城縣主・大目之女也」とある。さて細姬は久波志姫と訓むべしと云ふ説もあるが、別に確證なき故に、本書は舊訓に従つた。一云・云々 細姬命の外に妾妃として召し給へる人の傳である(第一四五) 春日千乳早山香媛 十市縣主系圖に「大日彦(五十坂彦の子にて、五十坂媛)の兄也、第一五二講に出づ。」に三人の子あり。第一は倭國早山香媛(亦號は縹某姉媛、孝靈天皇の妾妃)とある。即ち此の春日千乳靈天皇の妾妃)。第二は倭國香媛(縣主) 第三は倭國香媛(亦號は縹某姉媛、孝靈天皇の妾妃)とある。即ち此の春日千乳早山香媛は、大日彦の長女で、此の次に「倭國香媛・亦名は縹某姉」とあると同人である。眞舌媛 前條の山香媛の妹である。倭國香媛・亦名縹某姉 前々條に出づ。但し古事記には「師木津彥命(安寧天皇)の御子・和知都美命に二人の女子ありし。姉の名は繩伊呂泥、別名は大倭國阿禮媛命。妹の名は繩伊呂村」と有つて甚だ異つてゐる。倭國香媛 古事記には「大倭國阿禮媛命(前條所載)を娶して生みませる御子、夜麻登々百襲姫命、次に彥刺肩別命(此紀に)、次に彥五十狹芹彥命」とある。(御名義は第一五三講の倭國香媛の條を参照すべし。) 彥五十狹芹彥命 亦名・吉備津彥命 此

命は崇神天皇の十年九月に、四道將軍の隨一として西道に向はせられた。西道は後世の山陽道の謂であるが、旨としては吉備國を指すので、亦名を吉備津彥命と申すのである。倭國香媛 記には倭國香媛とある。縹某姉 上記の春日千乳早山香媛、及び倭國香媛の條に出づ。彥狹島命 亦名を彥狹目間命とも申す。記に「日子寤間命は、播磨の牛鹿臣の祖也」とあり、姓氏錄右京皇別に「字目可臣は孝靈天皇の御子・彥狹島命の後也」とある。稚武彥命 稚武吉備津彥命とも申す。さて此命は是れ吉備臣之始祖也とあるのは、應神天皇が吉備に行幸し給ひし時、此の稚武彥命の子・吉備武彥命の次男の御友別が、衷誠を竭して奉仕したので、天皇甚く悦ばせ給ひ、吉備の國を割いて御友別の子等に封じ賜つた。則ち川島縣を分ちて長子の稻速別に封す。是れ吉備下道臣の始祖である。次に上道縣を以て中子の仲彦に封す。是れ吉備上道臣の始祖である。と應神紀二十三年に記されてある。天皇崩 本紀に據れば御年一百二十八歳であるが、古事記には壹百六歳と記されてある。

大日本根子彥國牽天皇 孝元天皇

大日本根子彥國牽天皇。大日本根子彥太瓊天皇太子也。母曰細姬命。磯城縣主大目之女也。天皇以三大日本根子彥太瓊天皇。三十六年春正月。立爲三皇太子。年十九。七十六年春二月。大日本根子彥太瓊天皇崩。正訓 大日本根子彥國牽天皇は、大日本根子彥太瓊天皇(孝)の太子なり。母を細姬命と曰す。磯城

縣主・大目の女なり。天皇、大日本根子彥太瓊天皇の三十六年の春正月を以て、立ちて皇太子と爲り給ふ。年・十有九。七十六年の春二月、大日本根子彥太瓊天皇崩ります。

【第一五四講】大日本根子・彥國牽天皇 御名義の前半は父帝に同じ。國牽の牽は、記傳に「括ると同語にて統る意也（今の俗言に、物を統るを括ムと云ふ。）とある。孝元 漢書・孝元紀。應劭曰。證法行レ義悅レ民曰元（孝は百五十講に出づ）。磯城縣主・大目 古事記には十市縣主之祖大目とあるが、十市縣主の系圖に據れば右は誤で、此紀の方が正傳である。（磯城縣主 志紀郡の祖は饒速日命。十市縣主 大和國十市郡 舊稱春日縣主の祖は事主命で、兩者其の出自を異にしてゐる。是等の事は第一四五講以後、屢々註した。）

元年。春正月辛未朔甲申。皇太子即天皇位。尊皇后。曰皇太后。是年也太歲丁亥。

四年。春正月甲申朔甲午。遷都於輕地。是謂境原宮。

六年。秋九月戊戌朔癸卯。葬大日本根子彥太瓊天皇于片丘馬坂陵。

七年。春二月丙寅朔丁卯。立三尊色謎命爲皇后。后生二男一女。第一曰大彥命。第二曰稚日本根子彥大日日天皇。第三曰倭迹々姬命。一云。天皇世弟。妃伊香色謎命。生彥太忍信命。次妃河内青玉繫女。殖安媛。生武殖安彥命。兄大彥命。是阿倍臣。膳臣。阿閉臣。狹々城山君。筑紫國造。越國造。伊賀臣。凡七族之始祖也。彥太忍信命。是武內宿禰之祖父也。

二十二年。春正月己巳朔壬午。立稚日本根子彥大日日尊爲皇太子。年十六。

五十七年。秋九月壬申朔癸酉。大日本根子彥國牽此八字、古寫本に無し天皇崩。

元年紀元四四〇（七年丁亥）春正月、辛未の朔の甲申の日（十四）、皇太子、即天皇位。皇后を尊びて皇太后と曰す。是年、太歲丁亥。

四年庚寅（四五〇）春正月、甲申の朔の甲午の日（十一）、都を輕の地に遷し給ふ。是を境原宮と謂す。六年壬辰（四五二）秋九月、戊戌の朔の癸卯の日（六）、大日本根子彥太瓊天皇を、片丘の馬坂の陵に葬しまつる。

七年癸巳（四五三）春二月、丙寅の朔の丁卯の日（三）、尊色謎命を立て、皇后と爲たまふ。后、二はしらの男、一はしらの女を生ませり。第一に當るを大彥命と曰ふ。第二に當り給ふを稚日本根子彥大日日天皇（化）と曰す。第三に當るを倭迹々姬命と曰ふ。一云、天皇の母弟、少彥男心命也。妃、伊香色媛命、彥太忍信命を生む。次の妃、河内青玉繫が女、殖安媛、武殖安彥命を生む。兄、大彥命は、是れ阿倍臣、膳臣、阿閉臣、狹々城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣、凡て七族の始祖なり。彥太忍信命は、是れ武內宿禰の祖父なり。

二十二年戊申（四六八）春正月、己巳の朔の壬午の日（十四）、稚日本根子彥大日日尊を立て、皇太子と爲たまふ。年十六。
五十七年癸未（五〇三）秋九月、壬申の朔の癸酉の日（三）、大日本根子彥國牽天皇崩ります。

【第一五五講】 即天皇位 時に御年六十歳。四年春正月甲申朔 本に正月を三月に誤れり。今校本に依て訂正した。大日本史にも「推三千支。三月癸未朔。十二日甲午。正月甲申朔。十一日甲午。」とある。輕地 第一四九講に出づ。境原宮 舊都趾要覽に「大和國高市郡白樞村大字見瀬字佐加伎婆良の地、是れ皇居の一局部なるべし」とある。片岡馬坂陵 諸陵式に「片岡馬坂陵。黒田廬戸宮御宇孝靈天皇。在大和國葛下郡(今北葛) 兆城東西五町南北五町。守戸五煙。」大和志に「在王寺村・馬背坂東山中。陵畔有二冢二」とある。鬱色謎命 次の開化紀に「穗積臣の遠祖・鬱色雄命の妹也」とある。大彥命 此命の御功の事は崇神紀に出づ。稚日本根彥大日々天皇 紀傳に「父尊の御名の大日本根子に對へて、稚日本根子とは稱へ奉れる也。日は耳と同じく稱名也」とある。倭迹迹姫命 幸郷云「倭は神代に饒速日命が天磐船に乗りて飛翔り給ひしより、倭飛速と云ふ熟語あり。即ち此の皇女の外に、孝靈紀に倭迹迹日百襲姫命(迹々日は速飛也)あり。其の御妹を、古事記には倭飛羽矢若屋姫(飛羽矢は飛速也)とあり。崇神紀には、百襲姫命を倭迹迹(飛速なり)神淺茅原目妙姫とあるなどは是也」と云つた。さて此の皇女は記には見えない。一云 記には「大彥命、次に少彥建猪心命、次に稚根根彥大日々命(開化)とある。少彥男心命 少彥は御兄の大彥に對へる名。雄心は武く坐す意。通音で猪心とも云ふ。伊香色謎命 崇神紀に「物部氏の遠祖・大綜麻杵命の女也」とある。記には「鬱色雄命(第一五六)の女也」とあるが、是は例の異なる一傳であらう。尙ほ此事は第一五七講に釋く。武埴安彥 崇神紀十年に「武埴安彥と妻吾田媛と謀反」の事見ゆ。兄 子の上の義で、長子を云ふ。阿倍臣 記に「大彥命の子、建沼河別命は、阿倍臣の祖」とある。武郷云「此氏は大和國磯城郡なる阿倍の地名より出でし姓なるべし。此地は靈異記に、小子部栖輕が、雄略天皇の勅を奉じて、雷神を捕へに出立ちし條に、「栖輕率勅從宮罷出云々。乘馬從阿倍・山田之道。與豐浦寺之路走往。至于輕諸越

之衝云々。」とありて最古地名也。氏人は齊明紀、天智紀に、阿倍引田臣比羅夫あり。續紀にも多く見えたるが、後世に最も著れたるは、阿倍晴明、安部頼時等なり。頼時の子・貞任の後、藤崎と稱し、其後に安藤氏あり。また其弟の宗任、筑紫に居り、其裔、松浦黨と爲れり云々。膳臣 記に「彦稻越別命(大彥命の子)、此は膳臣の祖也」とある。此姓は天皇の膳部の事を掌るより起れる稱で、膳手の稱である。膳を加志波と云ふのは、上古は木葉を以て葉盤・葉椀(第一二講)などの器に作り成して、之に飲食を盛つて、神事を始め凡ての饗膳に用いたのである。即ち膳は「饗之葉(饗は饗と通ず。御饗||御饗。食饗||食饗などの饗なり)」の義で、柏・弓弦葉・椿・椎・楨・山梔など、凡て飲食を盛るに用いる葉の總稱である。而して饗手の手は、凡て其事を行ふ者、例へば歌の詠手、鎗の遣手、騎手などの手である。即ち膳部の扱人を云ふ。さて此氏の膳蓋に係る事は、大彥命の子・彦稻越別命の子の磐鹿六鷹命が、景行天皇の五十三年に、天皇に扈從して安房國に至りし時、八尺の白蛤(鮑)を膾に料理り、葉盤に盛つて進つた。其が非常に奇美であつたので、即ち膳臣の姓を賜つたと云ふ事が、景行紀、姓氏錄(高橋朝臣の條)、また高橋氏文等に記されてある。阿閉臣 記傳に「伊賀國阿拜郡に依れる姓にて、敢とも書けり。(伊賀の阿拜と定むる據は、續紀卅六に、伊賀國敢朝臣云々これ也。)」とあり、姓氏錄に「阿閉朝臣。阿部朝臣同祖。孝元天皇皇子大彥命之後也。また、阿閉臣。阿閉朝臣同祖。大彥命・彦瀨立大稻越命之後也」とある。狭々城山君 通釋に「狭々城は、和名抄に近江國蒲生郡・篠筒郷とある是なるべし。神名帳に同郡・沙々貴神社あり。此氏は此地に居住る山君なり。山君は山守部君と同じく、山を守るに依れる姓にて、記に小月之山君、春日山君などあるも皆然なり。即ち顯宗紀に、狭々城山君・韓俗宿禰罪ありしかば、陵戸に充て、山陵を守らしめ、籍帳(籍)を削除して山部連に隸け給へり。是れ韓俗宿禰が本より山君なりし故也」と言はれた。筑紫國造 筑

紫は、筑前・筑後を云ふ。國造本紀に「筑紫國造。志賀高穴穗朝（成務）の御世に、大彥命の五世孫・田道命を國造に定め賜ふ」とある。國造、國之御臣の義（臣は家之子の意で、家之子と云ふに同じく、仕ふる者を親しみて云ふ稱）で、上代に一國を統治する職名であつたのが、稍後には姓と爲つたのである。而して國々に宰を置かれてより以來、國造は國司の下に立つて、多くは郡領などに任つた。斯くて次第に衰へて、遂に國造は殆ど絶え果て了ふに至つた。越國造、高志は和名抄に「越前古之乃三。越中古之乃三。越後古之乃三。」と見えて、今の北陸道は上古の古志國である。但し此處なるは、今の越前であらう。國造本紀に「高志國造。志賀高穴穗朝（成務）の御世に、彦屋主田心命（大彥命）の三世孫・市入命を國造に定め賜ふ」とある。伊賀臣、伊賀は國名。姓氏錄皇別に「伊賀臣。大稻與命（大彥命）の男・彦屋主田心命の後也」とある。武内宿禰、武内は、古事記には建内と書いてあるが、何れも「多計宇智」と讀むのが正訓である。之を「武之内」と之を添へて讀むのは、古言を知らぬ噓訓であり、また武内宿禰の弟の甘美内に對して「武志内」などと訓むのは、生物知の私訓で、共に甚だしき僻事である。是等の事は、景行紀三年の終に「生武内宿禰」とある所（一九）に詳述する。天皇崩、此紀の傳に據れば御年一百十六歳であるが、古事記には五十七歳とある。

稚日本根子彦大日日天皇

開化天皇

稚日本根子彦大日日天皇、大日本根子彦國牽天皇第二子也。母曰齋色謎命。穗積臣祖齋色雄命之妹也。

天皇、以大日本根子彦國牽天皇二十二年春正月、立爲皇太子。時年十六。五十七年秋九月。大日本根子彦國牽天皇崩。冬十一月辛未朔壬午。皇太子。即天皇位。

正訓 稚日本根子彦大日日天皇は、大日本根子彦國牽天皇（元）の第二に當り給ふ子なり。母を齋色謎命と曰す。穗積臣の遠つ祖、齋色雄命の妹なり。天皇、大日本根子彦國牽天皇の二十二年の春正月を以て立ちて皇太子と爲りたまふ。時に年十あまり六。五十七年の秋九月、大日本根子彦國牽天皇崩ります。冬十一月の辛未の朔の壬午の日（十二）、皇太子、即天皇位。

【第一五六講】 稚日本根子彦大日日天皇 御名義、前講に出づ。開化 宋書・顧頌之傳・定命論に「夫建極開化。樹聲貽則。典防之興由來尙矣」とある。右の中、建極は民の則とすべき道を建つる義。開化は人智の開け進む義である。穗積臣、古事記に「饒速日命、鳥見彦（長體彦）の妹鳥見屋媛を娶りて生める子、可美真手命。此は物部連、穗積臣、采女臣の祖なり」とある。齋色雄命。齋色謎命 此命の世系は天孫本紀に「饒速日命—可美真手命—彦湯支命—出石心命—大水口宿禰命。此の大水口宿禰命に四人の子あり、第一・齋色雄命、第二・齋色謎命（皇々后）、第三・大綜麻杵命、第四・大峯大尼命で、母は坂戸由良都媛と云ふ」とある。但し大水口宿禰命は、姓氏錄の左京神別・穗積臣の條には「神饒速日命五世孫・伊香賀色雄男。大水口宿禰命云々」とあつて、世次が甚だ異つてゐる。即天皇位 時に御歳五十一歳。

元年。春正月庚午朔癸酉。尊皇太后。曰皇太后。冬十月丙申朔戊申。遷都于春日之地。是謂率川宮。率川此云是年也太歲甲申。伊社箇波。

五年。春二月丁未朔壬子。葬大日本根子彦國奉天皇于劔池嶋上陵。

六年。春正月辛丑朔甲寅。立伊香色謎命爲皇后。(是庶母也)后生御間城入彦五十瓊殖天皇。先是天皇納丹波竹野媛。爲妃生彦湯產隅命。亦名彦次妃和珥臣遠祖姥津命之妹。姥津媛生彦坐王。

二十八年。春正月癸巳朔丁酉立御間城入彦尊爲皇太子。二年十九。

六十年夏四月丙辰朔甲子。天皇崩。冬十月癸丑朔乙卯。葬于春日率川坂本陵。一云坂上陵。時年百十五。

正訓 元年(紀元五〇)春正月、庚午の朔の癸酉の日(四)、皇后を尊びて皇太后と曰す。冬十月の丙申の朔の戊申の日(十三)、都を春日の地(春日、此をば箇酒鵝と云ふ)に遷さる。是を率川宮と謂す(率川、此をば伊社箇波と云ふ)。是年、太歳・甲申。

五年(五〇八)春二月、丁未の朔の壬子の日(六)、大日本根子彦國奉天皇を、劔池嶋上の陵に葬めよつる。

六年(五〇九)春正月、辛丑の朔の甲寅の日(十四)、伊香色謎命を立て、皇后と爲たまふ。后、御間城入彦五十瓊殖天皇(崇)を生みます。是より先に天皇、丹波竹野媛を納れて妃と爲たまひ、彦湯產隅命(亦名

は彦蔭實命)を生ましむ。次妃、和珥臣の遠祖・姥津命の妹・姥津媛、彦坐王を生む。
二十八年(五三一)春正月、癸巳の朔の丁酉の日(五)、御間城入彦尊を立て、皇太子と爲たまふ。年十九。

六十年(五六三)夏四月、丙辰の朔の甲子の日(九)、天皇崩ります。冬十月の癸丑の朔の乙卯の日(三)、春日の率川の坂本の陵に葬しまつる。(一云く、坂上の陵。時に御年・百一十五)

【第一五七講】 春日 和名抄に『大和國添上郡・春日郷、加須加』とある地である。さて加須賀を春日と書く事は、武烈紀の歌に「春日の箇須我を過ぎ云々」また禮體紀の歌に「春日の須須我の郷云々」とある。即ち春日は、日影が霞む故に、

「春日の霞日」と言ひ重ぬる枕詞とし、之に因つて春日と書いて、其れを其儘カスガと讀ませたのである。率川宮、萬葉集七に、「率川の音の清けさ云々。(此川は春日山より出で、猿澤の池の南を経て、子守町の南方を西へ流るゝ小川也と云ふ。)」とあり。舊郡趾要覽に「奈良市野田の四恩院趾、其の宮趾なるべし。」とある。劔池嶋上陵 諸陵式に、「在大和國高市郡。兆城東西二町。南北一町。守戸五烟。」大和志に「在石川村劔池南。俗呼中山家。」とある。此池は應神紀に

「十一年冬十月。作劔池。」とあつて、其の御世に出來た池であるから、陵號は其後に名づけられたのであらうと云ふ。さて今年この山陵に葬し奉れるのは、先帝崩御の後五年を経過してゐるのに就いて、通釋に「此は故ありて、殯斂之處に

坐せ奉りなどせしを、今年此地に葬め奉りしにもあるべし」と云はれた。立伊香色謎命爲皇后(是庶母也) 古事記に「庶母・伊賀迦色許賣命を娶して生みませる御子は、御間城入彦五十瓊殖尊(崇)、次に御眞津媛(此の媛命は紀には見えす。尙ほ

り)とある。さて右の庶母と云ふのは、先帝の妾妃の稱(爾雅に、父之妾。是謂庶母。)とあり)で、實際の禮母の謂では無いのであるが、古事記に然う書いてあるので、後人が此紀また舊事紀等へ「是庶母也」と書入れたので、此の雙註の四字は、信友校本、聽泉居校本等に無いのが正しい。故に正訓は是を刪訂した(集解、通釋も削除せり。)なほ伊香色謎命

に就いて、或説に「開化天皇の皇后に立たせ給ひし伊香色謎命は、崇神紀に「物部氏の遠祖・大綜麻杵命の女也」とあり。

また開化の御父・孝元天皇の妾妃と爲られし伊香色謎命は、古事紀に「爵色雄命（大綜麻杵命の兄）の女也」とありて、實は同名別人（從妹）なり。故に記には、孝元帝の妾妃を伊迦賀色許賣命と書き、開化帝の皇后を、鹿母伊賀迦色許賣命と書いて之を區別せり。諸本皆然るを、記傳尙ほ此の「鹿母・伊賀迦色許賣命」の鹿母は、大和國葛上郡（今、南葛城郡）の地名也。寛永刻本を始め諸本皆「鹿母」と書けるを、加茂本、神谷本等、誤りて之を「鹿母」に作り、未々波々と訓めるより、大に事實を誤らしむるに至れり。」と云ふ説がある。されど今遽かに決め難い。尙ほ能く考ふべきである。御間城入彦五十瓊殖天皇 崇神天皇である。御名義は次講の首に釋く。丹波竹野媛 記には「丹波之大縣主、名は由基理の女、竹野媛」とある。彦湯彦隅命 姓氏録の河内皇別に「忍海部。開化天皇皇子・比古由牟須美命之後也」とある。和珥臣 孝昭紀に出べ。姥津命 此命は姓氏録の左京皇別に、孝昭天皇の御子・天足彦國押人命の孫也とある。彦坐王 姓氏録に「彦今養命」に作る。此王は四道將軍の隨一人・丹波道主命の御父に坐す。春日率川坂本陵 諸陵式に「在大和國の上郡。今、奈良市油坂町）。兆域東西五段。南北五段。以在在京戸十烟。毎年差充令守」とある。坂上陵 坂の邊 陵の邊で、坂本陵と同じ稱である。時年百十五 即位前紀の「立爲皇太子。時年十六。」の文に據れば、百十一歳の實算である。故に百十五とあるは蓋し謬寫歟。若くは其の記處が常例に違つてゐるのを見ると、後人の摺入とも思はれる。さて古事記には「御年六拾參歲」とあつて、例の如く甚だ異つてゐる。

日本書紀 卷第四終

日本書紀 卷第五

御間城入彦五十瓊殖天皇 崇神天皇

御間城入彦五十瓊殖天皇 稚日本根子彦大日日天皇第二子也。母曰伊香色謎命。物部氏遠祖大綜麻杵命之女也。天皇年十九歲。立爲皇太子。識性聰敏。幼好雄略。既壯寬博謹慎崇三重神祇。恒有經綸天業之心焉。六十年。夏四月稚日本根子彦大日日天皇崩。

御間城入彦五十瓊殖天皇は、稚日本根子彦大日日天皇（開）の第二に當り給ふ子なり。母を伊香色謎命と曰す。物部氏の遠祖・大綜麻杵命の女なり。天皇、年十あまり九歲にして立ちて皇太子と爲り給ふ。識性・聰敏まします。幼くして雄略を好み給ふ。既に壯にして寬博く謹慎みて神祇を崇ち重め給ふ。恒に天業を経綸めむと思はす。心まします。六十年の夏四月、稚日本根子彦大日日天皇崩ります。

【第一五八講】御間城入彦五十瓊殖天皇 御名義は、幸郷云「御間城は御孫君の義にて皇孫君の意。入彦は愛彦（愛は、愛之女、愛姫、愛妹など、凡て愛で親しむ辭也）。五十瓊殖は稻咲の轉にて、瑞穂の稻の咲み榮ゆるに依る御名なるべし」。



崇神 本文に「崇重神祇」と有るに據る御謚號である。伊香色謎命 前講及び下の大綜麻杵命の條に出づ。物部 按ずるに物之男部の義である。(毛能乃乎は、毛能乃布に同じ。乎と布とは古くは通はして云へり。倭名鈔に「筑前國・十市を止布知。淡路國・賀集を加之乎」とあるが如き其例也。此事は第一五二講に註せり。)而して物之男の「物」と云ふのは、打物(大)、飛物(弓)、物具(甲)など、兵器の事を云ふ。即ち兵仗を帶ぶる男を物之男と云ひ、其の部を物之男部と云ひ、約めて物部と云ふのである。さて此の物部の稱を、姓として賜はれる事は、垂仁天皇の御世に伊香色雄命(次條)の子十市根の物部連公の姓を賜へる由、天孫本紀に見える。大綜麻杵命 饒速日命の四世の孫・大水口命の子である(第一五六)此の大綜麻杵命、高屋の阿波良媛を妻として二兒を生む。則ち伊香色謎命(皇孫)弟・伊香色雄命也と舊事紀にある。崇重神祇 崇は擔ツ(肩を多行に活用せる語)の義で、擔け上る意の語。重は崇むと同語。上ムの義で、差上げ敬ふ意である。

元年。春正月壬午朔甲午。皇太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。二月辛亥朔丙寅。立御間城姫爲皇后。先是后生活目入彦五十狹茅天皇。彦五十狹茅命。國方姫命。千千衝倭姫命。倭彦命。五十日鶴彦命。又妃。紀伊國荒河戸畔女。遠津年魚眼妙媛。生豐城入彦命。豐鍬入姫命。次妃。尾張大海媛。一云。大海宿某。生三八坂入彦命。淳名城入姫命。十市瓊入姫命。是年也太歲甲申。

三年。秋九月遷都於磯城。是謂瑞籬宮。

四年。冬十月庚申朔壬午。詔曰。惟我皇祖諸天皇等光臨宸極。者。豈爲一身乎。蓋所下以司牧人神。經

綸天下。故能世聞玄功。時流至德。今朕奉承大運。愛育黎元。何當聿遵皇祖之跡。永保無窮之祚。其群卿百僚。竭爾忠貞。並安天下。不亦可乎。

元年(紀元五六)春正月、壬午の朔の甲午の日(十三)、皇太子、即天皇位。皇后を尊びて皇太后と曰す。二月の辛亥の朔の丙寅の日(十六)、御間城姫を立て、皇后と爲給ふ。是より先に、后、活目入彦五十狹茅天皇(垂)、彦五十狹茅命、國方姫命、千千衝倭姫命、倭彦命、五十日鶴彦命を生みませり。又の妃、紀伊國の荒河戸畔の女、遠津年魚眼々妙媛、豐城入彦命、豐鍬入姫命を生む。次妃、尾張大海媛(一云、大海宿某)の妃、尾張大海媛(一云、大海宿某)の女、八坂振天某邊)八坂入彦命、淳名城入姫命、十市瓊入姫命を生む。是年、太歲・甲申。

三年(五六)秋九月、都を磯城に遷さる。是を瑞籬宮と謂す。
四年(五六)冬十月、庚申の朔の壬午の日(二十)、詔して曰はく「惟るに我が皇祖、諸の天皇等、宸極を光臨すことは、豈に一身の爲ならむや。蓋し人と神とを司牧へて天の下を経綸め給ふ所以なり。故、能く世に玄なる功を闡め、時に至徳を流く。今、朕れ大運を奉承はりて黎元を愛育ふ。何當にして皇祖の跡に聿遵ひて、永に窮り無き祚を保たむ。其れ羣卿、百僚、爾たちの忠貞を竭して、並びに天下を安みせむこと亦た可からざらむや。」

【第一五九講】即天皇位 時に御年五十二。御間城姫 垂仁紀に「大彦命の女也」とある。此の皇后、舊事紀に御間城入

姫とあるに依れば、御間城入彦尊(崇神)の御名を賜はりし御事と知られる。活目入彦五十狹茅天皇 垂仁天皇である。御名義は垂仁紀の巻頭に釋く。彦五十狹茅命 記には此の御子無くして、伊邪能眞若命と申す御子が有る。國方姫命 記には國片比賣命とある。千々衝倭姫命 記には此の御子の次に、伊賀姫命がある。倭彦命 此の御子の御事は、垂仁紀廿八年の條に見える。五十日鶴彦命 此の御子は記には見ず。記傳には伊賀姫命なくして、五十日鶴彦と申すが有れば、伊賀姫は、伊賀彦(五十日)を誤れるにや有らむとある。荒河戸畔 記には「紀伊國造・荒川刀辨」とある。荒河は和名抄に「紀伊國那賀那・荒川郷」とある。戸畔は其地の長である(戸畔の事は、上卷の第五四講、右凝姥の條に釋けり)。さて紀伊國造は、國造本紀に「樞原朝(武神)の御世に、神皇產靈尊の五世孫・天道根命を紀國造に定め賜ふ」とある。遠津年魚眼・眼妙媛 記傳に「遠津は紀州の地名なるべし。萬葉七に、遠津之濱、遠津大浦(此歌の次に並びて、紀海之)などあり」とある。次に年魚眼の「眼」は、眼に見える意より、凡ての物の状態に云ふ語で、「控へ」に、低狀に、早狀に「など云ふ狀である。眼妙は、見る目の美麗しき意(香美・美女等の美也)。即ち紀州の遠津の鮎の狀は、見る目が甚だ美しいので、眼妙と云はん爲めに、遠津之鮎狀と枕詞を措いたので、彼の「眞髮觸櫛戴姫。天疎向津姫命」など申すのと同様である。豐城入彦命 御名義は、舊説に字の如くなるべしと云ふ。入彦を省いて豐城命とのみ申す。豐城入彦命 舊説に歟は磯城なりと云ふ。垂仁紀には豐城姫命とのみ記されてある。さて此の御兄弟の御事は、此卷及び次卷に屢々見える。尾張大海媛 和名抄に「尾張國海部郡・海部」とある。此郷に依れる名であらうと云ふ。天孫本紀に、火明命の六世孫・建宇那比命に二人の子あり。兄を建諸隅命、妹を大海姫命(亦名は葛木高名姫命)と云ふ。此の姫命、崇神天皇の妃と爲りて一男一女を生む、と云ふ事が記されてある。大海宿禰 前條なる建宇那比命の別名であらう。八坂振天某邊 尾張大

海媛の亦號である。八坂入彦命 此命の御女に八坂之入媛命と申すがある。さて記には此命の前に、大入杵命と申す皇子が見える。淳名城入姫命 垂仁紀には淳名城稚姫命とある。十市瓊入姫命 記には十市之入姫命とあり。瓊と之とは通音である。遷都於磯城 遷都の事は第一四七講に出づ。磯城は大和國城上・城下郡(今磯)の地である。瑞籬宮 宮趾は舊都趾要覽に「磯城郡三輪町大字金屋、志紀神社の南方の田地、是れ皇居の一局部なるべし。其地荒廢す。」とある。光臨宸極 天皇の御位に即かせ給ふを云ふ。司牧人神 垂仁紀廿五年に「治葦原中國之八十魂神」とある事を云ふ。玄功 深遠なる功業を云ふ。黎元 百姓に同じ。第六八講に出づ。群卿 前之公の義。天皇の御前に仕へ奉る卿大夫の泛稱である。約めて「まぢぎみ」と訓み、後世には音便に「まうち君」と云ふ。百僚 一訓に都加佐豆加佐ともある。安ニ天下 「安ミス」は正訓である。漢籍訓には「安んず」と云ふ。(重みす、輕みす等を、重んず・輕んずと訓むも同じ)。

五年。國內多疾疫。民有死亡者。且大半矣(枝本云。吉川惟足の自筆本に「矣」の字無し。)

六年。百姓流離。或有背叛。其勢難以德治之。是以晨興夕惕。請罪神祇。先是天照大神。託豐鍬入姫命。祭於倭笠縫邑。仍立磯城神籬(神籬此云比葬呂岐)。亦以日本大國魂神。託淳名城入姫命。使祭。然淳名城入姫命髮落體瘦而不能祭。

五年(五六八)。國の内に疾疫多にして、民死亡れる者、大半にすぎなむとす。

六年(五六九)。百姓・流離へぬ。或は背叛有り。其の勢ひ、徳を以て之を治し難し。是を以て晨に興き

夕べまで惕りて、神祇を請罪まをす。是より先に、天照大神、倭大國魂の二はしらの神を、天
 皇の大殿の内に並べ祭ひまつる。然るに其神の威勢を畏みて、共に住み給ふに安からず。故、天照大神
 を以ては、豊鍬入姫命に託けまつりて、倭の笠縫邑に祭ひまつる。仍て磯城神籬を立つ（神籬、此をば比
 芥呂岐と云ふ）。亦た日本大國魂神を以ては、淳名城入姫命に託けまつりて祭ひまつら使め給ふ。然るに
 淳名城入姫命は、髮落ち、體・瘦みて、祭ひまつること能はず

【第一六〇講】 疾疫（一訓。え） 流行病を云ふ。言義は役病である（役は獲の義にて徴集むるを云ふ。詳細は第一六八講
 の役の條を見るべし）。即ち流行病は、人々が恰も病に徴集せらるゝ如くなるを以て云ふ。百姓流離。或有背叛。昨年
 (五) 以來、惡疫流行し、且つ五穀も不作だつたので、百姓が流離へて、各所に騷擾さへ起つたのである。さて七年十一月
 (二六) に至つて『於是疾病始息。國內漸謐。五穀既成。百姓饒之』とある。德。慈愛に同じ。倭大國魂神 神代
 上卷(二五) に大國玉神とあるに同じ。大己貴命の分身である。即ち大己貴命は、彼の少彦名命に別れ給ひしより以來、和
 魂之神と、荒魂之神との二體に分身せられたので、其の和魂の神を大物主命（大和國磯城郡三輪町大社大神神社）と申し、
 其の荒魂を倭大國魂神（大和國山邊郡朝和村大社大神神社）と申す。御名に倭と冠する故は、大神神社注進狀に、『倭(本)に
 在して國家を守護し給ふ。因て以て號く』とある。畏其神勢云々 此時の事は古語拾遺に『磯城瑞垣朝(崇神)に至り
 て、漸く神威を畏り、同殿に坐すこと安からず。故、更に齋部氏をして、石凝姥神の裔、天目一箇神の裔の二氏を率
 るて、更に鏡を鑄、劔を造ら令めて、護身の御璽と爲たまふ。是れ今、踐神之日、獻る所の神璽の鏡劔なり』とあ
 る。さて御璽の寶鏡は、天孫降臨の御時に、天照大神より『視此寶鏡。當猶視吾。可下同床共殿。以爲齋鏡』(三
 百

頁)との詔勅を以て授け給へる御事であるから、長久に大裡に齋き祭り給ふべき事であるが、崇神天皇の五年六年に至つ
 て、國內に惡疫流行し、五穀は實らず、百姓は流離し、各地に擾亂さへ起りし故に、『是は或は神の御祟でも有らう歟』と
 思召されたのである。即ち大神の御神體(寶鏡)を同殿に祭り奉りては、自然ら起居に馴れて、時には疏漏も無しとは謂
 ふべからず。また覺えざる不淨も有るまじきには非ず、と深く恐懼し給へる餘りに、斯く思召されたのである。さて此の
 御世に至つて、大神(鏡)が遂に禁裡を離れ給ひ、尋で垂仁天皇の御世に、伊勢國に鎮坐し給ひし御事も、其の根源を檢測
 すれば、始め天孫降臨の御時に、大神が五十鈴川上に天降り給ひし幽契(上卷三)が、漸く此の御世に遠んで現れたので、
 此時に御模造の寶鏡が造り出されしも、自ら大神の御心に因りての御業で、聽て伊勢國に赴かせ給ふべき時の到れるに
 當つては、神代の御鏡も、模造の御鏡も、御靈に於ては異らせ給はざる御事なるが故に、此の度の御鏡を禁裡に齋かせ給
 ひ、以て天壤無窮の寶祚を守り給ふべき同床共殿の神勅に違はせ給はざる御事に定まれるのである(以上は記傳、及び)託
 豐鍬入姫命 今迄、大神の大御靈が宮中に坐した御時は、天皇御自ら齋祀らせ給へるのであるが、此度、倭の笠縫邑
 に遷し奉る御事になつたので、御代官として、皇女に託し給へるので、是れ即ち後世の伊勢齋宮の始である。倭笠縫
 邑 通釋に『倭は大和一國の稱には非ず。古へ城上・城下の二郡(今、磯)及び山邊郡の半を掛けて、大倭邑と云ふ名號あ
 り。そは倭大國魂神の御名より起れる地名なる事の由、同社注進狀に見えたり』とある。さて笠縫邑は今詳かでないが、
 舊事紀に『笠縫等祖・天津麻占。會々笠縫等祖・天津赤麻良。笠縫部等祖・天會蘇。』と見え、顯宗紀に『大倭者・彼々茅
 原淺茅原』とあり、下文に『天皇乃幸于神淺茅原云々』など有るに依れば、今・磯城郡笠縫村の上方に笠山あり。其の裾
 野を淺茅原と曰ふ。即ち笠縫邑は此の附近なりしならむと云ふ。(笠縫は第九)磯城神籬 磯城は其字の如し。即ち神の御

坐所の境域を、磯(石に)を以て堅固に城築き成すを云ふ。神代紀・第九一講に天之磐坐(磐の如き御坐所、即ち堅固なる宮殿)とあるに同じ。神籬(靈森木の義で、神靈の鎮坐す森の木立を云ふ。されば此の神籬(杜の木立)は神の鎮坐す屋の代であるから、神の在す杜を「社」と云ひ、社を「杜」と云ふのである。日本大國魂神。上文に倭大國魂神とあるに同じ。使(祭)通釋に「此時に倭大國魂神を、淳名城入姫命に託けて祭らしめ給へる地は、今の山邊郡朝和村なる大倭神社(官幣)ならむと誰も思ふ事なれど然らず。右は後に遷せる社にて、其始は城上郡穴磯邑(今の磯城郡)にぞ有りける。即ち同社注進狀に、磯城瑞籬宮御宇天皇(崇神)云々。託淳名城入姫命。祭同國穴磯邑。後改名曰大倭邑。とある即ち其地なり」とある。然淳名城入姫命。髮落・體瘦而不能祭。淳名城入姫命は、此の當時(崇神天皇六年)御年漸く十四五歳にして、髮落體瘦と云ふ如き老齡には坐さず。故に此の十五字の文は、垂仁紀廿五年(紀元六五六年)時に入姫命は百二十三歳)の一書の傳が、重複して此處にも傳へられしならむと云ふ。さて瘦は、垂仁紀廿五年の條には「瘦弱」とあり。舊説に瘦屈の略也と云ふ。

七年。春二月丁丑朔辛卯。詔曰。昔我皇祖大啓鴻基。其後聖業逾高。王風轉盛。不意今當朕世。數有災害。恐朝無善政。取咎於神祇耶。壹命神龜以極致災之所由也。於是天皇乃幸于神淺茅原。而會八十萬神。以卜問之。是時神明憑倭迹々日百襲姫命曰。天皇何憂三國之不_レ治也。若能敬祭我者。必當自平矣。天皇問曰。教如此者誰神也。答曰。我是倭國域内所居神。名爲大物主神。時得神語。隨教祭祀。然猶於事無驗。天皇乃沐浴齋戒。潔淨殿内。而祈之曰。朕禮神尙未盡耶。何不享之甚也。冀

亦夢裏教之。以畢神恩。是夜夢有二貴人。對立殿戶。自稱大物主神曰。天皇勿復爲愁國之不_レ治。(是吾意也。)若以吾兒大田々根子。令祭吾者。則立平矣。亦在海外之國。自當歸伏。

七年(五七〇)の春二月、丁丑の朔の辛卯の日(十五日)、詔して曰はく「昔、我が皇祖、大に鴻基を啓き給ひき。其の後、聖業・逾高く、王風・博く盛りなり。意はざりき、今朕が世に當りて、數災害あらむ事を。恐らくは朝に善しき政なくして、咎を神祇に取つらむ耶。壹ぞ命神龜て以て災を致す所由を極めざらむ」。於是天皇、乃ち神淺茅原に幸まして、八十萬の神達を會へて以て卜問ふ。是の時に神明、倭迹々日百襲姫命に憑りて曰はく、「天皇、何ぞ國の治まらざる事を憂へますや。若し能く我を敬ひ祭らば必ず當自平矣」。天皇問ひて曰はく、「如此教へ給ふは誰の神ぞ」。答へて曰はく、「我は是れ倭國の域の内に所居神、名を大物主神と爲ふ」。時に神の語を得て、教の隨に祭ひ祀る。然れども猶ほ事に於て驗なし。天皇、乃ち沐浴・齋戒して、殿の内を潔淨めて祈みて曰はく「朕れ神を禮ふこと、尙ほ未だ盡さざるか。何ぞ享け給はぬことの甚だしきや。冀はくは亦た夢の裏に教へて、以て神の恩を畢し給へ」。是の夜、夢に一の貴人あり。殿の戸に對立ちて、大物主神と自稱りて曰はく「天皇、復た勿・國の治まらざる事を愁へましそ。(是れ吾が意ぞ。)若し吾が兒・大田々根子を以て吾を祭ら令め給はば、則ち立に平りなむ矣。亦た在海外之國。自からに當に歸伏ひなむ」。

【第一六一講】命神龜 三字引合「卜へて」と訓である。さて龜トは、職員令・神祇官・卜兆。義解に云「卜者均龜。

兆者灼龜縱横文也。凡灼龜占吉凶者。是卜部之執業。」と見え、神祇令・卜食。義解に「凡卜者。必先墨書龜。然後灼之。兆順食墨。是爲卜食。」とある。なほ三代實錄・貞觀十四年の條に「是雄壹岐島人。本姓卜部。改爲伊岐。始祖・忍見足尼命。始自神代。供龜卜事。厥後子孫傳習祖業。備于卜部。是雄・數卜之道尤究其要。日者之中。可謂獨步。」とあるに依れば、龜卜は卜部氏が其の祖神の天兒屋根命より繼々に相傳せる趣きである。神淺茅原。前講の倭笠縫邑の註に出づ。通釋に「神と冠せたるは、此時八十萬神を會へ給へりしよりの名なるべし」とある。會八十萬神。八十萬の神々の御靈を招ぎ集へ給へるのである。倭迹々日百襲姫命。孝靈天皇の皇女で、既に第一五三講に出づ。神明憑上卷の第五二講に出づ。大物主神。前講の倭大國魂神の註に出づ（詳しくは神代紀の第六九講九十講にある）。沐浴。齋川浴の義と云ふ。貴人。此紀では、貴人・君子・摺神・良家等を宇麻比登と訓んでゐる。神功紀には「貴人は、貴人同輩や」と詠める歌もある。宇麻は美酒などの美である。一訓に牟智と讀めるのは僻事である。是吾意也。此の四字は江家本に無く、卜部秘訓には「不讀」と傍書されてゐる。因て熟考ふるに、此の四字は原は無かつたのであるが、古事記に「大物主大神。顯於御夢曰。是者我之御心。」とあるのに據つて、後人が賢らに書入れたる歟、又は傍に註し置けるが、轉寫の際、本文に混入したので有らう。元來古事記の傳説は、大國主命に關する事蹟に限つて甚だ詳細を極め、且つ非常に命を尊崇する状態に記されてゐる。思ふに、是は命の事蹟を傳へた記録の出所が然らしめたのであらう。然し此處の傳説……即ち大物主命が天皇の御夢枕に立たせられて「是者我之御心。」など、此上なく傲兀なる御有様に語り做せるのは、甚だ其度を過したもので、是が爲に大物主命は、此の大御世に厚く祭祀せられむ事を欲して、敢て惡疫を流行せしめ、無辜の百姓を困しめて、以て敬神の御心深く坐々す天皇を、惶くも惱め奉れる災禍神なるかの如くに、童蒙をして思ひ疑は

しめ、且つ我が古神道の本義は、抑も奈邊に存する歟、とも惑はしむるに至つた事は、寔に口惜しき次第である。是等の事は先哲も眉を擧め乍ら手を束ね、所謂觸らぬ神に崇無しとして黙殺し來れるのであるが、惟ふに此の誤れる傳説は、大物主大神も決して遺憾に思召されて在し給ふ御事と拜察するので、著者は焉に進んで其の寃を雪ぎ奉るものである。即ち「是我意也」の四字は、江家古本に無きを以て正しとすべきである。大田々根子。此命の系は次講に掲ぐ。名義は記傳に地名ならむと言はれたが、舊事記に「大直禰古禰古は和むる意の美稱。第一五二講の大日本根子の御名義參照。」とあるに據れば、荒べる世を大に直し和むる意の名であらう。歸伏。參り服従ふの意である。此事は下の第一六八講に見える。

秋八月癸卯朔己酉。倭迹速神淺茅原目妙姬。穗積臣遠祖大水口宿禰。伊勢麻績君三人。共同夢而奏言。昨夜夢之有_一貴人。誨曰。以大田々根子命爲_下祭大物主大神之主。亦以_二市磯長尾市爲_下祭倭大國魂神之主。必天下太平矣。天皇得_二夢辭。益歡_一於心。布告天下。求_二大田々根子。即於_三茅渟縣陶邑。得_二大田々根子。而貢之。天皇即親臨_三于神淺茅原。會_二諸王卿及八十諸部。而問_三大田々根子。曰。汝其誰子。對曰父曰_二大物主大神。母曰_三活玉依媛。陶津耳之女。亦曰_四奇日方天日方。天皇曰。朕當_二榮樂。乃_下使_三物部連祖伊香色雄。爲_{神班物者}吉之。又_下使_三祭他神。不_レ吉。十一月壬申朔己卯。命_二伊香色雄。而以_三物部八十手。使_レ作_二祭神之物。即以_三大田々根子爲_下祭大物主大神之主。又以_二長尾市。爲_下祭倭大國魂神之主。然後卜祭_二他神。吉焉。便別祭_三八十萬羣神。仍定_二天社國社及神地神戶。於是疫病始息。國內漸謐。五穀既成。百

姓饒之。

【正訓】秋八月、癸卯の朔の己酉の日(七)、倭迹速神淺茅原目妙姫、穗積臣の遠祖・大水口宿禰、伊勢麻績君の三人、共に夢を同じくして奏して言さく「昨夜、夢に一の貴人ましまして誨へて曰はく、大田々根子を以て大物主大神を祭る主と爲、亦た市磯長尾市を以て、倭の大國魂神を祭る主と爲ば、必ず天下大平ぎなむ矣」。

天皇、夢の辭を得て益々心に歡び給ひ、布く天下に告ひて、大田々根子を求めたまふ。即ち茅渟縣の陶邑に於て、大田々根子を得て貢る。天皇、即ち親ら神淺茅原に臨まして、諸王卿及び八十諸部を會へて、大田々根子に問はして曰はく「汝は其れ誰が子ぞ」。對へて曰さく「父をば大物主大神と曰す。母をば活玉依姫と曰す。陶津耳の女なり(亦云く、奇日方天日方。武茅渟祇の女也)」。天皇曰はく「朕れ當に榮樂なむと當るかも」。乃ち物部連の祖・伊香色雄を使って、神の班物者と爲むととふに吉。

また便(一訓た)に他神を祭らむととふに不吉。十一月、壬申の朔の己卯の日(八)、伊香色雄に命せて、物部の八十手を以て祭神之物を作ら使め、即ち大田々根子を以て大物主大神を祭ひまつる主と爲、また長尾市を以て倭大國魂神を祭ひまつる主と爲たまふ。然して後、他神を祭らむととふに吉焉。便ち別に八十萬の群神を祭ひまつる。仍て天社・國社、及び神地・神戸を定む。於是疫病はじめて息み、國の内漸くに謐まり、五くさの穀既に成りて、

百姓饒はひぬ。

【第一六二講】倭迹速神淺茅原目妙姫 上文の倭迹速神淺茅原目妙姫の異名也と云ふ。名義は集解に「此命得神語于神淺茅原。故蓋有以此名」とある。目妙姫は上に遠津年魚眼・眼妙媛(九講)と申す皇女あり。其と同じ意の御名である。大水口宿禰 第一五六講の鬮色雄命の條に出づ。伊勢麻績君 天神本紀に「天八坂彦命は、伊勢神麻績連の祖也」とある。但し天八坂彦命の系は詳かでない。昨夜 昨は來退の義である。退は「退り(去)、退り(後)、退く(過)、退く(後退く)」と佐行に通ず。故に來退とも云ふ。過去の意である。市磯長尾市 垂仁紀に、倭直祖・長尾市宿禰とある。倭直は神武紀に「以三椎根津彦爲三倭國造」とある其の後裔である。茅渟縣・陶邑 茅渟は第一二講に出づ。陶邑は、式に和泉國大鳥郡陶荒田神社とある地で、今は陶器莊と云ふ。汝其誰子 大物主神の夢の御告に、「吾兒・大田々根子」と詔ひし故に、先づ其事を問ひ質し給へるので、記の趣とは異つてゐる。(季治云、此條、通釋の註には過失あり、依て今是を訂正す)。父曰大物主大神 通釋に「是は眞の御父と見るべからず。御父方の意に見るべし。母も同じ。斯く語り傳へたるは、古は父母をも先祖をも、通はして游夜と云へりしよりの混ひなり」と云はれた。さて大田々根子の世系は、地神本紀また大三輪鎮座次第に據れば、大物主神が大和國陶津耳命の女の活玉依媛に娶ひて生める御子・櫛日方命―武飯勝命―武斐尻命―武斐依命(別名・豐御氣主命)―武御氣主命(兄)阿田賀田須命(弟)武飯片隅命―大田田根子命で、事實は大物主神には七世孫に當るのである。(記に四世孫。姓氏錄に五世孫に做つてゐるは、共に世次を省略せる傳である。)活玉依媛 活は活々としたる意、玉依は容貌の麗はしさに因る號である。前條及び神代上卷(二六)參照。奇日方天日方。武茅渟祇之女也 此の文意は集解に「按此說。蓋父曰奇日方天日方。母武茅渟祇之女也」と云はれた如くである。但し奇日方天日方は、事

代主神の御子で、大物主神の御子では無い（此事は神代上卷二二六頁に詳述してある）。故に此の別傳は誤とすべきである。伊香色雄 崇神天皇の御母・伊香色謎命（八講）の御弟である。神班物者 神に捧げ獻る物を班つ人を云ふ。次に「物部八十手が所作る祭神之物」とある。是を大物主神と倭大國魂神に班ち奉る者である。便祭他神 便は手寄の義で、手に託する意。便次に爲る事を云ふ。江家古本點には多與勢とも訓めり。蓋し同義同言である。以物部八十手使作祭神之物 流布本に、使作を所作と誤り、「物部八十手が所作る祭神之物を以て」と讀めるのは不可である。今、江家本に據て訂した。さて伊香色雄命は、饒速日命の裔で、元帥の家柄であつたので、即ち物部八十手（物部の事は第一五八講と云ふ）をして祭神之物……古事記には天之八十平鏡（上卷・第一二八講）とある……を作らしめた趣である。八十萬群神 記には「坂の御尾神、河瀬神までに、悉に遺忘なく幣帛奉りき」とある。天社 天神・地祇の社を云ふ。神祇令に、凡天神地祇者。神祇官。皆依常典祭之。また凡天皇即位。總祭天神地祇。義解に「謂天社者。伊勢。山城鴨。住吉。出雲國造齋神（出雲熊野）等類是也。地祇者。大神。大倭。葛木鴨。出雲大汝神（出雲）等類是也。」とある。神地 神戶 神地は後世に所謂る神領で、神戶は其の神領に屬して、租を納る、民戶である。倭名抄に、諸國の郷名に「神戶」と記されてあるのは皆是である。

八年。夏四月庚子朔乙卯。以高橋邑人活日。爲大神之掌酒。冬十二月丙申朔乙卯。天皇以大田田根子。令祭大神。是日活日自舉神酒。獻天皇。仍歌之曰。許能瀾根破。和餓瀾根那羅孺。椰磨等那殊。於朋望能農之能。介瀾之瀾根。伊句臂佐。伊句臂佐。如此歌之。宴于神宮。即宴竟之。諸大夫等歌之曰。宇磨佐階。瀾和能等能々。阿佐妬珥毛。伊弟氏由介那。瀾和能等能渡塲。於茲天皇歌之曰。宇磨佐階。瀾和能等能渡鳥。即開神宮門。而幸行之。所謂大田々根子。今三輪君等之始祖也。

九年。春三月甲子朔戊寅。天皇夢有三人。誨之曰。以赤盾八枚赤矛八竿。祠墨坂神。亦以黑盾八枚黑矛八竿。祠大坂神。夏四月甲午朔己酉。依夢之教。祭墨坂神大坂神。

八年（辛卯）夏四月、庚子の朔の乙卯の日（十六）、高橋邑の人、活日を以て大神の掌酒とす（掌酒、此をば佐介弭苦と云ふ）。冬十二月の丙申の朔の乙卯の日（廿）、天皇、大田々根子を以て大神を祭らしむ。是日に活日、自ら神酒を擧げて、天皇に獻る。仍りて歌之して曰く、此の酒は。我が酒ならず。大和なす。大物主の。醸みし御酒。幾久。いくひさ。

此く歌ひて神宮に宴す。即ち宴竟りて、諸大夫等歌ひて曰く、美酒。三輪の殿の。朝戸にも。出でて行かな。三輪の殿戸を。茲に天皇、歌之して曰はく、美酒。三輪の殿の。朝戸にも。押し開かね。三輪の殿戸を。

即ち神宮の門を開けて幸行す。いはゆる大田々根子は、今の三輪君達の始祖なり。九年（壬辰）の春三月、甲子の朔の戊寅の日（十五）、天皇の夢に、神人有して誨へて曰はく「赤盾八枚、赤矛八竿を以て墨坂神を祠り、亦た黒盾八枚、黒矛八竿を以て大坂神を祠りませ」。夏四月、甲午の

朔の己酉の日(十六)夢の教言の依に、墨坂の神、大坂の神を祭り給ふ。

【第一六三講】

高橋色

此地は今詳かた無いが、武烈紀の歌に「石上・布留を過ぎ。薦枕・高橋過ぎ。物多に・大宅過ぎ。」

春日の・春日を過ぎ云々」また萬葉十二に「石上・布留の高橋云々」など有るに依れば、大和國山邊郡なる石上・布留の

附近の地名と知らる。大神 前文に大物主大神とあるのを承けて、大神と書いて大三輪と訓ませたのである。大物主命

は、神代より大和國磯城郡(舊城)なる三輪山に住み給ふを以て、大三輪神と申す(第六九講)。さて三輪と云ふ地名の起原

は、古事記に「始め活玉依媛の許に、一人の美麗しき壯士が夜な夜な通ひ来て、明方になると何處ともなく歸つて行く。

斯くして媛は其の壯士の胤まで宿したが、更に姓名をも住所をも語らないので、媛は即ち之を知るべく、或夜・苧環の麻

糸に針を著けて、其の壯士の裳裾に縫着けて置いた。而して且時に見れば、其の麻糸は戸の鈎穴から抜け出でて、苧環は

三勾だけ遺つてゐた。さて其の糸の隨に尋ねて行つた處が、三輪山の神社に到つて留つてゐたので、其の壯士は大物主神

の化身なる事を知つた。されば其の苧環の三勾残れるに因つて、其地を名づけて三輪と謂ふ」とある。然し斯かる地名の

起本、又は言義の由來等には、古老が所謂る駄酒落に捏造せし傳説の混入せるも尠くない事であるから、地名や言義を検

ぶるには、能く選擇して取るべきである。さて三輪と云ふ地名の眞の起原は、此の大物主命の神社には、特に掌酒を置か

れて、神酒を獻れるに依れる名である。掌酒 酒人の義。酒を醸造する司で、此社には特に之を置かれたのである。十二

月丙申朔乙卯 是れ大神の卯日の祭の起原である。鎮座次第に「卯日祭者。夏四月・冬十月上卯日。若有三卯一時者。

中卯日行之」とある。神酒(み) 神酒は、美和とも美伎とも訓んであるが、萬葉集第十三に「齋串立、神酒座奉云々」と

見え、和名抄の祭祀具に「日本紀私記云。神酒。和語云美和」とあるに依れば、美伎は眞酒(上卷第一講)にて酒其物を云ひ、

美和は應(甕の轉語)にて酒を容る、器を云へるのが、甕(酒の稱とされるのであらう(例へば、甕は水を汲む器の稱で

あるが、轉じて水の事を毛比と云ふに至れるに同じ。)と通釋に云はれた。此の酒は 酒の言義は上卷の二三二頁に出づ。

大和なす大物主 大物主命は、國作大己貴命の和魂の神で、神代より三諸山(三)に住みて大和國を作成し給ひし神なるを

以て「大和作す大物主」と詠めるのである。醸みし酒 醸の言義は第六一講に出づ。此歌の一首の意は 今我が大君に獻

る此の神酒は、掌酒たる 吾が醸造せし酒にはあらず。此の大和國を開拓し給ひて、皇御孫命の都し給ふ可憐國として獻

れる上に、長久に大御代の守護神と鎮座す大物主命が醸造して獻る神酒なれば、閑食して幾久しく御壽を延ばへ給へとの

意にて、末句の幾久と云ふ詞に、己が名の活日を籠めて詠めるのである。神宮 三輪の神殿を云ふ。諸大夫 陪從の卿等

である。美酒・三輪の殿の 既に釋ける如く、神酒を美和とも云ふ故に「美酒」神酒」と續けたのである。なほ通釋に、

「此社に掌酒を置かれて、其の美酒を掌らしめ給ひしかば、美和と云ふ地名となり、神の御名とも爲れる也。此の掌酒絶

えて後も、三輪は世々酒に名ある處なりしこと、此彼の書どもに見えたるは、皆此の古事に基つける也。」と云ひ、通釋に

も「按ずるに酒家が杉枝を以て望竿と爲すは、蓋し三輪の神杉の義に取るのである」と云はれた。朝戸にも 朝戸は、平

常に朝戸出と云ふが如く、朝に開く戸を云ふ。一首の意は 今日御宴の御酒の美味ければ、夜すがら飲み通して、朝戸

開くる頃にも成らば此の三輪の御殿を退出せむ、との意である。天皇歌之曰 御製の意は、汝等夜通し飲み明して、朝戸

開くる頃ならでは退出せじと云へるが、朕も其の如く思ふ也。其れにつけては此の三輪の神殿の戸は、朝にも成らば押開

けよ。夜の明けぬ間は決して開くこと勿れ、との意である。即開神宮門 右の御歌の如く、終夜宴し給ひて、夜明く

るや即ち神宮の門の戸を開いて還御あらせられたのである。三輪君 三輪君の事は上卷の第六九講に出づ。尙ほ舊事紀四

に「大田々根子命の子、大御氣持命、其子大鴨積命、次に大友主命、此命、磯城瑞籬朝(神)の御世に大神君の姓を賜ふ」とある。赤盾・赤矛 神を祭るに兵器を用いた事は、既に神代紀天岩窟の條に、石凝姥をして日矛を作らしめし事が見える。(古語拾遺には、天目一箇神をして雑の刀斧、及び鐵の鐔を作らしむとあり。)なほ天孫降臨章(九講)に百八十縫之白楯を以て、大己貴神を祭られた事なども見える。神事の例で、常時は白楯・素柄の矛を用ゐるのであるが、此時は神の靈夢に依つて、特に彩色せる楯矛を以て祭られたのである。墨坂神 此神は神名帳に「大和國宇陀郡宇太・水分神社」とある、是なるべしと云ふ。墨坂の事は神武紀に出づ。大坂神 神名帳に「大和國葛下郡大坂山口神社」とある神で、今の北葛城郡穴虫村に在り。俗に午頭天王と云ふ。

十年秋七月丙戌朔己酉。詔羣卿曰。導民之本。在於教化也。今既禮神祇。災害皆耗。然遠荒人等。猶不受正朔。是未習王化耳。其選羣卿。遣于四方。令知朕憲。九月丙戌朔甲午。以大彥命。遣武渟川別遣東海。吉備津彥遣西道。丹波道主命遣丹波。因以詔之曰。若有不受教者。乃舉兵伐之。既而共授印綬爲將軍。壬子。大彥命到於和珥坂上。時有少女歌之曰。一云。大彥命到山背平坂。淵磨紀。異利寢胡播椰。飢餓餓鳥鳩。志齊務苦。農殊末句志羅珥。比賣那素寢殊望。一云。於爾者妬庸利。于介伽志羅珥。比賣那素寢須望。

十年(癸巳)の秋七月、丙戌の朔の己酉の日(二十)、群卿に詔して曰はく、「民を導く本は、教へ化くるに在り。今既に神祇を禮ひて災害みな耗きぬ。然れども遠荒の人等、猶ほ正朔を受

けず。是れ未だ王化に習はざる耳。其れ群卿を選びて四方に遣して、朕が憲を知らしめよ。九月、丙戌の朔の甲午の日(九)、大彥命を以て北陸に遣し、武渟川別を東海に遣し、吉備津彥を西道に遣し、丹波道主命を丹波に遣す。因て以て詔して曰はく「若し教を受けざる者あらば、乃ち兵を擧げて之を伐て」。既にして共に印綬を授ひて、將軍と爲たまふ。壬子の日(二十)、大彥命、和珥坂の上に来る。時に少女ありて歌ひて曰く、「一云く、大彥命、山背の平坂に来る。時に道の側に童女ありて歌ひて曰く、)

御間城・入彦はや。己が夫を。死せむと。窃まき知らに。媛之遊すも。(一云く、大城戸より。窺ひて。殺さむと。爲らくを知らに。媛之遊すも。)

【第一六四講】 教化 愛へ面向の義。脊向ける者を受撫して此方へ面を向けしむる意である。朕憲 考本・信友本・釋紀には「朕意」とある。大彥命 孝元天皇第一の皇子で、開化天皇の御兄君である(第一五五講)に出づ。時に御年百三十四歳許なるに、將軍として征伐に向はれしは、老いて猶ほ元氣旺盛に渡らせられたのである。北陸 北陸道を云ふ。此の當時は、未だ北陸道・東海道など云ふ稱は無かつたのであるが、後に出來た稱を、古へに繰上げて記されたので、記には「大彥命をば越之道(越前、加賀、能登)に遣す」とある。さて北陸の訓は「北の陸の道」と訓むのが正しいのであるが、流布本を見ると「北陸」と做つてゐる。此訓は實は陸の一字に附けたのであるが、訓が甚だ長いので、上の北の字迄に振假名が掛つてゐるのである。(此次に「東の海つ道」と讀むべき振假名も「東海」と做つてゐる。)然るに先達これを誤

り、北陸の二字を引合せて、クマガノミチと訓めるのは僻事である。武渟川別記に「大彦命の子・武渟川命は、阿倍臣等の祖也」とある。東海前々條に「陸」の一字を陸之道と訓めるに對して、此處では「海」の一字を海之道と訓めるので、即ち東海道方面の謂である。記には「東方十二道」とあり、記傳に「十二は何れの國々を合せたる數にか今詳かならねど、試みに云はゞ、伊勢、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、總(上總)、常陸、陸奥(此國は、海道には入らざれども、下文に往遇于相津とあれば、此も十二國の内とすべし)なるべきか」と云はれたが、確かには定め難い。吉備津彦、孝靈天皇の皇子・彦五十狹芹彦命の別名である(第一五三)さて古事記には、此命と御弟の稚武彦命と二柱相副はして吉備國を討伐け給ひし趣に傳へてゐる。尙ほ集解に「吉備津彦命、二朝を経て始めて此紀(崇神)に見え、更に六十年に見ゆ。年を積むこと百八十九歳」とある。西道西道は後世の山陽道の謂であるが、旨と吉備國を平定せられたので、其に因つて御名を吉備津彦命と申すのである。丹波道主命(道主。一訓)此命は彦坐王(開化天皇の御子にて崇神帝の異母弟也。第一五七講に出づ)の御子で、本名は彦多々須命(國造)本紀には彦多都彦命とあり。記には丹波彦多々須道大人命とある。さて丹波道主と云ふは、此時に丹波の諸道を平定け主宰ぎ給ひし故の稱である。なほ垂仁紀五年の註に「丹波道主王は彦坐王の子也。一云く、彦湯産隅王(第一五七)の子也」とあるが、此の一云は異なる傳である。遺丹波通釋に「丹波は、丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆を總たる大名なりしにや有らむ。記には「彦坐王をば丹波國に遣して、玖賀耳之御笠を殺さ令め給ふ。」とありて、御父・彦坐王の事とせり。傳の異なるにはあれど、御名に就きて考ふるに、此紀の方正しかるべし。」と云はれた。印綬上卷の第十一講、天瓊矛の註を参照すべし。將軍通釋に「職原抄に、將軍之號。起于此。」とあれども、此紀に始めて見えたるまで也(記には仲哀の卷)。此時を以て、將軍と云ふ職掌を置かれし初めぞと思ふは非也」とある。和珂坂大和國添上郡櫻本

に今和爾村あり。既に神武紀(第一三)に出づ。山脊平坂記には山代之幣羅坂とある。古へ大和國から越國へ赴くには、山城・近江を経て行つたので、山城の平坂は、今南都から盤若寺坂を踰えて、山城國相樂郡市之坂村に出で、其より木津に至る迄の坂路・七八町の程を「平坂(さか)」と云ふ。御間城入彦播磨播磨は、日本武尊の吾妻波夜と詔へると同じ歎辭で、此處では崇神天皇を危ぶみ歎いたのである。己が夫を己が仕へ奉る天皇を、といふ意である。結句に「媛之遊すも」と、四道將軍を媛に諷へて云ひし故に、將軍の仕へ奉る天皇を、其媛の夫として詠み成せるのである。死せむと將殺との義で、殺さんとするを云ふ。窃まく知らに窃むとは、何事にも窃かに行動するを云ふ。密かに窺ふ事を、窺み見ると云ふも其意で、必ずしも盜取る事のみを謂うては無い。「知らに」は不知と云ふに同じ。窺かに窺ひ奉る者あるをも知らずして、との意である。比賣那素靈殊望媛之遊すもの義。少女等の遊戯の何心も無きを、四道將軍が皇居を離れて四方の國々へ立行かむとするに喩へたのである。一首の意は己が仕へ奉る天皇を、窺かに殺し奉らむと計み居る者のあるをも不知に、將軍等の、宮中の守禦を離れ行く憂はしさを。さても御間城入彦尊はや。いと危くも坐すすかも、との意である。大城戸云々大城戸は、皇居の宮門を云ふ。此歌は隠れたる條なく、總て明白である。於是大彦命異之。問童女曰。汝言何辭。對曰。勿言也。唯歌耳。乃重詠。先歌忽不見矣。大彦命乃還。而具以狀奏。於是天皇姑。倭迹々日百襲姫命。聰明叡智。能識未然。乃知其歌。惟言于天皇。是武埴安彦將謀反之表者也。吾聞武埴安彦之妻吾田媛密來之。取倭香山土。裹領巾。祈曰。是倭國之物實。乃反之。物實。此云。是以知有此事焉。非早圖。必後之。

正訓 是に大彦命、異びて童女に問ひて曰く「汝が言ひつることは何辭ぞ」。對へて曰く「物言也。唯だ

歌をのみ歌ひつらく耳。乃ち重ねて先の歌を詠ひて、忽ちに見えずなりぬ矣。大彦命、乃ち還りて、具に状を以て奏す。是に天皇の姑、倭迹々日百襲姫命、聰明叡智して能く未然の事を識り給へり。乃ち其歌の惟を知りて、天皇に曰さく「是れ武埴安彦が將に謀反けむと將る表ならむ。吾聞けり、武埴安彦の妻・吾田媛、密かに來りて倭の香山の土を取りて、領巾の端に裹みて、「是は倭國の物實」と祈曰して乃ち反りぬと（物實、此をば望能志呂と云ふ）。是を以て事有らむと知りぬ焉。早かに圖るに非ずば必ず後れなむ。」

【第一六五講】 勿言也。唯歌。大彦命が、彼の歌詠ひし童女に對ひて「汝は今何事を言ひつるぞ」と問へるに答へて、「否、別に何事も申せるには非ず。唯だ歌を歌つてゐた許り也」と何氣なき狀して、然も重ねて以前の歌を歌つて立去つた。と見るまに其姿か消え失せた、と云ふだけの意である。此童女の答を、或説に事々しく言へるのは牽強である。姑・倭迹々日百襲姫命 姑は聽泉居校本に祖姑とある、其方が佳い。倭迹々日百襲姫命（第一五三）は孝靈天皇の皇女で、崇神帝の王姑（祖父の妹）に當らせられる。惟 神功紀に是事大惟也、欽明紀に蜂蛇之惟、齊明紀に敗績之惟などあり。前兆を云ふ。武埴安彦 孝元天皇の御子。第一五五講に出づ。密 來 記に依るに、武埴安彦は山城國に住んで居たのである。故に密かに大和へ來たのである。取 倭香山土 香山の土の事は、神武紀（上卷四）に見えたるを考合すべきである。領巾 領巾（肩巾とも書く）は古へ女子正装の時、領より肩へ掛け、左右の前へ垂下する装飾の中である。記の神代卷に「蛇の領巾。蜂の領巾」と云ふことが見えるが、右は今の手拭の如き布巾で、是を翻翻と打振つて、蛇や蜂などを撥

ふに用ゐた物である。即ち太古には、女子は手頃の布巾を領に掛けてゐて、之を以て行路の蟲を撥ひ、又は塵などを除くるに用ゐたのが、自ら筋の如くなり、禮装の時に用ゐらるゝに到るのであらう。歌にも多く詠まれてゐるが、欽明紀に「韓國の城の上に立ちて大葉子は領巾振らすもよ日本へ向きて」また萬葉集卷五に「海原の沖行く船を歸れとか領巾振らしけむ松浦佐用媛」などは有名なものである。なほ天武紀十一年の詔に「膳夫、采女等が手櫛・肩巾、並びに服を莫よ」と並記されたるに依れば、當時までは膳夫は手櫛、采女は肩巾を着る御定であつたのが、此時に廢せられたのである。然るに慶雲二年四月に、再び舊に復された事が續日本紀に見え、後代には枕草紙の積善寺供養の段に「采女八人、馬に乗せて引出せり。青裾濃の裳、裙帶、領巾などの、風に吹き遣られたる最をかし云々」など記されてゐる。今の世には無い物であるから其製は知り難いが、太神宮儀式帳に「生絹比禮（長五尺・弘二幅）外宮儀式帳に「生繩比禮（長二尺五寸・廣隨幅）」とあり、縫殿式年中御服・中宮料に「領巾。四條料・紗三丈六尺。條別九尺」などあるに據れば、定まれる寸法は無かつたのである。尙ほ萬葉に「袴領巾の白濱浪の云々。細領巾の鷺坂山の白鷺鬪云々」など詠めるを見れば、大槩は白布を用ゐた物と推測される。名義は通釋に「魚の鱗などと同じく、鱗めく故の稱なるべし。記傳に振手の義也と云へるは信がたし」と云へるのは蓋し正説である。是倭國之物實 此語は咒詛の辭で「今我が取りし此の倭の香具山の土地は、是れ倭國全體を代表する土である（大和は皇都であるから、是を取れば即ち日本全國が手に入るの理を以て云ふ。）」と祈り咒詛ひて、然して山城國へ歸れる趣である。物實 物代の義。其物の代表の意である。一訓には物實とも物實とも讀んである。（佐禰と多禰は通韻にて同語也。例へば段階、段階。塞く、塞く。五十狹々之小汀、五十田狹之小汀などの如し。）即ち神代紀に物根（上卷第）と有ると同じく、其物の根原を謂ふので、訓は異れども語義は同一である。

於是更留諸將軍。而議之。未幾時。武埴安彥與妻吾田媛。謀反逆。與師忽至。各分道。而夫從山背。婦從大坂。共入欲襲帝京。時天皇遣五十狹芹彥命。擊吾田媛之師。即遮於大坂。皆大破之。殺吾田媛。悉斬其軍卒。復遣大彥命與和珥臣遠祖彥國葺。向山背擊埴安彥。爰以忌免鎮坐於和珥武錄坂上。則率精兵。進登那羅山。而軍之。時官軍屯聚而躡草木。因以號其山曰那羅山。此云更避那羅山。而進到輪韓河。與埴安彥。挾河屯之各相挑焉。故時人改號其河曰挑河。今謂泉河訛也。埴安彥望之間。彥國葺曰。何由矣。汝與師來耶。對曰。汝逆天無道。欲傾王室。故舉義兵討汝逆。是天皇之命也。於是各爭先射。武埴安彥先射彥國葺。不中。後彥國葺射埴安彥。中臂而殺焉。其軍衆脅退。則追破於河北。而斬首過半。屍骨多溢。故號其處曰羽振苑。亦其卒怖走。屎漏于禪。乃脫甲而逃之。知不得免。叩頭曰我君。故時人號其脫甲處曰伽和羅。禪屎漏之處曰屎禪。今謂樟葉訛也。又號叩頭之處曰我君。叩頭。此

正訓 於是、更に諸の將軍を留めて議らひ給ふ。未幾時、武埴安彥、妻・吾田媛と謀反逆として、師を興して忽ちに至る。各道を分りて、夫は山背より、婦は大坂より、共に入りて帝都を襲はむとす。時に天皇、五十狹芹彥命(吉備津彥命なり)を遣て、吾田媛の師を撃た遣め給ふ。即ち大坂に遮りて皆大に之を破りて、吾田媛を殺して、悉に其の軍卒を斬しつ。復た大彥命と、和珥臣の遠祖・彥國葺とを遣て、山背に向けて埴安彥を撃た遣め給ふ。爰に忌免を以て和珥の武錄坂の上に鎮坐、則ち精兵を率て、進みて

那羅山に登りて軍す。時に官軍屯聚みて草木を躡阻す。因て以て其山を號けて那羅山と曰ふ。躡阻、此をば布瀨那羅須と云ふ更に那羅山を避りて進みて輪韓河に到りて、埴安彥と河を狹みて屯みて各々相挑む。故れ時の人、改めて其河を號けて挑河と曰ふ。今、泉河と謂ふは訛れる也。埴安彥、望りて彥國葺に問ひて曰く「何に由りて、汝・師を興して來る耶」。對へて曰く「汝、天に逆ひ、無道くも王室を傾け奉らむとす。故、義兵を擧げて、汝が逆るを討ふ。是れ天皇の命なり」。於是、各々先づ射る事を争ふ。武埴安彥、先に彥國葺を射るに、得中てず。後に彥國葺、埴安彥を射るに、胸に中て、殺しつ焉。其の軍の衆、脅え退ぐ。則ち追ひて河の北に破りて、首を斬ること半に過ぎたり。屍骨、多に溢れたり。故れ其の處を號けて羽振苑と曰ふ。亦た其の卒、怖ち走けて、屎・禪より漏ちたり。乃ち甲を脱ぎて逃ぐ。得免るまじきことを知りて、叩頭て「吾君」と曰へりき。故、時の人、其の甲脱ぎし處を伽和羅と曰ふ。禪より屎漏ちし處を屎禪と曰ふ。今、樟葉と謂ふは訛れる也。また叩頭し處を我君と曰ふ。(叩頭、此をば廼務と云ふ。)

【第一六六講】留諸將軍 神女の童論を聞きて歸京せる大彥命以外の諸將軍、即ち武渟川別命、吉備津彥命、丹波道主命達をも征討の途に就く事を留め、帝京に召還せられたのである。夫私記を始め諸本皆「乎止久」と訓めり。男に同じ。大坂 萬葉集第十に「大坂を吾が越え來れば二上に黃葉流る時雨降りつ」とある。即ち大和と河内との國界なる二上山の北方を越ゆる道で、俗に穴蒸越と稱した古の大道である。今大和國北葛城郡穴蟲村に並んで逢坂村(後世に大を逢に書

誤れる也と云ふ)がある。第一六三講に大坂神とあるのも、天武紀に「近江の軍の大坂道より至ると聞きて云々。將軍・吹負、既に倭の地を定めて、便ち大坂を越えて難波に往く」などあるも皆同一所である。帝京 磯城の瑞籬宮(三年紀)である。五十狹狹彦命 四道將軍の一人・吉備津彦命の本名(第一五三講)である。彦國葺 名義は記傳に「彦・國平にやあらむ」と云はれた。此人は姓氏錄に「天帶彦國押人命三世孫(孫に作る)彦國葺命」とある。忌登 神武紀(八講)に嚴瓮とあると同じく、神を齋祀する時、供物を盛る器を云ふ。即ち軍の首途に方り、道口なる和珥坂に於て神祇を齋祀り、武運を祈り士氣を勵まして發向したので、此例は神代紀(八講)にも見える。和珥武鏡坂 記には丸邇坂とある(第一六四)磯城の京から山城へ行くには必ず此坂を越えたので、大和志に「添上郡全鉏丘 在樸木村」とある。那羅山 奈良は元明天皇の和銅三年(紀元一三七一)より桓武天皇の延暦三年(紀元一四四一)までの東京の地なりし事は誰も知る所である。さて此の那羅山は、今の奈良市(大和國添上郡)より山城に出入る國境にあり。今謂ふ奈良坂、即ち般若寺坂越の山道で、其れより山城の平坂(一六)に出で、木津川に到るのである。尙ほ奈良朝時代、即ち萬葉の歌どもに那羅坂と詠めるのは、今の郡山街道の歌姫越の方で、此處とは別である。なほ奈良の名義は、次の躑躅の條に出づ。屯聚 此語は神武紀の第百廿一講の首に詳述してある。躑躅 躑躅は停止まる貌に云ふ字である。故に此訓は、踏鳴らす意には非ずして、踏平す意である。さて奈良と云ふ地名は、此の傳説もあれど、本來の一大平野であるので、平と云ふので有らう。輪韓河 山城志に「相樂郡・木津川。本名輪韓川。又挑川。又泉川」とある。無道 第五一講に出づ。此訓、熱田本には阿豆岐奈志とある。各爭先射 記には「爾に彦國葺命乞ひて云く、其廂の人、先づ忌矢を弾つべし云々」とある。是は彼我の軍が漸く接近し、愈よ戦はむとする初に、互に先づ一矢を射交す式で、神に祈禱りて發つ故に「忌矢」と云ふ。後世にも矢合と云ふ儀の有るの上

古の遺法であると云ふ。多溢 波布留は阿布留の轉で、萬葉十八の長歌にも「射水川、雪解溢而、逝水能、彌益爾耳云云」とある。此處は敵軍の死屍累々と道に溢れたる趣きである。羽振苑 和名抄に「山城國相樂郡。祝園(波布留乃)」とある。さて此の羽振と云ふ地名は、此紀では敵の屍が多に溢れたるに依りて號くと云ひ、古事記には「敵兵を斬り屠りし故に云ふ」とあつて、其の號けた意味は甚だ異つてゐる。然し是等は深く検討する程の事も無い様である。若し夫れ次の屎都云々に至つては、古老の駄洒落も、是に於て地に墮ちたりと謂ふべきである。是等地名の起原等に關しては、第一六三講の「大神」の條を参照すべきである。禪 神代紀の第三五講、第四六講等に出づ。叩頭曰我君 叩頭の訓は「祈む」の義で、請祈むこと、即ち額衝き拜む意で、敵の兵士等が官軍の前に叩頭いて「吾君よ、我等を恕されよ」と助命を乞へるのである。脱 甲處曰伽和羅 甲を古語に伽和羅と云ふのは、「乾ら(良は接尾音)」の義で、固く乾けるを云ふ。即ち上古の甲は皮を乾固め縫合せて作れるに因る語也と云ふ。さて此處の文意は、山城國綴喜郡の伽和羅(村と云ふ)と云ふ地は、此戦に敵兵が甲を脱いで逃げし處なるを以て甲村と號けた、との傳であるが、古事記には應神卷に「鈎を以て其の沈みし處を探れば、其の甲に繋りて訶和羅と鳴りき。故れ其地を號けて訶和羅前と謂ふ」とあつて、時代も言意も甚だ異つてゐる。然し是も亦其の正閏などを論ぶ程の事は有るまいと考へられる。檉葉 和名抄に「河内國交野郡・葛葉」とある。今の北河内郡樟葉村である。我君 神名帳に「山城國相樂郡・和伎。天乃夫支賣神社。」とある地で、其社は、今、大平尾・小平尾兩村の間に、湧杜と云ふ森あり、其杜の中の湧出宮と申す社であると云ふ。是後。倭迹々日百襲姫命。爲大物主神之妻。然其神常晝不見而夜來矣。倭迹々姫命語夫曰。君常晝不見者。分明不得視其尊顏。願暫留之。明且欲觀美麗之威儀。大神對曰。言理灼然。吾明且入汝楯笥。

而居。願無驚吾形。爰倭迹々姫命心裏密異之。待明以見櫛笥。遂有美麗小蛇。其長大如衣紐。則驚之。叫啼。時大神有耻。忽化二人形。謂其妻曰。汝不忍令羞吾。吾還令羞汝。仍踐大虛。登于御諸山。爰倭迹々姫命仰見。而悔之急居。乃葬於大市。故時人號其墓謂箸墓也。是墓者日也人作。夜也神作。故運大坂山石而造。則自山至于墓。人民相踵。以手遞傳而運焉。時人歌之曰。飲朋佐介耳。菟藝廼煩例屢。伊辭務選塲。多誤辭珥固佐摩。固辭介氏務介茂。

是後に倭迹々日百襲姫命、大物主神の妻と爲る。然るに其神、常に晝は見え給はずして夜のみ來す矣。倭迹々姫命、夫に語りて曰さく「君、常に晝は見え給はねば、分明に其の尊顔を視ることを得ず。願はくは暫く留まり給へ。明旦、美麗しき威儀を觀ぎ奉らむと欲ふ」と。大神對へて曰はく「言理灼然なり。吾れ明旦に汝が櫛笥に入りて居らむ。願はくは吾が形に勿驚きましそ」。爰に倭迹々姫命、心の裏に密かに異しむ。明くるを待ちて以て櫛笥を見れば、遂に美麗しき小蛇あり。其の長さ太さ、衣紐の如し。則ち驚きて叫啼ぶ。時に大神耻ぢて、忽ちに人の形に化りて、其の妻に語りて曰はく「汝、忍びずして吾に羞見せつ。吾れ還た汝に羞見せむ」と云ひて、仍て大虚を踐みて御諸山に登ります。爰に倭迹々姫命、仰ぎ見て悔いて急居（急居、此をば菟岐子と云ふ）。則ち箸に陰を撞きて薨せぬ。乃ち大市に葬る。故、時の人、其墓を號けて箸墓と謂へり。是の墓は、日は人作り、夜は神作る。故れ大坂の山の石を運びて造る。則ち山より墓に至るまで、人民相踵ぎて、以手遞傳て運ぶ焉。時の人、歌之して曰く

大坂に。踵ぎ登れる。石群を。手遞傳に運さば。運し難てむかも。

【第一六七講】 通釋に「此の一段は、記の三輪山の故事（第一六三講）また丹塗矢の記事（第六九講）姓氏錄なる大神朝臣の事蹟ともに相類たる事多し。然も皆此の大神に係りたるは、一事の二に成れるも有るべく、二を一に語り傳へたるも有りぬべけれど、共に上古よりの傳説なれば、今何れを何れとも辨へ難し」と云はれた。倭迹々日百襲姫命 孝靈天皇の皇女で既に屢々出づ。下文には日百襲の三字を省いて、倭迹々姫命と記されてある。此の御世には其の御年齢・百餘歳を算ふる御事であるから、大物主神の妻と爲る（大物主神が人の形に化して、百襲姫に通ひ給へるのである。）と云ふ事の如きは、甚だ不審しき次第であるが、此の一段は元來が大物主命の神話に、箸之墓の由來を織込める傳説に過ぎず、且つ通釋にも云はれし如く、他に尙ほ異傳もある事であるから、深入をして彼是れ論ずべき限りでは無い。櫛笥 櫛を容るゝ笥、櫛箱。小蛇 遠呂知の語義は上卷の第六一講・八岐大蛇の條に釋けり。衣紐 下紐の義。上帯に對して、衣の裏紐を云ふ。踐 布牟に同じ。景行紀に、踏石。また踏其樹など同訓である。御諸山 三輪山である。神代紀第六九講に出づ。急居 突居の義（居は『居・居・居』と通じて云ふ）。急に突居坐れる趣きである。箸撞陰而薨 周章しく蹣跚めき跪坐ける拍子に、折あしく手に持てる箸を陰に撞刺して薨去せられたのである。此時、何爲に箸を持つて居られし歟。」と不審せる先哲もあるが、元來神話の事であるから、其等を穿鑿するのは愚の極である。若し夫れ然らば「神が何故に小蛇などに化つて櫛笥の裡に這入つて居たので有らう歟」と一々疑はねばならぬ。要するに此の傳説は、箸之墓と云ふに落着く神話なる故に、箸で薨去せられた迄の事である。さて此の薨去の次第は、記の神代卷に「天衣織女・見驚きて、椽に陰上を衝きて死りぬ」とあると同じ類の傳である。大市 大和志に「城上郡（今、磯）大市郷・已廢。箸中村存」とある。箸墓

磯城郡の三輪町と柳木町との中間に、箸中村（箸中は箸之墓の約也と云ふ）あり。大道の西側に圓形の冢山あり、箸墓と云ふ。天武紀に「箸陵の本に戦ひて大きに近江軍を破る」とあるのは即ち此處である。日也人作。日とは晝を云ふ。此事は第廿五講の月弓尊の條に出づ。作を私記には都計留と訓んでゐる。大坂山 第一六六講に出づ。以手邊傳而運焉。大坂山から箸之墓まで、人民が踵を接いで櫛の齒の如くに立並んで、山の石を手から手へ渡して運んだのである。大坂に踵登れるの歌。箸之墓を造るに大坂山の山頂までも踵を接いで登れる人々に依つて、其山の石を次々に手より手に移轉をして運び出さば、如何に其の道程は遠くとも、如何に其の石群は多くとも、運び難き事あらむや、との意である。

冬十月乙卯朔。詔群臣曰。今反者悉伏誅。畿内無事。唯遐外荒俗。騷動未止。其四道將軍等。今急發之。丙子將軍共發路。

十一年。夏四月壬子朔己卯。四道將軍以下平戎夷之狀上奏焉。是歲異俗多歸。國內安寧。

十二年。春三月丁丑朔丁亥。詔曰。朕初承天位。獲保宗廟。明有所蔽。德不能綏。是以陰陽謬錯。寒暑失序。疾病多起。百姓蒙災。然今解罪改過。敦禮神祇。亦垂教而綏荒俗。舉兵以討不服。是以官無廢事。下無逸民。教化流行。衆庶樂業。異俗重譯來。海外既歸化。宜當此時。更校人民。令知長幼之次第。及課役之先後焉。秋九月甲戌朔己丑。始校人民。更科調役。此謂男之弓弭調。女手末調也。是以天神地祇共和享。而風雨順時。百穀用成。家給人足。天下大平矣。故稱謂御肇國天皇也。

十七年秋七月丙午朔。詔曰。船者天下之要用也。今海邊之民。由無船。以甚苦步運。其令諸國。俾造

船舶。冬十月。始造船舶。

冬十月、乙卯の朔の日、群臣に詔して曰はく「今、反けりし者、悉に誅に伏し、畿内無事りぬ。唯し遐外の荒ぶる俗ども、騷動いまだ止まず。其れ四道の將軍等、今急かに發れ」丙子の日（二十）、將軍等共に發路す。

十一年（甲午）の夏四月、壬子の朔の己卯の日（二十）、四道の將軍、戎夷を平けたる狀を以て奏す焉。是歲、異俗・多に歸て國の内安寧なり。

十二年（乙未）の春三月、丁丑の朔の丁亥の日（十一）、詔して曰はく「朕れ初めて天位を承ぎて、宗廟（くに）を保つことを獲たりしも、明も蔽る所有り、徳も綏むること能はず。是を以て陰陽・謬錯ひて、寒さ暑さ序を失ひ、疫病・多に起りて、百姓・災ひを蒙ふりぬ。然るに今、罪を解へ、過を改めて、敦く神祇を禮ひ、亦た教を垂れて荒俗どもを綏くし、兵を擧げて以て不服を討つ。是を以て官に廢れたる事無く、下に逸民無し。教へ化くること流行はれて、衆庶・業を樂しむ、異し俗ども譯を重ねて來、海外・既に歸化きぬ。宜しく此時に當りて、更に人民を校へて、長・幼の次第、及び課役の先後を知ら令めよ焉」。秋九月、甲戌の朔の己丑の日（十六）、始めて人民を校へて、更に調役を科す。此を男之弓弭調、女之手末調と謂ふ。是を以て天神・地祇共に和享みて雨風時に順ひ、百種の穀・用て成り、家・給ぎ、人・足りて天の下・泰に平なり矣。故、稱め曰して御肇國天皇と謂

す。

十七年(五八〇)の秋七月、丙午の朔の日、詔して曰はく、船は天下の要用なり。今、海の邊の民、船無きに由りて以て甚に歩運に苦めり。其れ諸國に令ちて、船舶を造ら俾めよ。冬十月始めて船舶を造る。

【第一六八講】 遣外荒俗

本に遣外を海外に作れるは誤である。今、江家本に據て訂正した。秋七月の詔(四講)に遠

荒人等とあるに同じ。騷動 私記には止與岐佐夜具と訓んである。止與具は群衆の咆めく音「嘖々・號々」の止與(俗語

にては度與と濁れど、古語にては如何なる語も初音を濁らず)を加行に活用せる語である。また末行にも活用する。將

軍等共發路 古事記には「故れ大彦命は、以前の命の隨に、越國に罷行きぬ。爾に東方より所遣る武淳川別命、其父・

大彦命と相津に往遇ひぬ。故れ其地を相津(岩代國)と謂ふ」とある。以平・茂夷・狀奏 是より先き四道將軍は相前後し

て歸還されたのである事は勿論である。然して此日改めて打揃つて參内、報答の式を行つたのである。異俗多歸 通釋

に「異國人の參來し事は、此迄にも有りぬべけれど、此處は前年(一六)大物主神の御靈夢に、在海外之國、自らに當に

歸伏ひなむ」と詔へる其驗ありて、異俗多に歸化せし也。此事、史書に見えたるは、姓氏錄(左京)吉田連の譜に、崇神天

皇の御代に、任那國より奏して曰く、臣が國の東北、三已汶一地(三已汶は、上已汶・中已汶・下已汶)を云ふ。繼體紀七年六月の條に見ゆ、地方三百里、土地人

民亦た富饒なれども、新羅と相争ひ、彼此攝治むる能はず。兵戈相尋ぎ、民・聊くも生まず。臣、將軍を請ひて此地を治

め令め、即ち貴國の部と爲さむと。天皇大きに悦び給ひ、群卿に勅して、應に遣すべき人を奏さ令む。卿等奏して曰く、

彦國葺命の孫・鹽乘津彦命、頭上に贅(古名)三岐あり。松樹の如し(因て松樹君と號ふ)、其長さ五寸、力・衆に過ぎ、

性亦た勇悍なり。天皇、鹽乘津彦命に令せて、遣して鎮守と爲たまふ。彼の俗、宰と稱し吉と爲ふ(吉はキシと訓むべし。本は吉師にて、彼國の

官名)故れ其の苗裔を謂て吉氏と爲す云々。神龜元年吉田連の姓を賜ふ云々」と見えたる、此紀には漏されたれど、此に

異俗多歸とあれば、此の年頃の事なるべき事は疑無し。尙ほ次の十二年の下に、異俗ども、譯を重ねて來、海外、既に

歸化きぬ」とあるをも思ふべし。さるは此より後、六十五年紀に、「七月任那國より蘇那葛叱知を遣して朝貢らしむ。」

とあるは、彼の宰を置かれたる後の事なるは、能く事情を考へて知るべし。」と云置はれたが、是は注目すべき説であ

る。重譯 通譯を重ねの義。彼國の語を、此國の語に通譯する事を云ふ。さて譯を「ヲサ」と云ふのは、姓氏錄・蕃別

に「曰佐」と云ふ姓があるが、此の曰佐と云ふのは、通譯と云ふ意の韓語で、此族が通譯の業を以て奉仕したので譯氏と

曰ふ。との説があり、一説には修の儀で、辭を修むる意であらうと云ふ。更校人民 更とは、從來でも調役の事は有

つたのであるが、上代の儘で其制も具はつて居なかつたので、此時に當つて、改めて調役の法を立つるを云ひ、校(カンガ

むは漢)とは、百姓の生活状態を始め、戸別の人員、土地田數等を調査して、其高に應じて役を充つる等の事を云ふ。

長幼之次第 賦役令に「正丁(男の廿一歳より)一人に絹布八尺五寸、六丁成疋云々。次丁(六十歳より六十五歳迄)は一人。

中男(十七歳より)は四人を以て、並びに正丁一人に準ず。」とあるが、此の御世には然程に細かくは定められなかつたので

有らうが、大凡に男の十五六歳より廿歳頃までを幼と定め、廿一歳頃より六十歳頃までを長と定めて、其差に依て調物を

出さしめ、課役にも使ひ給ひしならむ。と通釋に曰はれた。課役之先後 課役は、役を課すること、人民を公用に徵集

して使ふ事を云ふ。先後とは、豫め甲組・乙組と云ふ如く定め置きて、前に徵集すると、後に徵集するとを制められたの

である。始校人民 調・役の事に關し、今迄は別に定まれる制としては無かつたのであるが、去る三月の詔の隨に、此

時に始めて其制を立て、改めて調・役を科せられたのである。調・役 此調、寛文本・秘閣本・江家本・卜部秘調、共に

『調・役』とあり、熱田本には『調・役』とある。今按ずるに以上の訓は、皆悉く正しいのである(其由は次) さて調役は、調と役との二つであるが、調は注の義で注入るゝ意の語。朝廷の經費として注ぎ爲し供給するを云ふ。即ち人民に科して其の供給を徴するのである。故に供給を獻納する人民の方からは、此語に敬辭を冠して御調(貢と書くも同じ)と云ふ。即ち租税の總稱である。さて又、役と云ふ語は、按ずるに獲の義で、獲ることを云ふ。今も兵隊に徴るゝ徴られたいと云ふと同じ。即ち役と云ふは徵集(取る)の意である。流行病を『役病、役之病』など云ふも、戸毎に病に徵集される意である。さて人民が、此の役(徵集)に應じ赴くのを役立と謂ふ(立は旅立など云ふに同じく、發赴く意也)。故に役と役立との語を正確に區別すれば、召集と入隊と云ふ程の別があるのであるが、大凡には同一の意に用ゐられてゐる。男之弓調 女之手末調 に對して男之と云ふ。弓弭の調とは、弓を以て射獲りたる野獸の肉、又其の皮などを賣るの調、上代には常に野獸の肉を食し、又其の皮を衣・褥などに爲たので、即ち之を調の料とせられたのである。女之手末調 手之末は手先で、女が手して造れる物、即ち絹布などの類を賣るを云ふ。和事 邇古牟は和むと同語である(上卷三六四頁) 御羅國天 皇 神武紀(四三九頁)に詳述してある。船者天下之要用也 神代上卷(第七講)の素戔鳴尊の詔に『浮寶(船)有らずば是れ佳からじ』とあると相似たる詔である。さて要用は旨之物の義。旨要なる其の意である。由無船の妙きを云ふ。甚。此紀では『甚、甚多、多、饒富』等を、所々に爾邊佐と訓んでゐる。珍らしい語であるが言義は詳かでない。但し試みに言へば贊狀の義で、物の饒富なる事、甚多き事どもを、贊の狀に見立て、言ひ做せるのが、凡てに甚だしき意、非常なる意に移れるのでも有らう歟。尙ほ考ふべきである。始 造船始 『造船の始』と云ふ意に非ず。諸國に令して船舶を造れる事の始なのである。

四十八年。春正月己卯朔戊子。天皇勅豐城命・活目尊曰。汝等二子。慈愛共齊。不知曷爲嗣。各宜夢。朕以夢占之。二皇子於是被命淨沐而祈寐。各得夢也。會明兄豐城命以夢辭奏于天皇曰。自登御諸山。向東而八廻弄槍八廻擊刀。弟活目尊以夢辭奏言。自登御諸山之嶺。繩三廻四方。逐食粟雀。則天皇相夢謂三子曰。兄則一片向東當治東國。弟是悉臨四方。宜繼朕位。夏四月戊申朔丙寅。立活目尊爲皇太子。以豐城命。令治東國。是上毛野君下毛野君等之始祖也。

四十八年(辛未)の春正月、己卯の朔、子の日(十)、天皇、豐城命、活目尊に勅して曰はく「汝たち二の子、慈愛・共に齊し。易を嗣に爲むことを知らず。各宜しく夢みる宜し。朕れ夢を以て占へむ」二はしらの皇子、於是命を被はりて、淨沐して祈みて寢給へり。おのおの夢を得たまひつ。會明に兄豐城命、夢の辭を以て天皇に奏して曰はく「自ら、御諸山に登りて、東に向きて八廻・弄槍し、八廻・擊刀す」と。弟・活目尊、夢の辭を以て奏して言はく「自らは御諸山の嶺に登りて、繩を四方に廻へて、粟を食む雀を逐る」と。則ち天皇、相夢して二柱の子に謂りて曰はく「兄は則ち一片に東に向きて、當に東の國を治す當し。弟は是れ悉く四方に臨みて、宜しく朕が位を繼ぐ宜し」。夏四月、戊申の朔の丙寅の日(十九)、活目尊を立て、皇太子と爲たまひ、豐城命を以て東國を治め令め給ふ。是れ上毛野君、下毛野君等の始祖なり。

【第一六九講】淨沐 齋河浴の義。河水にて身を潔齋むるを云ふ。御諸山(御諸を江本は) 三輪山である。此の御代の都の

瑞籬宮(三輪村)に最も近く、常見馴れ給へる山であるので、御兄弟共に此山に登りませる夢を見給へる趣である。弄槍ハシ軍防令に「用レ刀弄槍。義解・弄者玩也。槍者木兩頭銳者。即戈之屬。」とある。さて「弄槍す」は、槍行け爲の義で、槍を突出すを謂ふ。擊刀ウチ通證に「多知加岐は古語也。今、太刀打と云ふ」とある。繩ヒ繩ヒ四方云々 鳴子の繩を引延へて、粟を食む雀を追拂ひ給へるのである。相夢アヒ夢合の義。夢に就きて考へ合せて判断を下すを云ふ。上毛野君ウモノノ下毛野君シモノノは上野、下毛野は下野の古稱。名義は木野の義で、樹木多き平野の意と云ふ。

六十年。秋七月丙申朔己酉。詔群臣曰。武日照命一云。武夷鳥。又云。天夷鳥。從天將來神寶。藏于出雲大神宮。是欲見焉。則遣矢田部造遠祖武諸隅一書云。一名。而使獻。當是時。出雲臣之遠祖出雲振根主于神寶。是往筑紫國。而不遇矣。其弟飯入根則被皇命。以神寶付弟甘美韓日狹與子鷓瀍淳。而貢上。既而出雲振根從筑紫還來之。聞神寶獻于朝廷。責其弟飯入根曰。數日當待。何恐之乎。輒許神寶。是以既經二年。猶懷忿恨。有殺弟之志。仍欺弟曰。頃者於止屋淵。多生葦(云此)願共行欲見。弟則隨兄而往之。先是兄竊作木刀形似真刀。當時自佩之。弟佩真刀。共到淵頭。兄謂弟曰。淵水清冷。願欲共游泳。弟從兄言。各解佩刀。置淵邊。沐於水中。乃兄先上陸。取弟真刀。自佩。後弟驚而取兄木刀。共相擊矣。弟不得拔木刀。兄擊弟飯入根。而殺之。故時人歌之曰。椰句毛多菟。伊頭毛多鷄流餓。波鷄流多知。菟頭邏佐波磨積。佐微那辭耳阿波禮。

六十年(癸未)の秋七月、丙申の朔の己酉の日(十四)、群臣に詔して、「武日照命(一云く武夷鳥。又云く天夷鳥)天より將て來れる神寶、出雲大神の宮に藏せり。是れ見ま欲し」と曰ふ。則ち矢田部造の遠祖、武諸隅(一書に云く、一名は大母隅)を遣して獻らしむ。是時に當りて、出雲臣の遠祖・出雲振根、神寶を主れり。是れ筑紫國に往りて不遇矣。其の弟・飯入根、則ち皇命を被はりて、弟・甘美韓日狹と、子・鷓瀍淳とに付けて貢り上ぐ。既にして出雲振根、筑紫より還り來て、神寶を朝廷に獻りぬと聞きて、其の弟・飯入根を責めて曰く、「數日て當に待つ當きを、何恐之乎、輒く神寶を許せる」。是を以て既に年月を経れども、猶ほ忍り恨むる事を懷きて、弟を殺さむと思ふ志あり。仍て弟を欺きて曰く、「頃者、止屋淵に、多に葦生ひたり(葦、此をば毛と云ふ)。願はくは共に行て見むと欲ふ」。弟、則ち兄に隨ひて往けり。是より先に、兄竊かに木刀を作る、形・真刀に似たり。當時に自から之を佩けり。弟は真刀を佩けり。共に淵の頭に到りて、兄、弟に謂りて曰く、「淵の水清冷し。願くは共に游泳せむと欲ふ」。弟、兄の言に従ひて、各々佩ける刀を解きて淵邊に置きて、水の中に沐む。乃ち兄先づ陸に上りて、弟の真刀を取りて自ら佩けり。後に弟、驚きて兄の木刀を取りて共に相撃つ。弟、木刀を抜くことを得ず。兄、遂に弟、飯入根を撃ちて殺しつ。故、時の人、歌之して曰く。

八雲立つ、出雲建が、佩ける太刀、黒葛多卷き、眞身なしにあはれ。

【第一七〇講】 武日照命(一云武夷鳥。又云天夷鳥)此命は天穗日命の御子・大背飯三熊大人である。神代紀(第七)に出づ。出雲大神宮

島根縣簸川町(官幣)出雲大社である。矢田部造。姓氏錄・攝津神別に「矢田部造。伊香色雄命之後也。大和・矢田部。鶴連日命七世孫・大新河命之後也」とある。武諸隅。前條に見えたる大新河命の一男である。一書云・一名大母隅。天孫本紀に據れば、此の大母隅連公は、大新川命の四男で、武諸隅の弟である。故に此の一書の傳は如何である。出雲振根。其弟・飯入根。姓氏錄に據れば、此の兄弟は天穗日命十二世孫である。甘美韓日狹。姓氏錄には韓日根とあり。同人である。鷓瀟淨。飯入根の子とあるが、姓氏錄、並びに國造本紀に據れば、鷓瀟淨は、甘美韓日狹の子である(此事、通釋)然れば飯入根は、弟韓日狹の子を養つて子と爲たのであらう。さて通證に「今、千家北島即此裔也」とある。數日當待云云。我が歸宅する途、數日を延して待つべき事を、不在中、無斷にて取計ひしは不埒也と憤慨したのである。止屋淵。出雲風土記に「神門郡(今簸川郡)鹽冶。本字止屋。郡家東北六里。味鉏高彥根命の御子・鹽冶彥命坐せり。故れ止屋と云ふ」とある。淵は今詳かた無。斐。水草の藻である。但し斐の字は花蕪菜。和名・阿佐々である。先是云々。此處より以下の傳説は、古事記には、日本武尊が出雲國に入坐して、出雲梟帥を殺さむと爲給ひし時の事としてある。然し謹んで按ずるに、此傳の如き卑屈なる行爲を、日本武尊の爲給ふべき筈は斷じて無い御事であるから、古事記の傳は素より誤である。と知られる。游泳。川浴の義。水泳を云ふ。兄先上陸。豫て計畫せし事であるから、弟より先に上陸して、弟の眞刀を盗み取れるのである。八雲立。素戔鳴尊が「八雲立つ・出雲八重垣」と詠み給ひしより、出雲の枕詞とす。出雲建。弟の出雲飯入根を謂ふ。力が特に勝れてゐたので、土地の人々が出雲建と稱へてゐた事と知られる。故に之を殺すには、尋常の勝負では敵し難いので、兄の出雲古根は卑屈な計略を用ゐたのである。佩ける太刀。弟が取違へて佩ける木刀を云ふ。黒葛多卷。葛は蔓草。名義は蔓の長く續く意か、又は籠に綴る故の名敷と云ふ。其の葛を以て、鞘をも柄をも多に纏いて、

眞の刀の如く見せ掛けたるを云ふ。紀釋に「上古以葛纏大刀」とある。眞身無しに可憐。其の太刀は實は木刀で、眞の刀身が無かりし故に、相撃ちて遂に斬殺せられしを、時の人が憐れみ悼めるのである。

於レ是甘美韓日狹。鷓瀟淨。參向朝廷。曲奏其狀。則遣吉備津彥與武瀆河別。以誅出雲振根。故出雲臣等畏是事。不祭大神。而有間。時丹波氷上人名氷香戶邊。啓于皇太子活目尊。曰。己子有ニ小兒。而自然言之。玉菱鎮石。出雲人祭。眞種之甘美鏡。押羽振。甘美御神底寶。御寶主。山河之水泳。御魂。靜挂。甘美御神底寶。御寶主也。是非似ニ小兒之言。若有託言乎。於是皇太子奏于天皇。則勅之使祭。於是、甘美韓日狹、鷓瀟淨、朝廷に參向て、曲に其の狀を奏す。則ち吉備津彥と武瀆河別とを遣して、以て出雲振根を誅ふ。故れ出雲臣等、是事に畏りて、大神を祭らずして間有り。時に丹波氷上の人、名は氷香戶邊、皇太子・活目尊に啓して曰さく「己が子に小兒有り、而るに自然に言さく、玉菱鎮石。出雲人の祭る、眞種の甘美鏡・押羽振る。甘美御神の底寶・御寶主、山河の水泳る。御魂・靜挂けよ、甘美御神の底寶・御寶主也」。是れ小兒の言に似ず、若し託きて言ふもの有る乎」。於是皇太子、天皇に奏し給ふ。則ち勅して祭ひまつら使め給ふ。

【第一七一講】出雲臣等畏是事云々。出雲振根が誅された事に驚いて、罪なき同族等までが畏れを懐き隠れ潜んで、出雲大社の神事に仕ふる者が無くなつたのである。通釋に「甘美韓日狹、鷓瀟淨の兩人は、振根が誅はれし後も尙ほ都に在りて、國には同族の臣等を總括て政を執る者も無かりしより、大神の御祭も漸く頽廢れし様にぞ成り行きけむ」と曰はれ

た。然う見れば能く解し得られる。なほ出雲臣の事は神代紀(一六)に詳述してある。丹波氷上 和名沙に、丹波國氷上郡。氷上(比加)とある。小兒 稚子の義。一訓和加吳。玉菱鏡石 此より以下の言語は、所謂神託言である。さて此の神託に據ると、彼の出雲振根は召捕の向へるを見て、出雲大社の最も貴き神鏡を持出して山中に遁れたのであるが、追詰められて神鏡を山河に棄て、遂に誅せられたものと見える(此事は尙ほ最終に云ふ)。さて玉菱鏡石は、玉藻沈爲の義で、神鏡が、玉藻の如く水底に沈没し居るを云ふ(水底に生ふる玉藻と詠める)。沈と云ふ語根は、普通は沈ムと末行に活用する語であるが、水底爾沈久云々(萬葉に)と加行に活用し、また斯く沈爲と言據うる等、古語の格である。然るに此訓を、玉勝間にシヅカシと訓み改めたるのは僻事である。出雲人祭 出雲國の人々擧つて祭祀するを云ふ。眞種之甘美鏡・押羽振眞種の眞は例の美稱、種は物の根元を云ふ。神代紀に物根(七講)、崇神紀に物實(一六)とあるに同じ。即ち『御神體の甘美き御鏡』と云ふ意である。さて押羽振は、押放ルの義(押は、押分く、押廣む等、凡てに強め云ふ辭)居所を放るゝこと、零落れ流離ふを云ふ。(本居翁説に『眞種の意は未だ考へ得ず。押羽振とは、鏡を押振りて祭れと云ふ事也』と云へるのは牽強である)。底寶 玉勝間に『底寶とは、寶の至極と云ふ意也。凡て物の至り極まる處を底と云ふ』とある。萬葉に天地之底邊。山之底・野之底など云へるは、皆極まる處の意である。然れば底寶と云ふのは此説に従つて、『至極之寶』の義と解すべきである。御寶至 寶の君主の義。寶の中の寶を云ふ。山河之水泳 山河の水中に沈没して坐すを云ふ。御魂・靜挂 御魂とは御靈實の神鏡を謂ふ。靜挂は鎮懸けよの義。即ち水底の御鏡を引上げて、神殿に取掛けて鎮め奉れ、との意である。さて此の總體の意は、『山河の水底に、玉藻と同様に沈んでゐる(段一)』出雲國の人々の崇め奉る所の出雲大社の御神體の甘美き鏡、其れは今・居所を失ひて流離ひて在り(段二)甘美き御神の至寶、寶の中の御寶、其れは今・

山河の水中に沈没んでゐる(段三)あはれ此の御靈實の神鏡を、速く水中より索め出だして、舊の如く社殿に鎮め、神の御坐に取懸けよ(段四)甘美き御神の至寶、寶の中の寶なるぞ(段五)との意である。從來この神託には明釋が無く、甚だ不得要領であつたのであるが、此に以上の如く取纏めて釋義したのである。さて斯く解釋して更に考へて見ると、出雲大社は此時祭る者が絶えたので、御神靈が世に埋れ給ひし御事を『山河の水底に沈んでゐる神鏡』と云ふ趣に擬へて言做せるので、眞實に御靈實の御鏡が水中に棄てられ給へるのでは無い様にも思はれる。或は然う見る方が正しいので有るかも知れぬ。

六十二年。秋七月乙卯朔丙辰。詔曰農天下大本也。民所恃以生也。今河内狭山埴田水少。是以其國百姓怠於農事。其多開池溝。以寬民業。冬十月造依網池。十一月作刈坂池反折池。一云天皇居桑間宮。造三池也。六十五年。秋七月。任那國遣蘇那曷叱知。令朝貢也。任那者去筑紫國二千余里。北阻海以在鷄林之西南。

天皇踐祚六十八年。冬十二月戊申朔壬子崩。時年百二十歲。明年秋八月甲辰朔甲寅。葬于山邊道上陵。六十二年(乙酉)の秋七月、乙卯の朔の丙辰の日(三)、詔して曰はく「農は天下の大きな本なり。民の恃みて以て生くる所なり。今、河内の狭山の埴田、水少し。是を以て其國の百姓、農の事に怠れり。其れ多に池・溝を開りて以て民の業を寬めよ。冬十月、依網の池を造る。十一月、刈坂の池、反折の池を作る(一云く、天皇、桑間宮に居しまして、是の三つの池を造らしめたまふ。)

六十五年(戊子)の秋七月、任那國より、蘇那曷叱知を遣して朝貢たてまつる。任那は、筑紫國を去ること二千餘里、北の方・海を阻て、以て鷄林の西、南に在り。

天皇、踐祚こと六十八年(辛卯)、冬十二月、戊申の朔の壬子の日(五)、崩ましぬ。時に年、百二十歳、明年の秋八月、甲辰の朔の甲寅の日(十二)、山邊道上の陵に葬しまつる。

【第一七二講】

農

通釋に「農を奈利波比と云ふは、成就を云ふ。種波比は其狀を云ふ助辭也。種波比・氣波比・福波比などの類也)にて、五穀の成就べき様に勞くより云ふなるべし。此の農業を元として、即ち萬の生業に轉し云へり。

斯く轉し云ふも萬葉の歌などに見えて古き事也」と云へるのは蓋し正説である。或説に「作成の義にて、凡て物を作成すを云ふ。農作も其の一部也。」と云へるのは、自他を思はざる説である。即ち此説の如くならば「奈志波比」と他動に云ふべきを、「奈利波比」と自動に云ふ語であるから、通釋の説を正しとする。なほ此紀では、「別業、田宅」等を、奈利止古呂と訓んでゐるが、是は共に農作を營む爲に設けたる宅の謂である。狭山壙田水少 狭山は、和名抄に河内國丹比郡(今は丹南郡)狭山(佐也)とある。壙田は今の半田村であると云ふ。さて通釋に「此時の詔に、狭山の田地、水少きが故に多く池溝を開りて云々、とあるを見れば、彼の狭山池も、此時に作らしめ給ひしなるべし。然らずは詔の意義通え難し。されば記の垂仁卷に「印色入彦命、狭山池を作る」とあるは、更に此池を作り廣められしならむ。かゝる例は他にもあり」とある。池・溝 池と溝の二つである。宇奈傳は畦路の轉で、田畠の畦の如く、凹字形に掘作せる水路、溝に同じ。先づ巨大なる池を掘り、其池より溝を以て田に灌水したのである。因に溝は水退の義で、水を退くる意の語である。(なほ「池・

井・沼・河」等の言義は第四七講に釋いてある。)以寛民業 書紀傳に「此詔は、神代に、天照大神喜びて曰はく、是物は則ち顯見き蒼生の食ひて活く可きもの也(三五頁)云々とある御政を受繼がせ給へる御事にて、最も尊き勅になむ有りける」と云はれた。此に謹んで惟るに、昭和の聖代に及んで、天皇御自ら御田を作らせ給ひ、民業を重みし勵まし給ふ大御心は、是れ即ち天祖天神の大御心で、誠に惶しとも畏き極みである。依網池 和名抄に、河内國丹比郡・依網池とある。今丹北郡池内村にある池である。苜坂池 反折池 通證に「今、大満池・大鳥池、俱に狭山管内に在り。疑ふらくは此を謂ふ歟」とあるが、此の兩池は今詳かでない。桑間宮 通釋に「所在詳ならず。萬葉六に、住吉乃粉濱之四時美とある、古波麻と久波麻と普通へり。若しくは同處にや。さらば難波なり」とある。任那 任那と云ふ國號の義は垂仁紀に出づ。欽明紀二十三年の條に「總て任那と言ひ、別ちては、加羅國、安羅國、斯岐國、多羅國、卒麻國、古曷國、子他國、散半下國、乞食國、稔禮國と言ふ。合せて十國なり」とある。今の朝鮮の慶尙道の南邊にある國々である。蘇那曷叱知 叱知は王族の稱である。さて此人は五年後(垂仁二年)に歸國した。朝貢 是より以前、任那國から我が朝廷へ使者を遣して、「臣が國の己汶の地、兵戈相尋ぎ、聊かも鎮靜せず。依て之を攝治むる將軍を賜はらば、己汶の地を貴國に獻らむ。」と請奏せるので、崇神帝、即ち彦國葺命の孫・鹽乘津彦命を任那に遣はし給ひ、己汶の鎮守と爲給へる事が姓氏錄に記されてある(第一六八講の俗多歸の條を見るべし)。是を以て、爾來任那國から絶えず貢物を獻つたので有らうが、今年(六十五)その朝貢の事が始めて記載されたのである。鷄林 新羅の別名(後世には廣く朝鮮の別號とす)。東國通鑑に「新羅王、夜、金城の西、始林の間に鷄聲あるを聞き、明を遣ちて人を遣して之を視しむれば、金色の小さき檳榔あり、樹梢に掛る。白鷄その下に鳴く云々。之を開けば小男兒其中に在り。姿貌奇偉。王、喜びて左右に謂て曰く、此れ

豈天の我に祚くるに胤を以てするに非ず乎。鬪智と名く。鬪智は郷言・小兒の稱也。其の金櫛より出でたるを以て金氏を姓とす。鷄怪有りしより、始林を改めて鷄林と名く。因て以て國號と爲す」とある。天皇踐詐 此處に此の四字が有るのは、此紀に例の無い事であるから、恐らく後人の攪入であらうと云ふ。時年百二十歳 開化天皇の廿八年紀「爲皇太子。年十九」とあるに據れば、崩御の年は百十九歳で、一年の差がある。さて古事記には、一百六十八歳とあつて、例に依り大きに異つてゐる。明年秋八月甲辰朔甲寅葬 垂仁紀には「元年冬十月癸卯朔癸丑葬」とあつて、其の月日が少し異つてゐる。是は例の別傳であるから、何れを誤とも定め難い。山邊道上陵 諸陵式に「山邊道上陵。磯城瑞籬宮御宇崇神天皇。在大和國城上郡。兆城東西二町。南北二町。守戸一烟。」とある。今、磯城郡(舊城)柳本字別所の爾佐牟射山は、即ち御陵山の訛號であると云ふ。なほ上古は山邊郡が、今の磯城郡柳本まで入込んでゐたので、山邊道上陵とは申すのであると云ふ。

日本書紀 卷第五終

日本書紀 卷第六

活目入彦五十狹茅天皇 垂仁天皇

活目入彦五十狹茅天皇。御間城入彦五十瓊殖天皇第三子也。母皇后曰「御間城姫」。大彦命之女也。天皇以御間城天皇二十九年歲次壬子。春正月己亥朔。生於瑞籬宮。生而有岐嶷之姿。及壯儻大度。率性任眞。無所矯飾。天皇愛之引置左右。二十四歲因夢祥。以立爲皇太子。六十八年冬十二月。御間城入彦五十瓊殖天皇崩。天皇崩。御間城入彦五十瓊殖天皇は、御間城入彦五十瓊殖天皇(崇)の第三に當り給ふ子なり。母皇后を御間城姫と曰す。大彦命の女なり。天皇、御間城天皇の二十あまり九年、歲次・壬子の春正月の己亥の日の朔を以て、瑞籬宮に生れます。生ながらにして岐嶷なる姿まします。壯に及びて儻大度なる度、率性、眞に任せて矯飾と無し。父天皇、愛みて左右に引置き給ふ。二十四歳にして夢の祥に因りて、以て立ちて皇太子と爲り給ふ。六十八年の冬十二月、御間城入彦五十瓊殖天皇崩ります。

【第一七三講】活目入彦五十狹茅天皇 御名義は、「活」は活津彦根命、活玉依媛などの活に同じく、活々として明朗なる意。次に「目」は眼に見える意より、凡て物の状態に云ふ語。例へば「控へ狀に、低狀に、早狀に」など云ふ狀である。即ち活目は明朗なる狀の美稱。入彦は美彦(第一五八講)の義でも美稱。五十狹茅は勇靈の義で、性靈の勇健く坐す意である。垂仁 新序善謀に、漢王垂仁而帝。また文選七命に、其垂仁也富乎有股之在毫。などの文がある。歳次(しほのやどり、ほ) 歳星の宿り。年廻りを云ふ。神武紀(一講)の太歳の條に云へり。瑞籬宮 崇神紀三年に出づ。岐嶮 第一四三講に出づ。左右 御許處の義で、御側近くを云ふ。一訓に御傍ともある。二十四歳因三夢祥 集解に「夢祥は御父・崇神帝の四十八年に在り。天皇は父帝の廿九年を以て生れ給ふ。則ち四十八年に至りては年二十歳なり。未だ孰れか是ならを知らず」とある。

元年春正月丁丑朔戊寅、皇太子即天皇位。冬十月癸卯朔癸丑。葬御間城天皇於山邊道上陵。十一月壬申朔癸酉。尊皇后。曰皇太后。是年也太歳壬辰。

二年春二月辛未朔己卯、立狹穗姬爲皇后。后生譽津別命。生而天皇愛之。常在左右。及壯而不言。冬十月更都於纏向。是謂珠城宮也。是歲任那人蘇那曷叱智請之。欲歸于國。蓋先皇之世來朝未還歟。故敦賞蘇那曷叱智。仍齋赤絹一百疋。賜任那王。然新羅人遮之於道而奪焉。其二國之怨始起於是時也。

正訓 元年(壬辰)の春正月、丁丑の朔の戊寅の日(三)、皇太子、即天皇位。冬十月、癸卯の朔

の癸丑の日(十二)、御間城天皇を山邊道上陵に葬しまつる。十一月、壬申の朔の癸酉の日(三)、皇后を尊びて皇太后と曰す。是年、太歳・壬辰。

二年(六三三)の春二月、辛未の朔の己卯の日(九)、狹穗姫を立て、皇后と爲たまふ。后、譽津別命を生み給へり。生而(此の二字、永皇愛みて常に御左右に在き給ふ。壯に及びて不言。冬十月更に纏向に都つくる。是を珠城宮と謂す。是の歳、任那人・蘇那曷叱智請さく「國にまかり歸りなむ」と。蓋、先皇之世來朝、未還歟。故、敦く蘇那曷叱智に賞したまふ。仍て赤絹・一百疋を齋せて任那の王に賜ひつかはす。然るに新羅人、道に遮へて奪ひつ焉。其の二國の怨、是時に始起まれり。

【第一七四講】正月丁丑 通釋に丁巳とあるは誤植。冬十月癸卯朔癸丑葬 崇神紀には「秋八月甲辰朔甲寅葬」とある。此事は第一七二講に註した。狹穗姫 開化帝の御子の彦坐王の御女である。通釋に「狹穗姫と申す御名は、御兄・狹穗彦王と共に、大和國添上郡の佐保に住み給へる由下文に見ゆれば、其の地名を御名とせる也。記に亦名を佐波遲姫とあるも、佐保路姫なるべし」とある。譽津別命 記には本牟智和氣御子とある。名義は按ずるに火中別の轉であらう。其故は此の皇子十二歳の御時、御母後に伴はれて反軍の城内に入り給ひしが、獨り戦火の中を分けて歸還し給ひし故に、其後、此の御名を負ひ給へるのであらう。此の皇子の事は第一八一講、第一八四講等に見える。不レ言 御言・問はずの義。萬葉集卷二(長歌)に、御言不御問。古今集(業平)に、いざ言問はむ都鳥、などある如く、言語を言ふ事を「言問ふ」と云ふ。此の御子は久しく啞に坐々したのであつたが、廿三年紀の十一月に至り「遂得言語」とある。纏向 大和國磯城郡・纏

向村である。名義は、舊説に眞木蔚の義にて、眞木の蔚く繁く生ひ立てる地の意也と云ふ。(蔚く繁くと云ふ語は、第百一講に『枝葉扶疏』とあり。) 珠城宮 名義は、珠の如く麗はしき宮城の義である。舊都趾要覽に『磯城郡纏向村・大字辻宇玉井玉井山(一名多萬紀山)の邊、是れ皇居の一局部なるべし』とある。任那人・蘇那曷叱智 崇神紀(二七)に出づ。蓋先皇之世來朝未還歟 此の十字は後人の書入が、轉寫の際に本文へ混入したものである。一百疋 疋を麻伎と云ふのは通證に『卷の義也。今も幾卷と云ふ』とある。なほ小爾雅に『倍兩謂之疋。二丈爲兩。』とある。任那王 此紀では、韓國の王、また王族を『古爾伎志。加牟伎志。古伎志』と訓んでゐる。北史、また杜佑通典などに『百濟王號於羅瑕。百姓呼爲健吉支。』とある。即ち韓語である。遮之於道奪 多過氏は「塞て」に同じ。(佐と多は横通。第一六五講の物實の釋議參照。)即ち遮斷る意である。さて次の別傳では、奪はれた人も、場所も甚だ異つてゐる。二國之怨 任那と新羅とが不和に做つたのである。怨は第五十講の奸賊の條に釋いてある。

一云、御間城天皇之世。額有角人。乘一船泊于越國筒飯浦。故號其處曰角鹿也。問之曰何國人也。對曰意富加羅國王子。名都怒我阿羅斯等。亦曰于斯岐阿利叱智干岐。傳聞日本國有聖皇以歸化之。到于穴門時。其國有人名伊都々比古。謂臣曰。吾則是國王也。除吾復無二王。故勿往他處。然臣究見其爲人。必知非王也。即更還之。不知道路。留連島浦。自北海廻之。經出雲國。至於此間也。是時遇天皇崩。便留之仕活目天皇。逮于三年。天皇問都怒我阿羅斯等曰。欲歸汝國耶。對諸甚望也。天皇詔阿羅斯等曰。汝不迷道必速詣之遇先皇而仕歟。是以改汝本國名。追負御間城天皇御名。便爲汝國名。仍以赤織絹。給阿羅斯等返于本土。故號其國。謂彌摩那國。

其是之緣也。於是阿羅斯等。以所給赤絹。藏于己國郡府。新羅人聞之。起兵至之皆奪其赤絹。是二國相怨之始也。

一云、御間城天皇(崇神)の世に、額に角有ひたる人、一船に乗りて、越國の筒飯浦に泊まれば、故れ其の處を號けて角鹿と曰ふ。問ひて曰く「何れの國の人乎」。對へて曰く「意富加羅國の王子、名は都怒我阿羅斯等、亦名は于斯岐阿利叱智干岐と曰ふ。傳に、日本國に聖皇有すと聞はりて、以て歸化く。穴門に到る時に、其國に人有り。名は伊都々比古、臣に謂りて曰く、吾は則ち是國の王なり。吾を除きて復た二の王なし。故れ他處に勿往きそ。然るに臣、究其の人と爲を見るに、必ず王に非じと云ふことを知りぬ。即ち更に還ぬ。道路を知らずして島・浦を留連ひつ。北海より廻りて、出雲國を経て此間に至れり。是時に天皇の崩りませるに遇へり。即ち留りて活目天皇に仕へまつりて三年に逮りぬ」。天皇、都怒我阿羅斯等に問はして曰はく「汝、國に歸らむと欲ふ耶」。對へて諸さく「甚願はし」。天皇、阿羅斯等に詔おほせて曰はく「汝、道に迷はずして、速に詣で來らましかば、必ず先の皇に遇ひ奉りて仕へまし。是を以て汝が本國の名を改めて、追ひて御間城の天皇の御名を負りて、便ち汝が國の名と爲よ」と。仍て赤織絹を以て阿羅斯等に給びて本土に返しつかはす。故れ其國を號けて、彌摩那國と謂ふ。其れ是の緣なり。是に阿羅斯等、給はれる赤絹を以て、己が國の郡府に藏む。新羅人、之を聞きて、兵を起して至りて、皆く其の赤絹を奪ひつ。是れ二國の相怨なふ始なり。

【第一七五講】額有角人 姓氏錄に「彦國孫命の孫・鹽乘津彦命、頭上に贅・三岐あり。松樹の如し（因て松樹君と號ふ）。其長さ五寸云々」また日本紀略に「寛平九年七月廿三日。陸奥國安積郡所産小兒。額生一角。」などある類で、今の世にも稀には傳へられる（先頃、東京日々新聞に、額に角ある朝）。（鮮の老翁の記事、寫真など見たり。） 筍飯浦 越前國敦賀灣である。萬葉三に「氣比の海の庭好く有らし苺薦の亂れ出づる見ゆ海人の釣船」とある。角鹿 越前國の敦賀の古稱である。さて此の地名の起原は、古事記（仲哀）には應神天皇の御名易の條に「鼻の毀れて血に染める入鹿魚の群が浦に寄來つたので、其浦を血浦と謂ひしを、今は都奴賀と謂ふ」とあつて、此紀の趣とは甚だ異つてゐる。然し例に因つて是等地名に關する説は、彼も是も一の傳と見て、深く立入らぬ方が佳い様に思ふ。意加羅國 任那を云ふ。任那は、加羅國を始め、安羅・斯二岐・多羅・卒麻・古婁・子他・半散下・乞准・稔禮の十箇國の總號であるが、此時は未だ任那と云ふ總名が無かつたので、其の十箇國を統率してゐた加羅國に大字を冠して總名としてゐたのであるが、其を大加羅國と云ふのは素より倭訓である。都怒我阿羅斯等 都怒我は角額の義である。故に此名は氣比の里人が命名た事と知られる。阿羅斯等は、其の本名の阿利叱智と同じ（次條に釋く）。さて姓氏錄（諸蕃）に「大市首。清水首。群田首は任那國王・都怒加阿羅斯止之後也」とある。亦曰・于斯岐・阿利叱智・干岐 干斯岐は韓語（言意は）ではが本名である。阿利叱智は阿羅斯等と同じ。繼體紀廿三年三月の條に「阿羅斯等、其の變服たるを嚙りて、使を遣して徵還す。新羅大に蓋て云々。夏四月、任那王・己能末多干岐來朝。己能末多と云ふは蓋し阿羅斯等なり」とあるに依れば、阿羅斯等と云ふのは王（カム）又は王族を謂ふ韓語である。干岐は王（第一七四講の）と同語也と云ふ。穴門 弘仁私記に「今、長門國」とある。仲哀紀に多く見える。留連 孝徳紀白雉五年正月の條にも「分乘二船。留連數月」とある。按ずるに傳行の義で傳ひ行くを云ふ。行は、「足行び・足行ふ」の行なり。此語は「行る。行く。行む（足行む・足行く）。行ふ（足行ふ。蛇行ふ）」と也行に通じて云ふ語である。彌摩那國 通釋に「彌摩那の彌摩」は、御間城天皇（崇）の大御名なり。「那」は羅と同じく接尾音なり。故に文獻通考には任羅ともあり。即ち彌摩之國と云ふに、那音の添はれる也。」と言はれた。

一云。初都怒我阿羅斯等。在國之時。黃牛負田器。將往田舍。黃牛忽失。則尋迹覓之。跡留一郡家中。時有一老夫曰。汝所求牛者。入於此郡家中。然郡公等曰。由牛所負物而推之。必設殺食。若其主覓至。則以物償耳。即殺食也。若問牛直欲得何物。莫望財物。便欲得郡内祭神。云爾。俄而郡公等到之曰。牛直欲得何物。對如老父之教。其所祭神是白石也。以白石授牛主。因以將來置于寢中。其神石化美麗童女。於是阿羅斯等大歡之欲合。然阿羅斯等去他處之間。童女忽失也。阿羅斯等大驚之。問己婦曰。童女何處去矣。對曰。向東方。則尋追求。遂遠浮海以入日本國。故所求童女者。詣于難波爲比賣語會社神。且至豐國前郡。復爲比賣語會社神。並二處見祭焉。

註 一云。初め都怒我阿羅斯等、國に在りし時、黃牛に田の器を負はせて、將に田舍に往かむとす。黃牛忽ちに失せぬ。則ち迹の尋に之を覓ぐ。跡、一郡家の中に留まれり。時に一の老夫ありて曰く「汝の求むる牛は此の郡家の中に入れり。然れども郡公等曰く、牛の負へる物に由りて推ふに、必ず殺して食はむと設けたる也。若し其の主、覓ぎ至らば、則ち物を以て償はむ耳と云ひて、即ち殺し食みてき。若し牛の値に何物を得むと欲ふと問はむ、財物を莫望みそ。便ち郡内の祭神を得むと欲ふと爾云

へ」と。俄くありて郡公等到りて曰く「牛の値に何物を得むと欲ふ」。對ふること老夫の教の如くにす。
 「其の祭る神は、是れ白石也」と云ひて、白石を以て牛の値に授てつ。因て以て將來りて寢の中に置けり。其の神石、美麗童女に化りぬ。於是、阿羅斯等、大く歡びて合せむと欲へり。然るに阿羅斯等、他處に去れる間に、童女忽ち失せぬ。阿羅斯等、大く驚きて己が婦に問ひて曰く「童女、何處か去にし矣」對へて曰く「一束の方に向にき」。則ち尋ねて追ひ求ぐ。遂に遠く海を浮りて以て日本國に入りぬ。故れ求ぎし童女は、難波に詣至りて比賣語會社の神と爲りぬ。且は豐國の前郡(豐前)に至りて、復た比賣語會社の神と爲りぬ。並びに二處に見祭焉。

【第一七六講】 黄牛 和名抄に「黄牛。和名・阿米宇之」とある。飴色の牛を云ふ。田器 田器とは農夫の用具を云ふのであるが、韓國の農夫は、牛を屠る事をも事としたので、鋤鉞などの外に、屠牛の具なども田器の一としたので、其等を牛に負はせて行つたのである。牛所負物 前條の田器を云ふ。直 阿多比は、當を波行に活用せる語の名詞法で、甲の物品を、乙の物品に當行す意。即ち代物(物々交替の義)を云ふ。なほ凡河内直、山代直など云ふ「直」も右と同義で、適者を適所に當行して其處を治めしめたのが、即ち姓の稱になつたのである。(因に「與ふ」と云ふも當フの義で、原は其物の代に當行す意に出でし語。また「能ふ」と云ふも、前條の語の自動詞で、當行し得る意である。)郡内祭神神實(俗に謂ふ御神體) 既ち下文に見える白石を云ふ。授牛主 授は前々條を精讀すべし。入日本 一本には入我國とある。此は童女を追うて阿羅斯等が日本へ来た趣である。故所求童女 故字、一本に無し。今、永享本に據て補

つた。比賣語會社 神名帳に、攝津國東生郡・比賣許會神社。祭神は下照媛とある。(下照媛と云ふのは此の童女の和名で、神代紀なる大國主命の御女ではない。)豐國前郡 和名抄に「豐前。止與久爾乃美知乃久知」とある。復爲比賣語會社神 神名帳に「豐前國田川郡・辛國 息長大姫大日命社」とあるを云ふ。

【附説】 此の都怒我阿羅斯等の傳説は、古事記には天之日矛の故事として、應神卷の末に載せられてゐる。其れは「昔、新羅王の子に天之日矛と云ふ王子があつて、我國に渡來した。其の渡來せる故は、始め新羅の阿具沼と云ふ沼の邊に、一人の賤女が晝寢を爲てゐた。時に日の光輝が虹の如く其の陰上を射したが、斯くて妊身して一箇の赤玉を生んだ。さて其の赤玉を、一人の農夫が貰ひ受けて、常に裏んで腰に着けてゐたが、一日牛に飲食物を負はせて谷間を行くと、向から新羅王の子の天之日矛が來て農夫に對つて、「汝は何故に牛に飲食物を負はせて谷間へ入るぞ。思ふに此牛を殺して食ふのであらう」と曰つて、捕へて獄囚に入れむとしたので、農夫は腰なる赤玉を取出して、日矛に獻納して辛うじて許された。さて日矛は其の赤玉を獲て、床の邊に置いた處が、其が一人の美女と化したので、喜んで其の美女を妻として月日を過したが、日矛は漸く心奢つて、或日のこと其妻を甚く罵つた。すると其の美女は、「吾は元來汝の妻と爲るべき女に非ず。故に吾は今より吾が祖國に行かむとす」と云つて、日本國へ渡航して難波に留まつた。是が即ち比賣許會神社に祭られてゐる明媛神である。是に於て天之日矛は、其妻の後を追うて難波へ渡らむとしたが、渡之神が阻止して入れなかつたので、更に船を還らして但馬國に上陸した。而して但馬の俣尾の女・前津見を妻として生める兒を、但馬諸助と云ふ。」と記されてある。

即ち新羅の童女(比賣語會社)の關係者が、都怒我阿羅斯等と天之日矛と、互に相紛れてゐるのである。是は熟ら考ふ

るに、此の兩人は齊しく新羅の王族で、且つ此の垂仁の御代の頃に相前後して我國へ渡來したのと、また是より先に、新羅の童女が家出をして、同じく我國へ渡つて來た事が有つたので、此の三人が三巴に結び着けられ、且つ又「牛と交替した石が美人に化つたとか、賤女が日鏡に感じて赤玉を生み、其玉が程經て美女に化つた」とか云ふ様な、新羅の童話などが此中に織込まれて、誤謬を重ねて傳へ做されたので、實は比賣語會神と祠られた新羅童女の關係者は、都怒我阿羅斯等でもなく、天之日矛でも無いのである。それは下の第一七八講の附説を繕いて知るべきである。

三年春三月。新羅王子天日槍來歸焉。將來物。羽太玉一箇。足高玉一箇。鶉鹿鹿赤石玉一箇。出石小刀一口。出石梓一枝。日鏡一面。熊神籬一具。并七物。則藏于但馬國。常爲三神物也。

【正訓】三年(六三四)の春三月、新羅王の子・天日槍、來歸焉。將來たる物は羽太玉・一箇、足高玉・一箇、鶉鹿々赤石玉・一箇、出石小刀・一口、出石梓・一枝、日鏡・一面、熊神籬・一具、并せて七物あり。但馬國に藏めて常に神物と爲れり。

【第一七七講】新羅 新羅の建國の由來、及び其の歴代の王の事など、詳しくは神功紀(仲哀九年十月の條)に説く。天日槍 天日槍の事は、次の第一七八講の附説に述べる。羽太玉 端太の義で、端の太き曲玉かと云ふ。足高玉 足の高き臺に乗せたる玉の稱かと云ふ。鶉鹿々赤石玉 鶉は身(身を牟と云ふは古語也。紀記萬葉に多し)の轉で、身炫之明の玉の義歟と云ふ。出石小刀 出石は但馬國出石郡の地名に據る名であらうと云ふ。日鏡 鏡の光輝を日輪に擬へた稱であらう。さて通釋に「此の日鏡を、出石梓に取着けて持てりし故に、天之日矛と名に負へるならむ歟」と言はれた。熊神籬 隱之神籬(隱は七六講、神籬は九一講に出づ)の義で韓國で神を祭るに、其の神體を入れ置く厨子の如き物なら

むと云ふ。并七物 記に「故れ其の天之日矛の持ち渡り來つる物は、玉津寶と云ひて、珠・二貫、また振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、また奥津鏡、邊津鏡、并せて八種なり。此は出石の八前大神なり。」とあるが、此の八種の玉津寶と、此紀の羽太玉以下の七種の寶とは全然別物であるから、混同して誤解せぬやうに注意を要する。常爲三神物 神名帳に「但馬國出石郡・伊豆志坐神社・八座(八座とは、古事記に記されたる八種の玉津寶で、是を天日槍神(此神の事は第一七八講の附説を見)の御靈寶として祭れる故に云ふ)」とある、此の神社の寶物と爲れるのである。

一云。初天日槍乘艇泊于播磨國。在於宍粟邑一時。天皇遣三輪君祖大友主與倭直祖長尾市於播磨。而問天日槍曰。汝也誰人。且何國人也。天日槍對曰。僕新羅國主之子也。然聞日本國有聖皇。則以己國授弟知古。而歸化之。仍貢獻物。葉細珠。足高珠。鶉鹿々赤石珠。出石刀子。出石槍。日鏡。熊神籬。膽狹淺大刀。并八物。仍詔天日槍曰。播磨國宍粟邑。是二邑汝任意居之。時天日槍啓之曰。臣將住處。若垂天恩。聽臣情願地者。臣親歷視諸國。則合于臣心欲被給。乃聽之。於是天日槍自菟道河之泝之。北入近江國吾名邑。而暫住。復更自近江經若狹國。西到但馬國。則定住處也。是以近江國鏡村谷陶人。則天日槍之從人也。故天日槍娶但馬出島人太耳女麻多鳥。生但馬諸助也。諸助生但馬日槍杵。日槍杵生清彥。清彥生田道間守也。

【正訓】一云く、初め天日槍、艇に乗りて、播磨國に泊る。宍粟邑に在りし時に。天皇、三輪君の祖・大友主と、倭直祖・長尾市とを播磨に遣して、天日槍に問はして曰はく、「汝は誰人ぞ。且た何れの國

の人ぞ。天日槍、對へて曰さく「僕は新羅國の主の子なり。然るに日本國に聖皇有すと聞はりて、己が國を以て、弟の知古に授けて歸化けり。仍て貢獻する物は、葉細珠、足高珠、鶉鹿々赤石珠、出石刀子、出石槍、日鏡、熊神籬、膽狭々大刀、并せて八物あり」。仍て天日槍に詔して曰はく「播磨國の穴栗邑、淡路島の出淺邑、是の二邑は汝が意の任に居れ」。時に天日槍、啓して曰さく「臣が住まむ處は、若し天恩を垂れたまひて、臣が情に願はしき地を聽したまはく、臣、親ら諸國を歴り視て、則ち臣が心に合へるを給はらむと欲ふ」と。乃ち聽したまふ。於是、天日槍、菟道河より沂ほりて、北のかた近江國の吾名邑に入りて暫く住めり。復た更に近江より若狭國を経て、西のかた但馬國に到りて、則ち住處を定む。是を以て近江國の鏡村の谷の陶人は、則ち天日槍の從人なり。故れ天日槍、但馬の出島の人・太耳の女・麻多鳥を娶りて但馬諸助を生む。諸助、但馬日槍杵を生む。日槍杵、清彦を生む。清彦、田道間守を生む。

【第一七八講】初天日槍云々 詳しくは本講の附説に述べる。穴栗邑 和名抄に、播磨國穴栗郡・志佐波とある。揖保郡なる揖保川の河上である。三輪君祖・大友主 此人の事は第一六三講に出づ。倭直祖・長尾市 第一六二講に出づ。新羅國主 通説に「主を爾利牟と訓むは韓語也。武烈紀、敏達紀に見ゆ」とある。葉細珠 前講の羽太玉の反對の名であらうと云ふ。膽狭々大刀 通釋に「此は出石刀子と同物なるべし。さるは下の八十八年の處に「是後に出石刀子、自然に淡路島に至れり。其の嶋人、神なりと謂ひて、刀子の爲に祠を立つ」とあると。此に天日槍に淡路島の出淺邑を賜へる

事見えたれば、其の出淺と膽狭々と同じかるべし云々」とある。淡路島出淺邑 出淺邑は今詳がで無い。菟道河 山城國宇治郡の宇治河で、琵琶湖より出づる瀬田川の末である。近江國 記傳に「和名抄に知加津阿不美とあるは、遠江に對して、後に云へる稱なり。名義は淡海(湖水ならぬ淡水の海、即ち琵琶湖を云ふ)の切まれる也」とある。到但馬一定住處 此の事は次の附説に釋く。鏡村・谷 陶人 古へ近江國蒲生郡・鏡村の谷(山間)に陶器を製作する人が一部落を做してゐたのである。今も同地の鏡山近邊に陶村と云ふ村がある。蓋し其人等が住んだ跡であらう。天日槍之從人也 此時に天日槍が伴れて來た從者の中で、此地に駐れる者があつて、其れが陶器を作る業を始め、其の子孫が同地に於て代々その業を繼いだのである。太耳 女・麻多鳥 本紀の八十八年の處には「天日槍、其國の前津耳の女・麻拖能鳥を娶りて但馬諸助を生む」とあり、記には「但馬の俣尾の女・前津見を娶りて」とある。但馬諸助 諸助は、茂呂須玖(古事)とも母呂須計とも訓んである。但馬國出石町(社) 諸杉神社に祀られてゐる。但馬日槍杵 記には諸助の子・但馬斐根、其子・日槍杵とある。清彦 記には田道間守の弟とす。さて此人の事蹟は第一九二講に出づ。田道間守 天日槍以來、代々但馬の出石を領してゐた事であるから、名義は但馬守の意であらう。此人の事蹟は第一九三講見える。

附説 天日槍に就きて

天日槍に關する事蹟は、播磨風土記に委しく見えて、神代の大己貴命の時代：即ち天孫降臨よりも餘程以前に、韓國から渡來した神である事を傳へてゐる。故に鏡の本傳(八頁)及び此の一書の傳は、古來史學者の間に悉く疑問にされてゐるのであるが、詳かに之を推考するに、此紀の傳の儘で佳いので、毫も誤れる節は無いと思はれる。即ち其の趣きを次に

述べむとするのであるが、其れには新羅の建國之神の事から説かねばならぬ。

抑も新羅の建國之神は、東國通鑑、朝鮮賦、新羅紀等に「當初君長無し。神人有りて東方より來り、檀樹の下に降る。國人、崇びて君と爲す。是を檀君と謂ひ、國を朝鮮と號く。治世三千年。政衰ふ。殷箕代りて朝鮮に王たり云々」とあり、日本春秋に「伊檀君會(素戔嗚尊の御子・五十猛命を云ふ。第六六講に出づ)は是れ東國通鑑に所謂る檀君なり。此土に稱して新羅明神と曰ひ、また韓神と曰ふ。(季治云。太宗秘府略記に、「伊猛命。號韓神」と記し、また内侍所御神樂式に、「韓神者。素戔嗚尊子也。」とある。)と云へる如く、神代の時に素戔嗚尊が、其の御子・五十猛命と共に、新羅國の會尸茂梨の地に天降らせ給ひ、暫く其國を統御された……其後に「此地には吾れ居らまく欲せず」と詔うて遂に日本へ御歸りに相成つたが……此の五十猛命が即ち新羅の建國之神である。而して「治世三千年」とあるに據れば、新羅に於て生しませる御子を國王として新羅に留め置かれたので、其の御裔が代々新羅の國王と爲つてゐたのである。故に天日槍命と云ふのは、五十猛神の何世かの孫(我國では素戔嗚尊の六世孫の大己貴命の頃に該當する)に當る神と略推定し得られる。

さて播磨風土記を見ると、始め天日槍命が韓國から播磨國に渡來して、宿所を葦原志舉乎命(大己貴命)に乞はれた處が、大己貴命は、「海中を以て宿所とすべし」と答へた。すると天日槍命は、劍を以て海水を割貫いて、空洞を作成して其處に宿つたので、大國主命も稍々啞然たるものあり。遂に打連れて播磨國を巡遊せられた事や、伊和大神(大己)と天日槍命と、二神各々軍を發して相戦ふ。など云ふ事も記されてある。即ち天日槍命は、大己貴命が國作して諸國を遍歴して居られた神代に、新羅から播磨に渡來して、隨分活躍した神なのである。而して此神は、所謂る日鏡を梓に装着けて持つ

てゐたので、我國で天日槍命と號けたのであらう。

さて天日槍命は、其後に皇國を去つて新羅に還り、更に但馬國の出石郡に渡つて、其地を主領ぐこと久しうして神去りませるので、其の所持して居られた八種の玉津寶を其の御神體として、兒孫を始め里人等が、之を出石神今但馬國出石郡神美村國幣神社と齋祀れるので、其事を古事記に「難波に到らむとする程に、其の渡之神・塞へて入れず。故れ更に還りて、但馬國に泊つ。即ち其國に留りて云々」と傳へた事と考へられる。(記に、渡之神塞以不入などあるのは、女を追うて渡來した、と云ふ誤傳が織込まれてゐる故である。)

さて以上の如き次第であるので、天日槍命の裔は、一方には但馬國にあり(天日槍命の息女に出石嬖子あり。此の嬖子を得むとして、秋山之下氷壯夫と、春山之霞壯夫との二神が相競ひしこと、古事記に見ゆ)また一方には依然として新羅國王と做つてゐたのである。故に其の新羅の國王の子が、垂仁天皇の三年に、先祖の天日槍命が新羅に残し置ける寶物を携へ、彼是れ從者をも從へて、是亦た播磨國に渡來し、歸化せむ事を願出でたので、朝廷に於ては即ち大友主と長尾市とを播磨に遣はし給ひ、種々の恩惠を賜はつた御事と考へられる。さて此時に渡來して歸化せる新羅王の子には、勿論、韓語の名があつたのに相違あるまいが、此の王子は、天日槍命の寶物を持參したのと、且た正しく天日槍命の後裔なりしが故に、時の人々が此の王子を「天日槍」と呼び做したので有らう。恚う云ふ例は世に多い事である。故に天日槍と云ふのは、神代の天日槍命と、垂仁の御代の天日槍と、二柱に區別せねばならぬのである。

斯くして垂仁の御代の天日槍は、畏くも天皇の勅許を得て、住處を求めて思ふ儘に諸國を歴り視て、結局、祖先の天日槍命が、其の勢力を扶植し置かれた但馬國に落着く事になつたので、此紀の傳に就いては、毫も不審とすべき所は無いの

である。

然るに従来の諸學者が、此の垂仁紀の天日槍と、播磨風土記所載の神代の天日槍命とを同一人と誤解し、且つ是に「珠玉が美女と化した事や、妻とした美人が出奔した」など云ふ全然別種の逸話が織込まれたる古事記の傳説（第一七六講）を混濁し、自ら進んで迷宮に踏入つて、此紀を疑へるのは僻事である。

四年秋九月丙戌朔戊申。皇后母兄狹穗彥王。謀反欲危社稷。因伺皇后之燕居。而語之曰。汝孰愛兒與夫焉。於是皇后不知所問之意趣。輒對曰。愛兒也。則詭皇后曰。夫以色事人。色衰寵緩。今天下多佳人。各遞進求寵。豈永得恃色乎。是以冀吾登鴻祚。必與汝照臨天下。則高枕而永終百年。亦不乐乎。願爲我弑天皇。仍取七首。授皇后曰。是七首佩于綱中。當天皇之寢。廼刺頸而弑焉。皇后於是心裏兢戰不知所如。然視兄王之志。便不可得諫。故受其七首。獨無所藏。以著衣中。【遂有諫兄之情歟】

四年（乙未）の秋九月、丙戌の朔の戊申の日（二十）、皇后の兄、狹穗彥王、謀反、社稷を危ぶめむと欲る。因りて皇后の燕居を伺ひて語りて曰く、「汝、兄と夫と孰れか愛しき」。於是、皇后、問へる意趣を知しめさずして、輒ち對へて曰はく「兄を愛しむ」。則ち皇后に詭へて曰く「夫れ色を以て人に事へまつるは、色衰へて寵み緩む。今、天の下に住、人多なり。各々遞ひに進みて寵まれむことを求ぐ。豈、永に色を恃む事を得まし乎。是を以て翼くは吾れ鴻祚を登らば、必ず汝と與に天下を照臨みて、則ち枕

を高くして永に百年を終へむ。亦た快からざらむ乎。願くは我が爲に天皇を弑せまつれ」。仍て七首を取りて皇后に授けて曰く「是の七首をば綱の中に佩びて、當に天皇の寢ませらむ時に、頸を刺して弑せまつれ焉」。皇后、於是、心の裏に兢戰て、所如を知らず。然れども兄王之志を視るに、便ち諫むることを得じ。故れ其の七首を受けつ、獨り藏す所無くして、以て衣（そ）の中に著けり。【遂有諫兄之情歟】

【第一七九講】 母兄 腹柄の兄の義で實兄を云ふ。和名抄には同腹乃兄とも訓まれてある。狹穗彥王 第一七四講の狹穗姫の條に出づ。燕居 論語・述而に「子の燕居・申々如也」とある。用事も無く安息いでる時を云ふ。弑 奉令レ死の意である。七首 紐刀の義、紐を着けて懷中に佩く小刀、即ち懷劍を云ふ。（集解に「其頭類レ匕、故曰レ七首」とある）。當 天皇之寢 天皇之の三字、私記に「不レ讀」とある。兢戰 和多々久は、和奈々久に同じ。轉じて衰能々久とも云ふ。諫 阿佐牟は伊佐牟に同じ（熱田本には伊）。遂有諫兄情歟 此の七字は後人の摺入である。

五年冬十月己卯朔、天皇幸來目。居於高宮。時天皇枕皇后膝而晝寢。於是皇后既無成事。而空思之。兄王所謀適是時也。即眼淚流之落帝面。天皇寤之。語皇后曰。朕今日夢矣。錦色小蛇繞于朕頸。復大雨從狹穗發而來之濡面。是何祥也。皇后則知不レ得匿謀而、悚恐伏地。曲上兄王之反狀。因以奏曰。妾不レ能違兄王之志。亦不レ得背天皇之恩。告言則亡兄王。不言則傾社稷。是以一則以懼。一則以悲。俯仰喉咽進退血泣。日夜懷悒。無所訴言。唯今日也。天皇枕妾膝而寢之。於是妾一思矣。若

有狂婦。成兄志者。適遇是時不勞以成功乎。茲意未竟。眼涕自流。則舉袖拭涕。從袖溢之沾帝面。故今日夢也。必是事應焉。錦色小蛇則授妾七首也。大雨忽發則眼淚也。天皇謂皇后曰是非汝罪也。即發近縣卒。命上毛野君遠祖八綱田。令擊狹穗彥。

五年(丙申)の冬十月己卯の朔の日、天皇、來目に幸して高宮に居ます。時に天皇、皇后の膝を枕にして晝寝させり。於是、皇后、既に事を成げ給ふこと無くして、空に思はさく、「兄の王の謀る所は適に是時也」。即ち涙流りて帝面に落つ。天皇、則ち寤めて皇后に語りて曰はく「朕れ今日夢みらく矣。錦色の小蛇、朕が頸に繞はる。また大雨・狹穗より發り來て面を濡らすと見つ。是れ何の祥ならむ」。皇后、則ち謀を得匿し給ふまじきことを知りて、悚ち恐まりて地に伏して、曲かに兄王の反狀を上る。因以て奏して曰さく「妾、兄王の志に違ふこと能はず。亦た天皇の恩に背くことを得ず。告言さば則ち兄王を亡さむ。言さずは則ち社稷を傾けてむ。是を以て一たびは則ち以て懼り、一たびは則ち以て悲しび、俯・仰して喉咽び、進退ひて血泣つ。日夜懷悒りて無所訴言。唯だ今日、天皇・妾が膝を枕にして寢ませり。於是、妾、一に思へらく矣。若し狂へる婦有りて、兄の志を成すものならば、適遇・是の時に、不勞して以て功を成げむ。茲の意いまだ竟らざるに、眼涕自流。則ち袖を擧げて涙を拭ふに、袖より溢りて帝面を沾らしつ。故、今日の夢は必ず是事の應ならむ焉。錦色の小蛇は則ち妾に授けし七刀なり。大雨の忽ちに發るは、則ち妾が眼淚なり」。天皇、皇后に謂りて曰はく「是れ汝の罪に非ず」と。

即ち近縣の卒を發して、上毛野君の遠祖・八綱田に命せて、狹穗彥を撃た令め給ふ。

【第一八〇講】 來目 大和國高市郡である。第四百十講に出づ。高宮 和名抄に「大和國葛上郡(今、南葛城郡)高宮。多加美也」とあり、集解に「高市と葛城とは疆界相接す」とある。既無成事 其時、忽ちに兇手を下し給はずして、との意である。適是時也 一訓には適是時也ともある。古事記には「紐小刀を以て、其の天皇御頸を刺さむと爲て、三度まで擧げ給ふ云。」とある。錦色小蛇 此の四字を、流布本には「小なる錦蛇」と訓み、熱田本には「錦色なる小蛇」と訓み、江家古點には本書の如く訓んである。さて蛇の語義は上卷の第六一講に出づ。繞于朕頸 繞の訓、江本には毛登保流とある(同言也)。狹穗 大和國添上郡(奈真市外)に在り。此地は山も河も里も、萬葉以來の歌に多く詠まれてゐる。さて狹穗彥王は此の佐保の地に居住してゐたので、斯く御夢に見給へるのである。進退・血泣 進退は神武紀(五講)に出で、血泣は神代紀(五講)に出づ。懷悒 通釋に「息滯ルの義にて、呼吸の滯る意、即ち物思に沈むを云ふ。此語、後世には忿怒る事にも言へど、古へは然らず。何事にも有れ、思ひに沈みて、息の滯るに云ふ。神功紀三月の歌に「目にし見えねば慮憂しも」。應神紀 四十年「更に悒・無し(心配無しの意)」。允恭紀(廿三年)に、「悒・懷 (憂鬱) 少息。萬葉十九に、伊伎騰保流、心乃裡乎、思延。」など皆其の意なり」とある。今按ずるに、息滯の滯は、第一講に淹滯とある止毛留の轉語(毛は保と通ず。紐(ひも)、汗(あせ)、燈(ともし)などの如し)である。近縣 卒 履中紀にも「其の縣の兵を發して云々」と云ふ事が見える。通證に「古者農兵無別。故云爾。」とある。上毛野君 第一六九講に出づ。八綱田 垂仁天皇の御兄・豐城入彦命の御子である。

時狹穗彥與師距之。忽積稻作城。其堅不可破。此謂稻城也。踰月不降。於是皇后悲之曰。吾雖

皇后。既亡兄王。何以面目莅天下耶。則抱皇子譽津別命。而入之於兄王稻城。天皇更益軍衆。悉圍其城。即勅城中曰。急出皇后與皇子。然不出矣。則將軍八綱田放火焚其城。於焉皇后令懷抱皇子。踰城上而出之。因以奏請曰。妾始所以逃入見城。若有因妾子免罪乎。今不得免。乃知妾有罪。何得而縛之。自經而死耳。唯妾雖死之。敢勿忘天皇恩。願妾所掌后宮之事。宜授好仇。丹波國有五婦人。志並貞潔。是丹波道主王之女也。道主王者。稚日本根子大日天皇之孫。彦坐王子也。一云。彦湯產隅王之子也。當納掖廷。以盈后宮之數。天皇聽矣。時火興城崩。軍衆悉走。狹穗彥與妹共死于城中。天皇於是美將軍八綱田之功。號其名謂倭日向武日向彥八綱田也。

時に狹穗彥、師を興して之を距ぐ。忽ちに稻を積みて城に作る。其の堅きこと破るべからず。此を稻城と謂ふ。月を踰ゆるまで降はず。於是皇后、悲しびて曰はく「吾は皇后なりと雖も、既に兄王を亡しては、何の面目ありてか天の下に莅まむ耶」と云ひて、則ち皇子、譽津別命を抱きて、兄王の稻城に入りましぬ。天皇、更に軍衆を益して悉に其の城を圍む。即ち城の中に勅して曰はく「急に皇后と皇子とを出だしまつれ」と。然れども出だしまつらず矣。則ち將軍・八綱田、火を放けて其の城を焚く。於是皇后、皇子を懷抱か令めて、城の上を踰えて出だし給へり。因以て奏請して曰はく「妾、始め兄の城に逃入りし所以は、若し妾と子とに因りて、兄の罪を免さるゝこと有らむ乎となり。今、免さるゝことを得ず。乃ち知りぬ、妾に罪有る事を。何ぞ面縛はるゝ事を得せむ。自經て死らまく耳。唯し妾、

死ると雖も敢て天皇の恩を忘れじ。願くは妾が掌どりし后宮の事は、宜しく好仇どもに授け給へ。其れ丹波國に五とりの婦人あり。志並びに貞潔し。是れ丹波道主王の女なり（道主王は、稚日本根子大日天皇（開）の孫。彦坐王の子也。一云く、彦湯產隅王の子也。）當に掖廷に納れて以て后の宮の數に盈ひ給へ」と。天皇、聽したまふ矣。時に火興り、城崩れて、軍衆悉に走る。狹穗彥、妹と共に城の中に死りぬ。天皇、是に將軍・八綱田の功（はり）を美め給ひて、其名を號けて倭日向武日向彥八綱田と謂たまふ。

【第一八一講】 積稻作城 米俵を積上げて、急速に保壘を築いたのである（今の戦に、土壘。稻城。稻俵を以て城築きし故に云ふ。抱皇子譽津別命云々 譽津別命は第一七四講に出づ。さて此の御子は下文（第一八一）に因れば、此時は御年十一歳であるが、古事記では「狹穗彥命、稻城を作りて以て待戦ふ。時に皇后は御妊娠中であつたが、其の御兄・狹穗彥命を慕ひ、後門より遁出でて、反軍の稻城に投じた。さて愈々戦鬪が開始せられ、稻城が兵火に包まれた時に、皇子が御誕生に成つたので、皇后は其の皇子を城外に出し參らせて、此の皇子を天皇の御子と思召さば納め給へ」と仰せられた。是に於て天皇は其の御子を受納れ給ひ、且つ其后に、凡て子の名は必ず母名づく。是子の名を何とか稱はむ。」と問はしめ給へるに、皇后が御答申して、「今、稻城を火焼時に當りて、火中に生れませり。故れ其名を本智和氣御子と申すべし」と奏上した」と記されてあるが、凡て子の名は必ず母名づく」と云ふが如きは、今迄に其の例を見ず。甚だ疑はしく素な傳である。按ふに此の傳説は、神代紀・海宮遊行章の別傳（七四頁）に「天孫就きて問ひて曰はく、兄の名は何に稱せば當に

可乎。對へて曰さく、宜しく彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊と號くべし。云々」とある傳を、古事記は此處に取著けたもので有らう。自經 羅く(羅を加行に)の義。羅(輪廻)を以て行爲する事、即ち首を縊るを云ふ。勿忘 通釋に云「勿は不の誤かと云へる説は非也。紀記に、勿を不の字に書ける所甚だ多し」とある。五婦人 イツトリは五人に同じ。丹波道主王 開化帝の御子の彦坐王の王子で、皇后の異母弟である。彦湯産隅王 此王は開化紀(七講)に見えて、彦坐王の異母兄である。さて此の註は、『丹波道主は彦湯産隅王の子也』と云ふ意か。それとも又、『五婦人は彦湯産隅王の子也』と云ふ別傳か。甚だ紛らばしい書様であるが、何れにしても誤傳であらう。或は後人の書入れ歟。

七年秋七月己巳朔乙亥。左右奏言。當麻邑有勇悍士。曰當麻蹶速。其爲人也。強力以能毀角申鉤。恒語衆中曰。於四方求之。豈有比我力者乎。何遇強力者。而不期死生。頓得爭力焉。天皇聞之。詔羣卿曰。朕聞當麻蹶速者天下之力士也。若有比此人耶。一臣進言。臣聞出雲國有勇士。曰野見宿禰。試召是人。欲當于蹶速。即日遣倭直祖長尾市。喚野見宿禰。於是野見宿禰自出雲至。則當麻蹶速與野見宿禰令相立。各舉足相蹶。則蹶折當麻蹶速之脇骨。亦踏折其腰而殺之。故奪當麻蹶速之地。悉賜野見宿禰。是以其邑有腰折田之縁也。野見宿禰乃留仕焉。

正訓 七年(六三八)の秋七月、己巳の朔の乙亥の日(七)、左右奏して言さく「當麻邑に勇悍き士あり、當麻蹶速と曰ふ。其の爲人、強力くして、以て能く角を毀き、鉤を申ぶ。恒に衆中に語りて曰く、四方に求めむに、豈我が力に比ぶ者あらめや。何で強力き者に遇ひて、死生することを期はずして、頓に争力

することを得む、と申す」と。天皇、聞しめして、群卿に詔して曰はく「朕れ聞きしく、當麻蹶速と云ふ者は、天の下の力士なり。若し此に比ぶ人有り耶」。一の臣進みて言さく「臣れ聞はる。出雲國に勇士有り。野見宿禰と曰す。試みに是の人を召して、蹶速に當せむと欲ふ」。即日、倭直の祖長尾市を遣して、野見宿禰を喚す。於是、野見宿禰、出雲より至れり。則ち當麻蹶速と野見宿禰とに相立とらしむ。二人、相對ひて立ち、各々足を擧げて相ひ蹶る。則ち當麻蹶速の脇骨を蹶る折き、亦た其の腰を踏み折きて殺しつ。故れ當麻蹶速が地を奪りて、悉く野見宿禰に賜ふ。是を以て其の邑に、腰折田ある縁なり。野見宿禰、乃ち留りて仕へまつる焉。

【第一八二講】 乙亥 七月七日である。通證に『後世爲相撲節者起于此』とある。左右 許處人の義で、側近に侍する者を云ふ。當麻邑 大和國北葛城郡・當麻(後世には音便に)の村である。當麻蹶速 蹶は上卷(三五)に出づ。名義は舊説に、蹶る事の速きを以て名とすと云ふ。朕聞 岐々志久は聞及の義。既に神武紀(百廿)に出づ。野見宿禰 野見は地名、出雲風土記に「飯石郡(今簸)野見」とある。さて此命は天穗日命の十四世の孫で、通釋の説に據れば、彼の鸕鷁草葺(七十)の子である。神名帳に「因幡國高草郡(今氣)大野見宿禰命神社」がある。搦力 神代に武甕槌命と建御名方命とが力競し給し事(上卷二)がある。是れ角力の濫觴であらう。人代に於ては此の野見宿禰と當麻蹶速との角力が始めて、次に雄略紀の十三年秋九月の條に「采女を喚集へて衣裾を脱がしめ、犢鼻にして、露所にて相撲とらしむ」とある、是れ女の相撲へる始である。なほ後世に顯著な話は、在原業平朝臣が、宇多天皇の未だ殿上人にて在しまし、時、殿上の御椅子

の前で相撲を取つて天皇を投げ倒し、御椅子の高欄を打折られたが、其の折目を繕はず、其儘に世々に残し傳へた。など云ふ事である。擧足相懸 後代の相撲に比すれば甚だ異なる處がある。腰折田 大和志に「葛下郡(北葛城郡)腰折田。在良福寺」とあるが詳かでない。留仕 出雲國へ歸らず、其儘大和に留つて朝廷に仕へ奉つたのである。

十五年春二月乙卯朔甲子。喚丹波五女。納於掖庭。第一曰日葉酢媛。第二曰淳葉田瓊入媛。第三曰眞砥野媛。第四曰蘆瓊入媛。第五曰竹野媛。秋八月壬午朔。立日葉酢媛命爲皇后。以皇后弟之三女爲妃。唯竹野媛者。因形姿醜。返於本土。則羞其見返。到葛野。自墮輿而死之。故號其地謂墮國。今謂弟國訛也。皇后日葉酢媛命生三男二女。第一曰五十瓊敷入彦命。第二曰大足彦尊。第三曰大中姫命。第四曰倭姫命。第五曰稚城瓊入彦命。妃・淳葉田瓊入媛。生鐸石別命與膽香足姫命。次妃・蘆瓊入媛。生池速別命。稚淺津姫命。

十五年(丙午)の春二月、乙卯の朔の甲子の日(十)、丹波の五たりの女を喚して掖庭に納る。第一を日葉酢媛と曰す。第二を淳葉田瓊入媛と曰す。第三を眞砥野媛と曰す。第四を蘆瓊入媛と曰す。第五を竹野媛と曰す。秋八月、壬午の朔の日、日葉酢媛命を立て、皇后と爲たまひ、皇后の女弟の三女を以て妃と爲たまふ。唯し竹野媛は形姿醜きに因りて本土に返し遣はす。則ち其の返さるゝ事を羞ぢて、葛野に到るときに自ら輿より墮ちて死ぬ。故れ其の地を號けて墮國と謂ふ。今、弟國と謂ふは訛れる也。皇后、日葉酢媛命、三はしらの男、二はしらの女を生みませり。第一を五十瓊敷入彦命と曰す。第

二を大足彦尊(景)と曰す。第三を大中姫命と曰す。第四を倭姫命と曰す。第五を稚城瓊入彦命と曰す。妃・淳葉田瓊入媛、鐸石別命と膽香足姫命とを生みませり。次妃・蘆瓊入媛、池速別命と稚淺津姫命とを生みませり。

【第一八三講】丹波五女 丹波道主王の姫君等である(講に出づ)。古事記には「其後の白し給ひし隨に、道主王の女等、日葉酢媛命、次に弟姫命、次に歌凝媛命、次に圓野媛命、併せて四柱を喚上げ給ふ。然るに日葉酢媛命・弟媛命の二柱を留めて、其の弟王二柱(歌凝媛)は、甚と凶醜きに因て本土(波丹)に返送り給ひき。於是圓野媛命慚ぢて言らく、同じき姉妹の中に、姿醜きに以て還さるゝ事、隣りに聞えむ、是れ甚と漸しとて、山代國の相樂に到る時に、樹枝に取懸りて死なむとす。故れ其地を號けて懸木と謂へるを、今は相樂と云ふ。また弟國に到る時に、遂に峻なる淵に墮ちて死せぬ。故れ其地を號けて墮國と謂へりしを、今は弟國と云ふ。」とあつて、五人の御女を四人とし、其名も此紀と違つてゐるのは全く別傳なるが故である。葛野 和名抄に「山城國葛野郡葛野(加度乃)」とあるが、古くは加豆奴と云つたのである。墮輿 通釋に「輿のこと始めて見ゆ。崇神紀の歌に、手越に越すとある義にて、越し渡すよりの名なるべし」とある。弟國 山城國乙訓郡である。尙ほ葛野郡と乙訓郡とは、今は異なれども、上古には乙訓へ掛けて、泛く葛野と云つたのである。三男二女 記には四男一女とある。大足彦尊 下には大足彦忍代別天皇とある。景行天皇に坐す。大中姫命 記には大中津彦命とある。倭姫命 古語拾遺には「倭姫命。天皇の第二の皇女。母は皇后狹穗姫」とある。鐸石別命 記には沼帶別命とある。膽香足姫命 記には伊賀帶彦命とある。池速別命 記には伊許婆夜和氣命とあり、姓氏錄、續紀、三代實錄等には息速別命とある。さて此の皇子が未だ幼少の頃、天皇が皇子の爲めに宮室を伊賀國阿保村に築り、以て封

邑と爲られたが、允恭天皇の御代に逮び、皇子四世孫・須禰都斗王に、地名に由りて阿保君の姓を賜はつた。と云ふ事が姓氏錄、續紀等に見える。稚瀧津姬命 記に「阿邪美都姬命は稻瀨彦王に嫁ぐ」とある。

二十三年秋九月丙寅朔丁卯。詔羣卿曰。譽津別王。是生年既三十。髣髴八掬。猶泣如兒。常不言何由矣。因令有司而議之。冬十月乙丑朔壬申。天皇立於大殿前。譽津別皇子侍之。時有鳴鶴。度大虛。皇子仰觀鶴曰。是何物耶。天皇則知皇子見鶴得言。而喜之。詔左右曰。誰能捕是鳥獻之。於是鳥取造祖天湯河板舉奏言。臣必捕而獻。即天皇勅湯河板舉。板舉曰。汝獻是鳥。必敦賞矣。時湯河板舉遠望三鶴飛之方。追尋詣出雲國而捕獲。或曰得于但馬國。十一月甲午朔乙未。湯河板舉獻鶴也。譽津別命弄是鶴。遂得言語。由是敦賞湯河板舉。則賜姓而曰鳥取造。因亦定鳥取部。鳥養部。譽津部。

二十三年(甲寅)の秋九月、丙寅の朔の丁卯の日(三)、群卿に詔して曰はく「譽津別王は、是れ生れて年既に三十。八掬髣髴むすまでに成りぬ。猶ほ泣つること兒の如し。常に不言。何の由ぞ矣」因て有司を令て之を議らしむ。

冬十月、乙丑の朔の壬申の日(八)天皇、大殿の前に立たせ給へり。譽津別皇子侍り。時に鳴く鶴ありて大虚を度る。皇子、仰ぎて鶴を観そなはして、曰たまはく「是れ何物ぞ」天皇、則ち皇子の鶴を見て得言ことを知看して喜び給ふ。左右に詔して曰はく「誰か能く是の鳥を捕りて獻らむ」。於是鳥取造の祖・天湯河板舉(板舉、此をば控儻と云ふ)、奏して言さく「臣、必ず捕りて獻らむ」。即ち天

皇、湯河板舉に勅して曰はく「汝、是の鳥を獻らば、必ず敦く賞せむ矣」。時に湯河板舉、遠く鶴の飛之きし方を望りて、追ひ尋ぎて出雲國に詣りて捕り獲つ。或は曰く、但馬國に得たりと。

十一月の甲午の朔の乙未の日(三)、湯河板舉、鶴を獻る。譽津別命、是の鶴を弄びて遂に言語(まこと)を得つ。是に由て敦く湯河板舉に賞したまふ。則ち姓を賜はりて鳥取造と曰ふ。因りて亦た鳥取部、鳥養部、譽津部を定む。

【第一八四講】生年既三十 今年三十歳とあれば、其の出生は崇神天皇の六十二年で、御父垂仁天皇が未だ皇太子に坐した時の御子である。然れば彼の狹穗彦の亂の時十二歳で、記の傳とは甚だ異つてゐる。八掬髣髴云々 八掬髣髴の事は神代紀(七頁)に出づ。鶴 和名抄に「野王按。鶴大鳥也。漢語抄云・古布。日本紀私記云・久々比」とある。得言 神武紀に唳鳴とあるに同じ。頸(開處)を活用せる語で、頸か開閉させる事を云ふ。俗に喋る事を「頸を鳴らす」など云ふと同型の語である。即ち鶴の飛渡るを見て、始めて言語を仰せられたのである。天湯河板舉 姓氏錄・右京神別に「鳥取部連。角瀧魂命三世孫(孫の誤なるべし)天湯河板命之後也」とある。角瀧魂命の系は神代紀(二九頁)建葉槌命の條にある。追尋詣出雲國 姓氏錄にも「出雲國の宇佐江に詣りて捕へて之を貢る」とある。されど古事記には「爾ち山邊之大鶴を遣はして其鳥を取らしむ。故れ是人、其の鶴を追尋ねて、紀伊國より播磨國に到り、亦た因幡國を越え、即ち丹波國・但馬國に到り、東の方に追廻りて近江國に到り、久ち美濃國に越え、尾張國より傳ひて、信濃國に追ひ、遂に但馬國に追到りて、其鳥を取りて獻る云々」とあり、なほ是に續いて、天皇の或夜の御夢を太占に卜はしめ給うた處が、「出雲大神を祭り給はゞ、皇子は正しく言語ふ事を得む」と云ふ事であつたので、即ち皇子に曙立王を副へて出雲に遣して大神

尊卑分脈に、『天兒屋根命九世孫、久志宇賀主命の子、國摩大鹿島命。』神皇正統紀には『又名・大幡主命』ともあり、太神宮儀式帳に『活目天皇(垂)御世。大神宮禰宜氏・荒木田神主等選祖。國摩大鹿島命の孫・天見通命を禰宜と定む云々』とある。十千根 天孫本紀に『可美直手命六世孫・伊香色雄命の子、十千根命。此命、纏向珠城宮御宇。天皇(垂)御世。賜物部連公姓。元爲五大夫。次爲大連。奉齋神宮云々』とある。武日 道臣命の七世孫で、父を豊日と云ふ。謙損 御身を謙遜し、奢侈を禁じ欲を捨て給ひし御事を云ふ。沖退 物靜かにして驕慢り給はざる意。調繆機 機衡は後漢書に機衡之政とある。萬機之權衡の義である。綱經は丁寧に治め給ふ事、詩經の註に綱經猶繆機とある。刻己 漢書に刻己自責とある。克己に同じ。豐稻入姫命云々 崇神天皇六年に、此の皇女に天照大神を託け奉り、大和の笠縫邑に祭らしめ給ひしより、此年に至るまで已に八十八年に及んでるので、皇女も甚く年老い給ひ、御祭に奉仕し難く爲りませるのである。倭姫命 第一八三講に出づ。鎮坐大神云々 倭姫命世記に『崇神天皇五十八年辛巳五月五日。大和の三輪の御室嶺上宮に遷して二年奉齋。是時に豐稻入姫命、吾れ老矣と白しき。時に姪倭姫命に事依し奉り、御杖代と定めて、從此倭姫命、天照大神を戴き奉りて行幸し給ふ』とあるのは異なる傳である。さて儀式帳には『垂仁天皇の御世に、倭姫内親王を御杖代(大神の御杖と爲り)と爲て、三輪の御諸原に新に齋宮を造營し、大和の笠縫邑より大神を遷し奉りて齋宮始め奉りしが、其後に倭姫内親王、大神を頂き奉りて、鎮坐さ令めむ國を求ぎ奉り、三輪の御諸宮より發ちて出坐さしめき。爾時に御送使、阿部武津名河別命、和理彦國葺命、中臣大鹿島命、物部十千根命、大伴武日の五大夫を使と爲て遣はしめ入坐さしめき(文)』とある。菟田篠幡 大和風土記に『宇陀郡雀幡庄・御杖神宮。倭姫命、天照大神を戴き、御杖と爲りて此地に至る云々』とある。尙ほ儀式帳には、『始め三輪の御諸宮を發ちて、宇陀の阿貴宮』

(萬葉一、人麿の歌に(安騎野とある地なり)に遷行し、次に宇陀の篠幡に坐し、次に伊賀の穴穗宮に坐しき』とある。更遷 大和より伊賀に入り、其儘伊勢國に遷幸し給はずして、其處より更に近江國を看行すべく、元の大和の方へ聊か戻らせ給へるのである。入近江國 儀式帳には『淡海の坂田宮(近江國)に坐しき』とある。迴美濃 儀式帳に『次に美濃の伊久良河宮(大野郡)に坐しき』とある。到伊勢國 倭姫命世記には、前條の伊倉河宮より、尾張國の中島宮に遷り給ひ、次に伊勢國の桑名の野代宮に遷幸し、次に河曲(河)の鈴鹿の小山宮に坐し、次に豐志の藤方宮に坐し、次に飯野(南郡)の高宮に遷り、次に磯宮(多氣郡逢麻村・宇古宮)の地是也と云ふ。五十鈴川上の磯宮とは異なり)に坐し、次に度會郡の宇治の家田の田上宮に遷幸し給へり、と記されてある。神風伊勢國 神風乃伊勢の枕詞であること、並びに伊勢の國號等に就いては、上卷の二百八頁の附説に詳述してある。常世之浪云々 常世とは常久に不變世界を云ふ。神仙の居坐す國、即ち高天原・蓬萊國、及び外國(外國は古代の人を取つては不知世界であつたので、矢張り神々の坐す地で、不老不死の國と想像したのである)を云ふ。即ち伊勢國は、其の東南方は果なき太平洋である故に、打寄する浪も人間界の波ならず、幽遠なる常世の國より紆り來る浪にて、其の常世邊の重波が、重々に打寄する國なり。と詔へるので、其波の清淨なるを賞で給ひて、自ら地勢の清らかなる事を其中に籠め給へる御言葉である。傍國 通釋に、『海に片寄りたるを謂ふと云へる説は如何あらむ。今案に、傍は借字にて堅固國の意ならむ歟』とある。可憐國 美し國の義。既に神代紀に出づ。齋宮 大御神を齋き奉る宮の意で、神宮を云ふ。(後世に齋王の坐す宮を齋宮と云へど、其れとは異なり。字の同じきを以て混すべからず。)是謂磯宮 按ずるに磯洲之宮の『洲』の略かれたる稱(上卷二百八頁參照)。即ち五十鈴之宮(伊勢神宮(宮)を申す。天照大神。初自天降之處也 此事は神代紀(上卷三)吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上之條に釋いてる。

一云。天皇以倭姫命爲御杖。供奉於天照大神。是以倭姫命以天照大神。鎮坐於磯城嚴櫃之本。而祠之。然後隨神誨。以丁巳年冬十月甲午。遷于伊勢國渡邊宮。是時倭大神。著穗積臣遠祖大水口宿禰。而誨之曰。太初之時期曰。天照大神悉治天原。皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神。我親治大地官者。言已訖焉。然先皇御問城天皇。雖祭祀神祇。微細未探其源根。以粗留於枝葉。故其天皇短命也。是以今汝御孫尊。悔先皇之不及。而慎祭。則汝尊壽命延長。復天下太平矣。時天皇聞是言。則仰中臣連祖探湯主而卜之。誰人以令祭大倭大神。即淳名城稚姫命食ト焉。因以命淳名城稚姫命。定神地於穴磯邑。祠於大市長岡岬。然是淳名城稚姫命。既身體悉瘦弱。以不能祭。是以命大倭直祖長尾市宿禰。令祭矣。

一云。天皇、倭姫命を以て御杖と爲て、天照大神に供へ奉り給ふ。是以、倭姫命、天照大神を以て、磯城の嚴櫃之本に鎮坐さしめて祠之り給へり。然して後に神の誨の隨に、丁巳の年(乘仁廿六年)の冬十月(戊申朔)甲午の日(十日)を以て伊勢國の渡邊宮に遷しまつる。是時に倭大神、穗積臣の遠祖・大水口宿禰に著り給ひて誨へて曰はく「太初の時を期りて曰く、天照大神は悉くに天原を治しめさむ。皇御孫尊は専らに葦原中國の八十魂神を治らむ。我は親ら大地官を治らむ。言已に訖りぬ焉。然るに先皇・御問城天皇・神祇を祭ひ祀り給ふと雖も、微細くは未だ其の源根を探り給はず。以て粗かに枝葉に留め給へり。故れ其の天皇、命短し。是を以て今汝・御孫尊、先

の皇の不及たることを悔い給ひて憤み祭ひ給はゞ、則ち汝尊壽命延長く、復た天下太平ならむ矣」。時に天皇、是言を聞しめして、則ち中臣連の祖・探湯主に仰せてトへしむ。誰人を以て大倭大神を祭ら令めむ。即ち淳名城稚姫命、トに食へり焉。因て以て淳名城稚姫命に命せて、神地を穴磯の邑に定めて、大市の長岡岬に祠ひまつる。然るに是の淳名城稚姫命、既に身體悉く瘦み弱り、以て祭ること能はず。是を以て大倭直の祖・長尾市宿禰に命せて祭らしむ矣。

【第一八六講】爲御杖。御杖代と云ふと同じ。大御神の御杖と爲つて、萬事導き奉るを云ふ。磯城嚴櫃之本。崇神紀六年に、『祭倭笠縫邑。仍立磯城神籬』とある地で、磯城は右の磯城である。さて嚴櫃の嚴は齋き奉る意。櫃は常磐木なる故に、松・杉・榊・椎・柏などと共に神苑に多く植立做す樹木である。(但し此處は元より其地に櫃の大木があつたので有らう。)即ち嚴櫃之本と云ふのは、神籬(第九)と云ふに同じく、神の御靈の鎮坐す杜の木立を云ふので、此處では皇大神の宮を申す。祠之。此處の文意は、倭姫命が天照大神を磯城嚴櫃之本(大和國)に鎮坐せしめ奉れるが如く聞えるが、然うでは無い。崇神天皇の六年に豐鋤入姫命をして、此地に大御神を齋祀し奉りしより以來、其儘其處に鎮坐し在すが故に、倭姫命も猶ほ舊の如く、大御神を嚴櫃之本に鎮め坐させて齋祀り給へる意である。隨神誨。倭姫命世記に、『六十年末大和國の宇陀の秋志野宮(阿貴宮)に遷りまして四年の間齋き奉る云々。時に倭姫命の御夢に、高天原に坐して吾が見し國に、吾を坐せ奉れと悟教へ給ひき云々』とある。渡邊宮。渡邊は今の度會郡で、前講の磯宮に同じ。即ち五十鈴宮である。倭大神。倭大國魂神(大國主命の荒魂の神)である。崇神紀六年に出づ。大水口宿禰。崇神紀(二六)に出づ。

太初之時期曰云々 是は倭の大國魂神が、大水口命に神憑して仰せられた趣であるが、此神は大國主命の荒魂の神であるから、大國主神とは別神にして別神で無い。其は神代上卷に『大國主神、亦名は大物主神、亦は大己貴命と號す。亦は葦原醜男と曰す。亦は八千矛神と曰す。亦は大國魂神と曰す（上卷第六八講）』と記されてある事に據て明瞭である。故に此處に、『太初之時に期りて』とあるのは、神代紀・天孫降臨章（上卷三三二頁）に『時に高皇產靈尊、乃ち二神武甕槌命を還し遣はして、大己貴神に勅して曰はく、夫れ汝が治らす顯露之事は、宜しく是れ吾孫に治らすべし。汝は則ち以て幽神之事を治す可し。又汝が住むべき天日隅宮は今當に造りなむ云々。於是大己貴神報へて曰さく云々、吾が治らす顯露之事は、皇孫・當に治め給ふべし。吾は將に退りて幽事を治めむ。』とある盟約を云ふ。天照大神 悉治三原。此事は神代紀・第二四講及び第三七講等に見える。治葦原中國之八十魂神。此の顯國に在す八十萬の天神地祇を祭り治め給ふ事を云ふ。天神地祇を八十魂神と申すのは、神等は凡て隱身に坐して、此國の社々に在すは其の御魂に坐すを以て斯く云へるので、天下蒼生の爲に天神地祇を重く祭り治め給ふ事は、即ち政の大本である。と通釋に云はれた。即ち此處は、上記の『顯露之事は皇孫當に治め給ふべし』と云へる盟約に當るのである。我親治大地官。此の意味は、上記の『吾は將に幽事を治めむ』と云ふに當るのである。即ち大國主命は、天孫降臨の御時に、幽身と爲つて幽界の事を治むる官の神と爲り給へるのであるが、幽界・即ち黃泉國は、根國・底國とも云ふ如く、幽れたる地下の國を云ふので、此の大地國こそ大國主命の主宰ぐ處なのである。故に『我は親ら大地官を治らむ』と仰せられたので、即ち下津國に坐す神等を統し給ふ事を云ふ。言已訖焉 太初之時に已に右の如き盟約を結び訖へたり。との意である。未探其源根云々 是は按ずるに彼の國避の御時に、大國主命（和魂の大物主神、荒魂の大國魂神も素より此の御本體に附隨す）は其の妻子眷屬、並びに麾下の八十萬神等をも率ゐて、八十隈（幽界）に退り給ひし隨に、朝廷に於かせられては、特に太占に依つて是等幽界の神意を占ひ、厚く大國主命を始め其の一族の神々をも祭祀し給ふ御盟約を定め結ばせられたのである（上卷第九十講参照）。然るに其後數多の世々を経て、右の根源の事共が忘却せられ、其の御祭祀の次第も漸く粗略に成行かせ給ひし故に、此度神憑して斯くは訴へ聞えさせ給へる御事と考へられる。天皇短命 上述の如く、幽界の八十萬神等が祭祀に預らざる嗟嘆に依つて、惶くも先帝は御壽命短かく、且つ天下も泰平ならざりし由である。崇神天皇は御在位六十八年、御年も百二十歳に坐した御事であるから、決して短命とは申し難い。故に通釋には『崇神天皇の御世に、疫病大きに起りて、人民の大半夭折せし由を、當時の天皇の御過失に申し做して、天皇短命也とは申せるべし云々』と註された。中臣連祖・探湯主 松尾社系圖に據れば、天兒屋命、十世孫・大鹿島命（第一八五）の弟である。（神代に天兒屋命が太占の卜事を以て、幽界の神意を占はれし事、第九十講に見ゆ）。さて探湯主と云ふ名は、盟神探湯（探湯は、専ら神に誓ひて眞偽を定むる術で、應神紀、允恭紀に見える。）に係る名であらう。淳名城稚姫命食レト 崇神紀には入姫とある。通釋に『此の皇女は崇神天皇の御女にて、崇神紀六年に、倭大國魂神を以ては、淳名城入姫命に託けて祭ら使む。』と見えて、既くより齋に立ち給へる御事なれば、此時また改めて卜定し給ふべき理由なし。且つ神地を穴磯邑に定め給ひしも、此の御世の事に非ず。されば此の『淳名城稚姫命食レト』とあるより、『定三神地於穴磯邑。祠大市長岡岬。』とあるまでは、崇神天皇の御世にありし事の、紛れて此處に入りしものにて、實は此文は、誰人を以て大倭大神を祭ら令めむ。即ち大倭直の祖・長尾市、卜に食へり。是を以て長尾市宿禰に命せて祭らしむ。』とありしなるべし。さるは此の長尾市宿禰は、既く崇神天皇の七年より以來、神の御託ありて、大國魂神を齋祭りて居りし人なれど、皇女の下に立ちて仕へ奉れる迄なりしを、今、皇女

垂仁天皇（二十五年）

既に御年老い給ひ、御祭にも仕へ難く爲り坐しかば、此の長尾市を皇女に代らしめ給へる也」と言はれたが、斯く見れば眞に明瞭である。穴磯邑。萬葉十二に、纏向之痛足之山とある。古へは城上郡(今磯)纏向の大名であつた。大市・長岡岬大市は和名抄に、城上郡大市(於保以知)とあり。今の箸中村である。長尾岬は纏向山の尾崎の地で、皆相接してゐる所である。身體悉瘦弱云々。此處からは此の御世の事である。是を崇神六年の條に、然る淳名城入姫命、髮落ち體・瘦みて祭ること能はず」とあるのは、此處の傳が、誤つて崇神紀に混入したのである。大倭直祖・長尾市宿禰。大倭直の事は神武紀の第百廿二講に出づ。長尾市宿禰は、崇神紀(二六)に市磯長尾市とある。

二十六年秋八月戊寅朔庚辰。天皇勅物部十千根大連曰。屢遣使者於出雲國。雖檢校其國之神寶。無分明言者。汝親行于出雲。宜檢校定。則十千根大連校定神寶。而分明奏言之。仍令掌神寶也。

二十七年秋八月癸酉朔己卯。令三祠官。卜兵器爲神幣吉之。故弓矢及橫刀納諸神之社。仍更定神地神戶。以時祠之。蓋兵器祭三神祇。始興於是時也。是歲興屯倉于來目邑。屯倉。此云。

二十八年冬十月丙寅朔庚午。天皇母弟倭彥命薨。十一月丙申朔丁酉。葬倭彥命于身狹桃花鳥坂。於是集近習者。悉生而埋立於陵域。數日不死。晝夜泣吟。遂死而爛鼻之。犬烏聚噉焉。天皇聞此泣吟之聲。心有悲傷。詔群卿曰。夫以生所愛。令殉亡者。是甚傷矣。其雖古風之。非良何從。自今後議之止殉。

二十六年(六五七)秋八月、戊寅の朔の庚辰の日(三)、天皇、物部十千根大連に勅して曰はく

「屢々使者を出雲國に遣して、其の國の神寶を檢校へしむと雖も、分明しく申言す者無し。汝親ら出雲に行りて、宜しく檢校へ定むべし。則ち十千根大連、神寶を校へ定めて、分明しく奏し言しき。仍て神寶を掌らしむ。

二十七年(六五八)の秋八月、癸酉の朔の己卯の日(七)、祠官に令ちて、兵器を神の幣と爲むとトへしむるに吉。故れ弓矢、及び橫刀を諸神たちの社に納む。仍りて更に神地、神戶を定めて、時を以て祠る。蓋し兵器を以て神祇を祭ること、始めて是時に興れり。是歲、屯倉を來目邑に興つ。(屯倉、此を彌夜氣と云ふ。)

二十八年(六五九)の冬十月、丙寅の朔の庚午の日(五)、天皇の母弟・倭彥命薨れます。十一月、丙申の朔の丁酉の日(三)、倭彥命を身狹桃花鳥坂に葬す。於是、近習者を集へて、悉く生ながらにして陵の域に埋み立つ。日を數れども死なずして晝夜・泣ち吟ぶ。遂に死りて爛ち鼻り、犬・烏聚ひ噉む焉。天皇、此の泣ち吟ぶ聲を聞きしめて、御心に悲傷み有す。群卿に詔して曰はく「夫れ生けりし時に愛みし所を以て、亡者に殉がは令むるは是れ甚傷き事なり。其れ古への風なりと雖も、良からずば何か從はむ。自今以後、議らひて、殉はしむることを止めよ」。

「第一八七講」物部十千根大連。物部十千根の事は第一八五講に出づ。さて大連と云ふ稱が此に始めて見えたが、然し是は其の氏の内私に呼做した稱號で、後代に「大臣、大連」と併稱せる大連とは別である。神寶。出雲國の神寶の事は、

崇神紀六十年の條に見える。宜_レ檢校定_一 精細に調査するを云ふ。令_レ掌_ニ神寶_一 出雲大社の神寶の管理を命じ給へるのである。祠官_ノ後の神祇官に同じ。以_レ時祠之_一 春夏秋冬の季節季節を以て祭るを云ふ。神祇令に「凡そ天神、地祇は、神祇官皆常典に依て之を祭る。仲春・祈年祭。季春・鎮花祭。孟夏・神衣祭、三枝祭、大忌祭、風神祭。季夏・月次祭、道饗祭、鎮火祭。孟秋・大忌祭、風神祭。季秋・神衣祭、神嘗祭。仲冬・上卯相嘗祭、寅日鎮魂祭、下卯大嘗祭。季冬・月次祭、道饗祭、鎮火祭。」など見えるが、此等は令制以後の事ではあるが、尙ほ上古よりの仕來の儘であらうと云ふ。蓋兵器祭_ニ神祇_一。始興_ニ於是時_一也 按ずるに、此處に兵器とあるのは、主として上文の「弓矢、及び横刀」を云ふのである。兵器の中でも、楯・矛を以て神に供へた事は、此紀に記されてある所では、既に天孫降臨章(神代下卷)に、大己貴命を祭るに百八十縫之白楯を用る、尋で彦狹知神に楯を作らしめて大物主神等を祭らしめられた御事があり、尙ほ崇神紀九年にも、楯矛を以て墨坂神と大坂神を祭れる事が見えるが、「弓矢、及び横刀」を神の幣物と爲た事は是時が嚆矢なのである。(古語拾遺には、天岩窟の御時に、矛盾、及び雜々の刀斧を作らしめ、御祭に用るとあるが、此事は紀記には見えず。)然るを記傳に、「兵器を以て神を祭れる事は、崇神紀九年に見ゆ。(季治云、崇神紀よりも遠く神代に見えたる事、既に云へるが如し。)」と言はれて、此處の文を甚く咎められたのは僻事である。屯倉 屯倉は釋紀に、「天子之米廩也」とあるが如く、朝廷の御料の屯田(御田)を田部の民に作らしめ、其の稻を藏め置かる、倉廩。また其の官舎を云ふ。(倉と官舎とを區別する場合には、倉には屯倉と書き、官舎には官家屯家_{又ハ}と書く、なほ御田が有つての倉廩であるから、御田をも包含せて屯倉と云ふ場合も多い。即ち本紀以後に、「置_ニ某屯倉_一」などある類は、新に御料の御田を定め、御倉を設けられた事を云ふのである。故に屯倉を分けて云へば、御倉と官舎と御田とである。)而して其の屯田を掌る官を田令、又は屯田司と

云ひ、又其屯倉を掌る官を屯倉首と云ひ、屯田を耕作する民を田部と云ふ。さて御料の御田を定め、其の司を置かれたのは、神代に天照大神が天狹田・長田を定められ、天邑君を置き給へる御事が起原であるが、屯倉と云ふ名目の史に見えたのは、本紀(垂仁紀)が始めで、言意は舊説に御宅の義と云ふ。さて是年に定め給へる屯倉は、所謂倭屯田(天皇に非ざれば傳ふるを得ざる御田・御倉)であつた事と知られるが、次で景行紀五十七年に、諸國に令して田部屯倉を興て給ひ、仲哀紀二年に淡路屯倉を定め、仁德紀十三年に茨田屯倉を立て、春米部を定められ、安閑紀二年五月には、筑紫の穂波屯倉を始めとして諸國に廿六の屯倉を置かれ、同年九月には櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等に詔して、屯倉の税を主掌らしめ、宣化紀元年五月には、使を河内・尾張・伊賀等に遣はして其國の屯倉に穀を加へ、以て凶年に備へ令められた。爾後も屢々屯倉を増置せられ、諸皇子以下、郡卿等に賜はれるものも莫大に及んだのであつたが、孝德天皇の大化二年の改新に際して、各地の屯倉を悉く廢せられた。(是時に皇太子・中大兄皇子の獻する所の屯倉一百八十一箇所ありし由孝德紀に見える。皇子一人のみにして然り、以て御宅の莫大なりし事が知られる)。是に於て諸國の屯倉は跡を斷つたが、猶官田を置かせられたので、其を世に御宅田と呼做した。その官田の事は田令義解に「凡畿内置_ニ官田_一。大和・攝津各三十町。河内・山城各二十町云々」など見える。以上が屯倉の起原沿革の概略である。興_ニ于來目邑_一 大和國高市郡久米村の地で、既に神武紀二年に出づ。さて此の屯倉は、通釋に「仁德紀に、纏向玉城宮に天下治看す天_{皇(垂)}の世に、太子・大足彦尊(景)に科せて倭屯田を定めまさしむ。是時詔へる勅旨に、凡そ倭屯田は、毎に天下治看す帝_{皇(垂)}の屯田なり。其れ帝皇の子と雖も、天下治看すに非ずば掌ることを得じ云々」とあるは此時の事か」と曰はれた。倭彦命 崇神紀元年に出づ。身狹桃花鳥坂 今、高市郡白樺村見瀬(見瀬は身狹の轉)の地である。神武紀二年に築坂邑とあるに同じ。泣

吟泣は神代紀(上卷第廿五講)に出つ。吟は音呼の轉、啼哭を一訓に爾奈久とも讀めるに同じ。晋に立て、喚はるを云ふ。止レ殉死は、此の御世に之を禁ぜられたが、尙ほ其跡を斷つに至らざりし事と見えて、孝徳紀・大化二年三月にも禁令を仰出された。

三十年春正月己未朔甲子。天皇詔五十瓊敷命。大足彦尊曰。汝等各言情願之物也。兄王諸。欲得弓矢。弟王諸。欲得皇位。於是天皇詔之曰。各宜隨情。則以弓矢賜五十瓊敷命。仍詔大足彦尊曰。汝必繼朕位。

三十二年秋七月甲戌朔己卯。皇后日葉酢姬命一云。日葉酢根命也。薨。臨葬有日焉。天皇詔群卿曰。從死之道。前知不可。今此行之葬。爲之奈何。於是野見宿禰進曰。夫君王陵墓埋立生人。是不良也。豈得傳後葉乎。願今將議便事而奏之。則遣使者喚上出雲國之土部壹佰人。自領土部等。取墳以造作人馬及種々物形。獻于天皇曰。自今以後。以是土物。更易生人。樹於陵墓。爲後葉之法則。天皇於是大喜之。詔野見宿禰曰。汝之便議。寔洽朕心。則其土物始立于日葉酢姬命之墓。仍號是土物謂墳輪。(亦名立物也。)仍下令曰。自今以後。陵墓必樹是土物。無傷人焉。天皇厚賞野見宿禰之功。亦賜鍛地。即任土部職。因改本姓謂土部臣。是土部連等。主天皇喪葬之緣也。所謂野見宿禰。是土部連等之始祖也。
正訓 三十年(六六一)の春正月、己未の朔の甲子の日(六)、天皇、五十瓊敷命、大足彦尊に詔して曰はく「汝等、各々情願はしからむ物を言せ」兄王・諸さく「弓矢を得むと欲ふ」。弟の王・諸し給して曰はく「汝等、各々情願はしからむ物を言せ」兄王・諸さく「弓矢を得むと欲ふ」。弟の王・諸し給

はく「皇位を得むと欲ふ」。於是天皇詔して曰はく「おのおの宜しく情の隨にすべし」。則ち弓矢を以て五十瓊敷命に賜ふ。仍て大足彦尊(行)に詔し曰はく「汝は必ず朕が位を繼げ」。
三十二年(六六三)の秋七月、甲戌の朔の己卯の日(六)、皇后・日葉酢姬命(一云く日葉酢根命也)薨れます。葬りまつらむとすること日あり焉。天皇、群卿に詔して曰はく「死に従ふ道は、前に不可と云ふことを知り。今此行の葬に爲之奈何」。於是野見宿禰、進みて曰さく「夫れ君王の陵墓に、生きたる人を埋み立つるは是れ不良。豈に後葉に傳ふことを得まし乎。願はくは今將に便なる事を議りて奏さむ」と言して、則ち使者を遣して出雲國の土部・壹佰人を喚し上げ、自ら土部等を領ひて、墳土を取りて以て人・馬及び種々の物の形を造作りて天皇に獻りて曰さく「今より以後、是の土物を以て生きたる人に更易て陵墓に樹て、後葉の法則と爲む」。天皇、於是大く喜びまして、野見宿禰に詔して曰はく「汝の便なる議、寔に朕が心に洽へり」。則ち其の土物を、始めて日葉酢姬命の墓に立つ。仍て是の土物を號けて墳輪と謂ふ(亦名は立物也)。仍て令を下して曰はく「自今以後、陵墓には必ず是の土物を樹て、人を無傷りそ焉。天皇、厚く野見宿禰の功しさを賞め給ひ、亦た鍛地を賜ひて即ち土部職に任せ給ふ。因りて本の姓を改めて土部臣と謂ふ。是れ土部連等。天皇の喪葬を主る縁なり。所謂る野見宿禰は、是れ土部連等の始祖なり」。

【第一八八講】 皇后薨 此紀には皇后には凡て薨と書かれてある。崩と書けるのは續日本紀以下の事で、令の御制に據れ

るのである。有日、御葬儀までには幾許かの餘日があつたのである。野見宿禰 第一八二講に出づ。土部(はに) 埴爲部の義。埴土を以て土器を爲るを職とせる部民を云ふ。通證に、「今、出雲郡(今城)に土師邑あり」とある。埴 神代紀の埴山(二講)の條に出づ。人馬・及種々物形 是れ即ち埴輪である。日葉酢姫命之墓 記に、「此後は狭木之寺間陵に葬しまつる」とあり。此地は和名抄に、「大和國添下郡(今生)佐紀郷」と見えてゐる。さて此の皇后の御葬の時、火明命の後裔の石作連が、石棺を作つて獻れる事が姓氏錄に見える。埴輪 前々條の、人馬及び種々の物の形の土器を、陵墓の周圍に輪の如くに並べ、半ば地に埋めて立つる故に埴輪と號くと云ふ。亦名立物 陵墓の縁邊に立て置く物の意である。無傷人 黒羽本には勿傷生人」とある。鐵地 型爲所の義で、陶器を成熟る地を云ふ。(此語は鑄物にも云ひ、轉じて銀治にも云ふ)。任土部職 是より以後は土物のみに限らず、凡て凶禮陵墓に關する事を、此の土部連が掌れることは次に見えた如くであるが、なほ凶禮陵墓の事の以外にも、土物を調製して獻れる事は、雄略紀十七年に、「土師連等に詔して、朝、夕の御膳を盛る清き器を造るべき者を進らしむ云々」とある。土部臣 姓氏錄・右京神別に、「菅原朝臣、土師朝臣同祖」とある。土部連 連は群主(主は在土、家戸主、倉主などの主なり)の義で、其の部屬を主宰するに出でし姓である。即ち土部連は、土物を造る部民の長を云ふ。なほ神代上卷の一六二頁、及び次條を見よ。主天皇喪葬之緣也 職員令諸陵司の條に、「土師十人掌贊相凶禮。義解謂。土師宿禰年位高進者爲大連。其次爲小連。並紫衣刀劍。世執凶儀。」とあり、其の凶禮を主りし事は、此紀には仁德紀六十年。雄略紀九年五月。推古紀十一年二月。皇極紀二年九月。孝德紀白雉五年十月等に出で、次で續紀にも屢々見えるが、光仁帝の天應元年六月に、土師宿禰古人、同道長等十五人が奏上して、「臣等が祖先は吉凶の祭事に預りしに、今は専ら凶儀にのみ預るは祖業に違ふに似たり。請ふ土師を改めて、居地

(土師連の子孫は世々)の名に因りて菅原氏たらむ」と請願して勅許を得た。是れ菅原氏の興である。尋で桓武天皇の延暦十六年四月、太政官符に「凡そ喪禮の事は人情として惡む所である。然るに専ら一氏を定めて其の職掌と爲す事は、垂仁天皇の恩賞の御意に非ず」となし、爾來此氏の凶儀に預る事を廢せられた。

三十四年春三月乙丑朔丙寅。天皇幸山背。時左右奏言之。此國有佳人。曰綺戶邊。姿形美麗。山背大國不遲之女也。天皇於茲執矛祈之曰。必遇其佳人。道路見瑞。比至行宮。大龜出河中。天皇舉矛刺龜。忽化爲白石。謂左右曰。因此物而推之。必有驗乎。仍喚綺戶邊。納于後宮。生磐衝別命。是三尾君之始祖也。先是娶山背菟幡戶邊。生三男。第一曰祖別命。第二曰五十日足彥命。第三曰膽歲別命。五十日足彥命。是石田君之始祖也。

三十五年秋九月。遣五十瓊敷命于河内國。作高石池。茅渟池。冬十月。作倭狹城池。及迹見池。是歲命諸國。多開池溝。數八百之。以農爲事。因是百姓富饒。天下太平也。

三十七年春正月戊寅朔。立大足彥尊爲皇太子。

三十九年冬十月。五十瓊敷命居於茅渟菟砥川上宮。作劍一千口。因名其劍謂川上部。亦名曰裸伴。裸伴。此云阿箇。藏于石上神宮也。是後命五十瓊敷命。俾主石上神宮之神寶。

三十四年(乙丑)の春三月、乙丑の朔の丙寅の日(三)、天皇、山背に幸す。時に左右、奏して言さく「此の國に佳人はべり。綺戶邊と曰す。姿形美麗し。山背の大國の不遲が女なり」。天皇、於茲

矛を執りて祈ひて曰はく「必ず其の佳人に遇はまれば、道路に瑞見えよ」。行宮に至ります比、大龜、河の中より出づ。天皇、矛を擧げて龜を刺し給ふ。忽ちに白石に化爲ぬ。左右に謂りて曰はく「此の物に因りて推るに、必ず驗有らむ乎」。仍て綺戸邊を喚して後宮に納る。磐衝別命を生む。是れ三尾君の始祖なり。是より先に、山背の菟幡戸邊を娶して、三はしらの男を生ましむ。第一を祖別命と曰す。第二を五十日足彦命と曰す。第三を膽歲別命と曰す。五十日足彦命は、是れ石田君の始祖なり。三十五年(丙寅)の秋九月、五十瓊敷命を河内國に遣して、高石池・茅渟池を作らしむ。冬十月、倭の狭城池、及び迹見池を作らしむ。是歲、諸國に令ちて、多に池・溝を開らしむること數八百之。農を以て事とす。是に因て百姓富み饒はひて天下太平なり。

三十七年(戊辰)の春正月、戊寅の朔の日、大足彦尊(行)を立て、皇太子と爲たまふ。三十九年(庚午)の冬十月、五十瓊敷命、茅渟の菟砥の川上宮に居して、劍一千口を作ります。其の劍を名けて川上部と謂ひ、亦名を裸伴と曰ふ(裸伴、此をば阿箇播娜我等母と云ふ)。石上の神宮に藏む。是後に五十瓊敷命に命せて、石上神宮の神寶を主ら俾む。

【第一八九講】 綺戸邊 和名抄に、山城國相樂郡・蟹幡(加無波多)とある。此地に依る名で、今は綺田村と云ふ(和名綺類に綺加無波太とある)。大國不運 和名抄に、山城國宇治郡・大國郷がある。此地であらう。磐衝別命 記傳に「御名義、磐は稱名なるべし。衝は未だ思ひ得ず」と云はれたが、是は按ずるに大龜を衝き刺し給ひしに、其龜が磐に化れる瑞ありて、即

ち娶納れ給ひし妃より生れし御子であるから、磐衝別と名けられたのである。三尾君 記に「石衝別王は、羽咋君、三尾君の祖なり」とある。羽咋君は能登國羽咋郡・羽咋に依る姓。三尾君は近江國高島郡三尾に依る姓である。山背菟幡戸邊 記に依れば綺戸邊の姉であるが、詳かでない。祖別命 記に「落別王は小月之山君、三川之衣君の祖也」とある。小月は近江國栗太郡小槻の地、山君は、山を守るに依れる姓。衣君は三河國賀茂郡舉母の郷に依る姓である。五十日足彦命 記に「五十日帯日子王は、春日山君、高志池君、春日部君の祖なり」とある。膽歲別命 記に「伊登志和氣王は子無きに因りて、子代と爲て伊都部を定む」とある。(子代とは、天皇・皇后・諸皇子などに、其の御子の在さざる時、其の御名を後世まで遺さん爲めに、其の御名を冠せし部を立て給へるのである)。高石池 持統紀に、河内國大島郡(大島郡は、後に和泉國に屬けり。今の和泉國・泉北郡なり)高脚とあり、萬葉一に大伴の高師の濱と詠める地で、今も高石村・高石池がある。茅渟池 和泉志に「茅渟池は日根郡(今、泉)野々村の西に在り。廣さ三百卅畝。今、布池と曰ふ」とある。倭・狭城池 大和誌に「添下郡(今、生駒郡)常福寺村に在り。廣さ一千二百餘畝。一名・西池。又名・水上池」とある。迹見池 大和國生駒郡の富雄川の支流、池内村に在り。廣さ三百餘畝と云ふ。茅渟・菟砥川上宮 記に鳥取之河上宮とあるに同じ。和名抄に「和泉國日根郡(泉南)鳥取」とある地で、五十瓊敷命の宇度墓も此地に在る事が諸陵式に見える。川上部 次の別傳に據れば、菟砥の川上に住む川上と云ふ刀劍銀冶を長として、數多の銀冶を率ゐて作らしめし故の名である。「部」は共(伴と書くも同じ)の義で、相伴ない相集まるに云ふ語である。裸伴 裸は明膚の義で、肌の顯露なるを云ふ。伴は前條の部と同じ。さて此の裸體之伴と云ふ稱には從來明釋が無いが、今按ずるに、刀劍銀冶は肌を脱いで、裸體の姿で作業す(古き繪卷などを)即ち裸體の連中が鍛錬せるに據る名であらう。石上神宮 大和國山邊郡丹波市・布留(官幣)石上

神宮である。既に神代紀(上卷第(六四講))に出づ。古事記に『鳥取之川上宮に坐して横刀一千口を作らしめ、是を石上神宮に納め奉り、即ち其宮に坐して河上部を定む』とある。

一云。五十瓊敷皇子。居于茅渟菟砥河上。而喚鍛名河上。作大刀一千口。是時楯部。倭文部。神弓削部。神矢作部。大穴磯部。泊樞部。玉作部。神刑部。日置部。大刀佩部。并十箇品部。賜五十瓊敷皇子。其一千口大刀者。藏于忍坂邑。然後從忍坂移之。藏于石上神宮。是時神乞之言。春日臣族。名市河令治。因以命市河令治。是今物部首之始祖也。

【附註】 一云く、五十瓊敷皇子、茅渟の菟砥河上に居まして、鍛冶・名は河上を喚して、大刀・一千口を作らしめ給ふ。是時、楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊樞部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、并せて十箇の品部を以て五十瓊敷皇子に賜ふ。其の一千口の大刀は忍坂邑に藏む。然して後に忍坂より移して石上神宮に藏む。是時に神、乞はして言さく「春日臣の族、名は市河をして治らしめよ」。因て以て市河に命せて治らしめ給ふ。是れ今の物部首の始祖なり。

【第一九〇講】 楯部 楯を作る事を職とする部である。(楯縫の事は上卷三二四頁に出づ。) 倭文部 倭文(上卷一九二頁)を織る者の部である。神弓削部 神は稱辭。弓削部は弓を削り造る部を云ふ。綏靖紀(四講)に弓部稚彦の事がある。神矢作部 神は稱辭。矢を作るを職とする部で、是も第一四四講に見える。大穴磯部 大和國磯城郡・總向の穴師の地名に因れる部である。泊樞部 倭名鈔に『山城國乙訓郡・羽束(波豆加之)』とある地名に因れる部である。玉作部(たまづ)

神代紀に、「玉作部の遠祖・豐玉神には玉を造らしむ」とある。神刑部 大和國磯城郡・忍坂の地名に依る部で、神は稱辭である。記傳に、「忍坂部を刑部としも書くは、其郷なる忍坂部の人等の、刑部の職に仕へ奉りし事のありしより、即て其の職名の字を書き倣へる也」とある。日置部 和名抄に「大和國葛上郡(南葛) 日置。比於木」の地名に因れる部である。大刀佩部 大祓詞に、「靱負ふ伴男、劔佩く伴男」とあり。同じ物部の屬ながら、弓矢を執る部と、刀劔を執る部とに分たれし稱也と云ふ。十箇品部 品部は、其の訓に依れば伴造の意である。伴造は部之御臣の義で、部曲の民を率ゐて奉仕する職を云ふ。即ち楯部を始め十箇の諸部を、各自に統率する十人の伴造を五十瓊敷皇子に賜はつて、河上部(是は河上宮の部を云ふ。彼の大刀の名の河上部とは異也)とせられたのである。忍坂邑 大和國磯城郡城島村大字忍坂。春日臣 姓氏録に、「大春日朝臣は孝昭天皇の皇子、天帶彦國押人命より出づ」とある。市河 此臣は姓氏録に據れば、「天足彦國押人命の七世孫・米餅搗大使主命、其子布留宿禰、其子木事命、其子市川臣」とある。物部首 姓氏録に「物部首。大春日朝臣同祖。米餅搗大使主命之後也」とある。なほ通釋に「物部氏に君姓なるが有り。景行紀に「物部君・夏花」。續紀稱德紀に「磯部牛部麻呂等。賜姓物部公。」など見ゆ。是等は饒速日命の後也。」とある。即ち其の出自を混同せぬやうに注意すべきである。

八十七年春二月丁亥朔辛卯。五十瓊敷命謂妹大中姬命曰。我老也。不能掌神寶。自今以後。必汝主焉。大中姬命辭曰。吾手弱女人也。何能登天神庫耶。神庫雖高。我能爲神庫造梯。豈煩登庫乎。故諺曰。天之神庫隨樹梯之。此其緣也。然遂大中姬命。授物部十千根大連。而令治。故物部連等。至于今治石上神寶。是其緣也。

昔丹波國桑田村有_レ人。名曰_二甕襲_一。則甕襲家有_レ犬。名曰_二足往_一。是犬咋_二山獸名牟士那_一。而殺之。則獸腹有_二八尺瓊勾玉_一。因以獻之。是玉今在_二石上神宮_一。

【正訓】 八十七年(戊午)の春二月、丁亥の朔の辛卯の日(五)、五十瓊敷命、妹・大中姫命に謂りて曰く「我れ老いぬ。神寶を掌ることを能くせず。自今以後、必ず汝つかさどれ焉」。大中姫命辭みて曰く「吾は手弱女人なり。何ぞ能く天神庫に登らむ耶(神庫、此をば保久羅と云ふ)」。五十瓊敷命の曰く「神庫も高しと雖も、我れ能く神庫の爲に梯を造てむ。豈に庫に登るに煩ひ有らめや」。故れ諺に曰く「天神庫も樹梯の隨に」と云ふ。此れ其の縁なり。然れども遂に大中姫命、物部十千根大連に授けて治らしめつ。故れ物部連等、今に至るまでに石上の神寶を治るは、是れ其の縁なり。

昔、丹波國の桑田村に、人あり。名を甕襲と曰ふ。則ち甕襲の家に犬あり。名を足往と曰ふ。是の犬、山獸・名は牟士那と云ふを咋みて殺しつ。則ち獸の腹に八尺瓊勾玉あり。因りて以て之を獻る。是の玉は今・石上の神宮に在り。

【第一九一講】 天神庫 天は美稱。和名抄・祭祀具に「寶倉。保久良。一云・神殿」とあり、同箋注に、「垂仁紀・神庫(保久)。天武紀・神府(訓)。蓋し神寶を藏する府庫なり。其制高峻。尋常の府庫に秀つ。故に秀庫と云ふ。また、保久良は、後世轉じて叢祠の名とす。拾遺集卷十九に、「稻荷の保久良に女の手にて書付けて侍りける。」とある如き是也。又轉じて保久良と云ふ」とある。梯 和名抄に「加介波之」とあり。今云ふ梯子である。古への倉庫は床を地上より甚高く構へて造り、

常に梯を立て、昇降したものである。萬葉七に「橋立乃倉椅山」など詠めるも、「梯立の倉」と言掛けたのである。諺曰

天之神庫云々 流布本には天之を神之に誤る。今、熱田本・江家本・黒羽本に據て改む。さて此の諺の意味は「假令、いや高き天之神庫なりとも、梯あらば登る事を得む。如何に至り難く見ゆる處といふとも、梯(導く者)あらば、其の梯の隨に遂には至る事を得べし」との意である。然遂 其後に大中姫命も遂に務に堪へ難く成坐せる事を云ふ。授_二物部十千根大連_一 此の十千根大連は、去る二十六年以來、出雲の神寶を掌り(七講)、神寶を扱ひ奉る事には習熟せる人であるので、特に此人に授けて治め令められたのである。昔丹波國云々 通釋に「是は石上の神寶に關する史實を記されたる事の因みに、其の神宮に藏せらるゝ勾玉の譯をも書添へられしにて、斯かる例・紀中に多し。即ち神武紀三十一年の下に、「昔伊弉諾尊、此國を目けて曰はく云々」。仁徳紀卅八年の下に、「俗曰く、昔一人ありて菟野に往きて野中に宿れり。時に二の鹿・傍に臥せり云々」。崇峻紀(即位)に、「河内國言さく、餌香川原に斬られし人あり云々。」など皆然り。是を通證に、「疑らくは後人の附録」と言へるは非也」とある。桑田村 丹波國桑田郡・桑田村である。牟士那 和名抄に「説文に云、貉は狐に似て善く睡る者也。漢語抄に云、無之奈」とある。八尺瓊勾玉 長き緒に貫ける勾玉を云ふ。(八尺の事は、上巻百九十頁の附説に出づ。)

八十八年秋七月。己酉朔戊午。詔_二群卿_一曰。朕聞新羅王子天日槍初來之時。將來寶物。今在_二但馬_一。元爲_二國人_一見_レ貴。則爲_二神寶_一也。朕欲_レ見_二其寶物_一。即日遣_二使者_一。詔_二天日槍之曾孫清彥_一而令_レ獻。於是清彥被_レ勅。乃自捧_二神寶_一而獻之。羽太玉一箇。足高玉一箇。鶺鴒鹿赤石玉一箇。日鏡一面。熊神籬一具。唯有_二小刀一口_一。名曰_二出石_一。則清彥忽以爲。弗_レ獻_二刀子_一。仍匿_二袍中_一而自佩之。天皇未_レ知_二匿_二小刀_一之情。欲_レ寵_二

清彦。而召之賜酒於御所。時刀子從袍中出而顯之。天皇見之。親問清彦曰。爾袍中刀子者。何刀子也。爰清彦知不_レ得_レ匿刀子。而呈言。所_レ獻神寶之類也。則天皇謂清彦曰。其神寶之。豈得_レ離_レ類乎。乃出而獻焉。皆藏於神府。然後開寶府而視之。小刀自失。則以_レ使問清彦曰。爾所獻刀子忽失矣。若至汝所乎。清彦答曰。昨夕刀子自然至_レ於臣家。乃明且失焉。天皇則惶之。且更勿_レ覺。是後出石刀子自然至_レ于淡路島。其島人謂_レ神。而爲_レ刀子立祠。是於_レ今所_レ祠也。昔有_レ一人。乘_レ艇而泊_レ于但馬國。因問曰。汝何國人也。對曰。新羅王子。名曰_レ天日槍。則留_レ于但馬。娶_レ其國前津耳。一云。前津見。女。麻拖能鳥。生_レ但馬諸助。是清彦之祖父也。

八十八年(己未)の秋七月、己酉の朔の戊午の日(十)、群卿に詔して曰はく「朕れ聞きし、新羅王の子・天日槍初めて來し時に、將て來つる寶物、今、但馬に在り。元め國人の爲に貴ぶれば則ち神寶と爲りぬと。朕れ其の寶物を見まく欲ふ」。即日、使者を遣して、天日槍の曾孫・清彦に詔して獻らしむ。於是、清彦、勅を被はりて、乃ち自ら神寶を捧げて之を獻る。羽太玉一箇、足高玉一箇、鶴鹿鹿赤石玉一箇、日鏡一面、熊神籬一具。唯し小刀一口あり、名を出石と曰ふ。即ち清彦、忽ちに以爲へらく「刀子は獻らじ」と。仍て袍の中に匿めて自ら佩けり。天皇、未だ小刀を匿めたる情を知らずして、清彦を寵まむと欲して、召して酒を御所に賜ふ。時に小刀、袍の中より出で顯る。天皇、見之して、親から清彦に問ひて曰はく「爾が袍の中の刀子は、何する刀子ぞ」。爰に清彦、刀子を得匿すまじき事を

知りて呈はし言さく「所獻る神寶の類なり」。天皇、清彦に謂りて曰はく「其れ神寶ならむには、豈に類を離すことを得む乎」と。乃ち出だして獻つる焉。皆神府に藏む。然して後、寶府を開けて視そなはずるに、小刀、自からに失せぬ。則ち使を以て清彦に問はしめて曰はく「爾が所獻りし刀子、忽ちに失せぬ矣。若し汝の所に至れる乎」。清彦答へて曰はく「昨夕、刀子、自然に臣が家に至りて、乃ち明且に失せぬ矣」。天皇、則ち惶まり給ひて、且更覺め給はず。是の後に出石刀子、自然に淡路島に至れり。其の嶋人、神なりと謂ひて、刀子の爲に祠を立つ。是れ今に祠らる。昔、一人ありて、艇に乗りて但馬國に泊れり。因て問ひて曰はく「汝は何國の人ぞ」。對へて曰はく「新羅王の子、名を天日槍と曰ふ」と。則ち但馬に留まりて、其國の前津耳(一云く前津見。一云く太耳)が女・麻拖能鳥を娶りて、但馬諸助を生む。是れ清彦が祖父なり。

【第一九二講】天日槍云々 天日槍及び其の寶物の事は、第一七七講に出づ。會孫 和名抄に「爾雅云。孫之子爲_レ曾孫。比比古」とある。清彦 第一七八講に出づ。匿_レ袍中 匿を志奈武と訓めるは、仲哀紀九年に、匿_レ天皇之喪云々とあり猶ほ其他にも見えるが、此語は、按ずるに「忍ム(忍む。忍び。忍ぶ。と奈行に通じて云ふ)の義で、忍ばし隠す意である。(此語に就きての諸説皆非也。なほ上卷第四八講の初條を参照すべし。)袍 袍は和名抄に「字倍乃伎沼」とあれど、此處は單の衣に同じ。後世の袍の謂では無い。知_レ不_レ得_レ匿_レ云々 遂に匿し果す事は成り難しと觀念したのである。豈得_レ離_レ類乎 神寶中の一つならば、其刀のみを引離すべきに非ずとの意である。藏_レ於_レ神府 天書(第六)に「垂仁天皇八十八年

秋八月、天日槍の齋來し神寶を覽たまひ、石上神宮に藏めしむとある。然らば前講なる石上神宮の神庫に納められたのである。立祠云々 紀釋に『淡路國例式曰。正月元日・國內諸神奉朔幣事。正六位上・生石社。先師説云。生石可讀之伊豆志也。云々』とあり。一説に『神名式に淡路國津名郡志筑神社・是れ歎』とも云へど詳かでない。昔有二人云々 此文は、清彦の先祖を委しく云はむが爲めに、更に天日槍の概略から記されたのである。前津見 記には『但馬之俣尾之女・前津見』とあつて、父子の名が反對に做つてゐる。麻掩能鳥 第一七八講には麻多鳥とある。但馬諸助 是れ清彦が祖父とあれば、父は但馬日槍杵で、清彦は天日槍の曾孫とあるに能く合つてゐる。

九十九年春二月庚子朔天皇命田道間守。遣常世國。令求非時香菓。當俱能未。今謂橋是也。

九十九年秋七月乙巳朔戊午。天皇崩於纏向宮。時年百四十歲。冬十二月癸卯朔壬子。葬於菅原伏見陵。明年春三月辛未朔壬午。田道間守至自常世國。則齋物也。非時香菓八竿八縵焉。田道間守於是泣悲歎之曰。受命天朝。遠往絕域。萬里蹈浪。遙度弱水。是常世國則神仙秘區。俗非所臻。是以往來之間。自經三十年。豈期獨凌峻瀾。更向本土乎。然賴聖帝之神靈。僅得還來。今天皇既崩。不得復命。臣雖生之。亦何益矣。乃向天皇之陵。叫哭而自死之。群臣聞之皆流淚也。田道間守是三宅連始祖也。

九十九年(辛酉)の春二月、庚子の朔の日、天皇、田道間守に命せて、常世の國に遣して、非時香菓を求めしむ(香菓、此をば箇俱能未と云ふ)。今、橋と謂ふ是なり。

九十九年(庚午)の秋七月、乙巳の朔の戊午の日(十四)、天皇、纏向宮に崩りましぬ。時に年、

百四十歲、冬十二月、癸卯の朔の壬子の日(十一)、菅原伏見陵に葬しまつる。

明年(七三)の春三月、辛未の朔の壬午の日(十二)、田道間守、常世の國より至れり。則ち齋

物、非時香菓・八竿・八縵焉。田道間守、於是・泣悲ちて歎きて曰く「命を天朝に受けたまはりて遠く絶域に往りて、萬里く浪を蹈みて、遙に弱水を渡る。是の常世國は則ち神仙の秘區、俗の臻らむ所に非ず。是を以て往來ふ間に、自らに十年に經りぬ。豈に期ひきや、獨り峻瀾を凌ぎて、更た本土に向て來むと云ふことを。然るに聖帝の神靈によりて、僅に還り來ることを得るに、今天皇すでに崩れまして、復命をす事を得ず。臣、生けりと雖も亦何の益かあらむ矣」と。乃ち天皇の陵に向りて、叫哭きて自ら死れり。群臣、聞きて皆流涙ぶ。田道間守は是れ三宅連の始祖なり。

【第一九三講】 田道間守 前講の清彦の子なる事、第一七八講に見ゆ。常世國 神代上卷・第五二講に出づ。(尙ほ第八五

講にも註せり。)此處では漢國(南)を指して云へるのである。非時香菓 非時は四季の區別なく、常狀に不變なるを云ふ。香菓は香はしき菓の意である。(箇俱は香山などの香なり。)今謂橋是也 今謂橋とあるのは、我國在來の橋(神代に橋之小戸之楹原などあり。)とは別種で、續紀十二に『橋者菓子之長上。人所好。枝凌霜雪而繁茂。葉經寒暑而不凋。與珠玉競光。交金銀以逾美云々。』など書ける狀を思ふに、此の非時香菓は、今の密柑の始めならむと云ふ。天皇崩景行紀には、『九十九年春二月、活目入彦五十狹茅天皇崩』とあつて、五箇月の差がある。年百四十歲 記には壹百五拾參歳とある。菅原伏見陵 諸陵式に『菅原伏見東陵。垂仁天皇。在二大和國添下(今生) 兆域東西二町・南北二町。陵戸二

烟。守戸三烟。(菅原伏見西陵。安康天皇。在添下郡。)とある。なほ古事記には菅原之御立野とあるが、此の地名は他書には見當らない。八竿八稜。竿(或説云、竿橋、雄木也)八株。稜(或説云、八株を云ふ。萬葉二十に『田道間守、常世に渡り、八竿持ち、詣で來し時、非時香の菓子を云々』などある。弱水。弱水と云ふのは、神仙の住む洲を繞らす水で、其水は非常に弱く、鴻毛と雖も浮ばず、忽ちに沈んで了ふ。つまり渡る方法が無いと云ふので、玄中記に『天下之弱者有崑崙之弱水。鴻毛不能載云々。』また列仙傳に『蓬萊隔弱水三十萬里。非飛仙不可到。』などある。さて此處より以下、『常世國』則神仙秘區』と云ふ迄は、萬里の波濤を凌いで、常世之國に渡れる風景を、田道間守の口を籍りて敘述せる文章の綾である。……或は田道間守が事實斯く揚言したのかも知れぬが、姑く修辭と見做して……さて想察するに、後世・江戸幕府時代に於てすら、長崎に旅立つに親子水盃を交した事から考へて、當時、田道間守が南支に渡航した事は、寔に弱水を渡つて神仙秘區に入立つ心持であつた事と思ひやられる。此紀は斯様の所々には、往々道般の文飾が織り込まれてゐるが、是が敢て事實を攪亂し虚偽を植附くるものだと覺えない。然るを記傳に、『是等の文は甚く故意に違へる僻事なり。ゆめ斯かる虚文に勿惑はされそ』など、強て正史を咎め、貶しめられたのは、例の古事記獨尊主義に捉へられた偏見である。神靈(神代紀(第六)に恩頼とあるに同じ。叫哭。於良布は第七三講に出づ。自死。天書(第六)には、『景行天皇二年春三月、田道間守歸來、陵を拜みて泣て奏して曰く云々、匍匐啼泣して死りぬ。景行・其忠を哀れみ、果に勅して陵邊に葬る』とある。さて古事記には、此時田道間守は其の持歸れる木實を二分して、一は太后に獻じ、一は天皇の御陵の戸に獻り置きて、『其の木實を擎けて叫哭びて白さく、常世國の非時の香の木實を持ちて參上り侍り。遂に叫哭びて死ぬ。』とある。而して記傳に、『書紀の傳は、田道間守自身が故らに死たるにて、却りて情深からず。記の傳は、死なむとは思は

ざりけめども、餘りに叫哭つる程に、哭死に死たる也。さてこそ哀さは深けれ』との理由を以て、記の傳の方が正實であると説かれたが、惟ふに歴史は創作とは異なり、悲哀の深淺や、興趣の有無などに因つて優劣を批判し、以て事實の眞偽までをも定むべき筋合のものでは無いのであるから、記傳の説には從ひ難い。三宅連(姓氏錄(右京諸蕃・新羅部)に『三宅連は、新羅國王の子・天日槍命の後也』とある。)

日本書紀 卷第六終

日本書紀 卷第七

大足彦忍代別天皇
 大足彦忍代別天皇……景行天皇
 稚足彦天皇……成務天皇

大足彦忍代別天皇 景行天皇

大足彦忍代別天皇。活目入彦五十狹茅天皇第三子也。母皇后曰日葉洲姬命。丹波道主王之女也。活目入彦五十狹茅天皇三十七年。立爲皇太子。時年二十一。九十九年春二月。活目入彦五十狹茅天皇崩。元年秋七月己巳朔己卯。皇太子即天皇位。因以改元。是年也太歲辛未。

二年春三月丙寅朔戊辰。立播磨稻日大郎姬。一云。稻日稚郎姬。爲皇后。后生二男。第一曰大碓皇子。第二曰小碓尊。一書云。皇后生三男。其大碓皇子。小碓尊。一日同胞而雙生。天皇異之。則詰於碓。故因號二其二王曰大碓小碓也。是小碓尊。亦名日本童男。童男。此云。亦曰日本武尊。幼有雄略之氣。及壯容貌魁偉。身長一丈。力能扛鼎焉。

大兄彦忍代別天皇は、活目入彦五十狹茅天皇(仁)の第三に當り給ふ子なり。母の皇后を日葉洲

姫命と曰す。丹波道主王の女なり。活目入彦五十狹茅天皇の三十七年に立ちて皇太子と爲り給ふ。時に年二十一。九十九年の春二月、活目入彦五十狹茅天皇、崩す。

元年(辛未)の秋七月、己巳の朔の己卯の日(十日)、皇太子、即天皇位。因りて以て元を改む。是年、太歲・辛未。

二年(壬申)の春三月、丙寅の朔の戊辰の日(三日)、播磨稻日大郎姬(二は云く、稻日稚郎姬)郎姬、此をば異羅菟咩と云ふ)を立て、皇后と爲たまふ。后、二はしらの男を生みます。第一を大碓皇子、第二を小碓尊と曰す。(一書に云く、皇后、三柱の男を生みます。其の第三に當り給ふを稚倭根子皇子と曰す。)其の大碓皇子、小碓尊、一日に同じ胞にして雙生れませり。天皇、異しびて則ち碓に詰ひ給ひき。故れ因て其の二はしらの王に名けて、大碓、小碓と曰す。是の小碓尊は、亦の名は日本童男(童男、此をば鳥具奈と云ふ)亦は日本武尊と曰す。幼くして雄略之氣有します。壯に及びて容貌・魁偉し。身長・一丈。力・能く鼎を扛げ給ふ焉。

【第一九四講】大足彦忍代別天皇 御名義は、大足彦は字の如き意、忍代は大治(忍穂耳尊(第四講參照)の義で、洪大く治看す意と云ふ。景行 小雅車牽に、高山・仰止。景行・行止云々。註に景明也。有明行者。則而行之。とある。さて此の天皇は古事記に『御身長・一丈二寸。御脛長さ四尺一寸也』と見える。第三子 第一は譽津別命(御母は狹)、第二は五

十瓊敷入彦命。第三・大足彦尊である。九十九年春二月 前紀には秋七月とある。即天皇位 立太子の御時廿一歳とあるに據れば、即位の御年は八十四歳であるが、斯くては崩年一百六歳の文に合はない。改元 即位の年を元年とせられた意味で、後代の所謂改元の義では無い。太歳 第百廿一講に出づ。播磨稻日大郎姫 記に、「吉備臣等の祖・若建吉備津彦の女、名は針間之伊那毗能大郎女」とある。但し吉備津彦命は孝靈の御子で、景行天皇は孝靈の五世の御孫であるから、吉備津彦命の御女を皇后と爲給ふ御事は、時代が合ひ難い様である。幸郷説に「上代には往々・祖名を襲はれたりと覺しきが有れば、此の皇后も然る御事なるべし」とある。さて播磨稻日は、和名抄に、播磨國・印南郡（伊奈美）萬葉集に、伊那美國原また稻日野ともある。即ち吉備津彦命の御子孫は、播磨の印南（いな）の邊に住んで居られたので、此の御名が有るのである。郎姫（此云異羅菟咩）神代紀・第四一講の「妹」の條に詳述してある。生二男 記には「御子・櫛角別王、次に大碓命、次に小碓命、次に倭根子命、次に神櫛王、五柱」とある。稚倭根子皇子 開化天皇の稚日本根子彦 尊の御名を襲踏し給へるのであらう（上記の幸郷説を参照すべし）雙生 通釋に、「上代、雙生兒の兄弟は、先に生れたるを弟とし、後に生れたるを兄と爲たり。其は上宮記註（上宮太子拾遺記・所引）に、聖德太子の御子の次第を載せて、法大王、膳 巨傾子の女子・善岐々彌女郎を娶りて、三枝王（三生兒の王の稱）を生ましむ。兄伊等斯古王、弟麻里古王、次馬屋女王云々。斯く合生するには、後に生れたるを以て兄と爲す」と云ふ文あり、いと珍らかなる事なり（今も俗に斯く云ふは此の説に依らば、此處も亦た小碓尊の方、先に生れ給へるなるべし」とある。さて雙生兒の事は此處に見えたのが始めて（神代紀第十三講に雙生とあるは其の意義異なり）、次に天武紀・四年十月には三子の事が見え、續紀の文武三年には「一度に二男二女を産む」と四子の事が見え、慶雲三年には「三度に六兒を産む。初めに二男を産み、次で二女を産み、後に二男を産む」と六子の事

も見える。詰於碓 通釋に、「此事古來明釋なきを、爰に栗田寛曰く、南方海島志に云く、凡そ婦人懷孕の時、著帯する事なし。産甚だ安し。産婆を聞かず。三宅島などは、臨産に自ら庭に下り、臼に取り着き産す。其外すべて他の力を借らず云々とあり。此事に依り考ふるに、景行天皇の皇子・小碓尊御兄弟の生れ給へる時、碓に向ひて雄詰すと云ふ事、其の謂れあるを知るべし、と云へり」とある。此説に依らば、皇后が既に一柱の御子を生ませられた後も尙ほ御産を果させ給はざる御事を異し給ひ、碓に雄詰して安産を令し給ひし御事であらう。日本武尊 此の振假名の如く、也末登多計の尊と申すのが古來の正訓である。抑も此の御名は、廿七年紀（二百）に見えたる如く、尊が川上臬帥（記には熊襲臬帥）を誅し給ひし御時に、川上臬帥が、「吾は天下無雙の勇猛の士で、今迄に吾が威力に敵る者は一人も無かつた。吾れ多くの猛者に遇ひしかども、未だ皇子の如き武力者はあらず。是を以て惶けれども尊號を奉らむ。自今以後、日本武皇子と稱し奉るべし。」と申上げた。即ち日本國で、最も武き皇子と云ふ意味を以て稱へ奉れる尊號である。然るに伴信友は、川上臬帥が自己の臬帥と云ふ名を獻上せる如く誤解して、「川上臬帥に對して、日本臬帥と訓むべし。」と云はれたので、往々此の妄説に従ふ學者もあるが、右は甚だしき僻事である。日本紀竟宴歌にも「也末度多介」とあり、且た如何なる古典にも、日本武と傍訓せる書は無い。（附記。通釋第三卷・一五七六頁の日本武尊の條に、右の信友説が載せてあるのは誤である。實は自筆の稿本には消されて有つたのを、筆耕者が書入れて了つたものであるから、改めて抹殺せられむ事を乞ふ。而して其の正しい釋義は、同卷一六七六頁の「日本武皇子」の條、及び一七三三頁の武部の條に載せられてある。）身長 仲哀天皇も、身長十尺（第二講）とある。さて長は手の活用語（手を以て度）で、「長（高と書くも同じ）、長（身長）、長（年長）、長（嶺・丈・竹・武など皆同義なり）」と通じて言ふ。一丈 上代の尺度の事は、上卷百九十頁の附説に詳述してある。

三年春二月庚寅朔。卜幸于紀伊國。將祭群神祇。而不吉。乃車駕止之。遣屋主忍男武雄心命。一云。武令祭。爰屋主忍武雄心命詣之。居于阿備柏原。而祭神祇。仍住九年。則娶紀直遠祖菟道彦之女影媛。生武內宿禰。

三年(七三三)の春二月、庚寅の朔の日、紀伊國に幸まして、群神・祇を祭ひ祀らむと卜ふるに不吉。乃ち車駕止みぬ。屋主忍男武雄心命(一云く、武猪心命)を遣して祭ひまつら令む。爰に屋主忍男武雄心命、詣まして、阿備の柏原に居りて、神・祇を祭ひ祀る。仍て住むこと九年あり。則ち紀直が遠祖・菟道彦の女、影媛を娶りて、武内宿禰を生ましむ。

【第一九五講】屋主忍男武雄心命 孝元紀に「彦太忍信命は是れ武内宿禰の祖父也」とあれば、此命は彦太忍信命の子である。古事記には武内宿禰を、直に彦太忍命の子と傳へてゐる。即ち一世の相違あれど、何れとも定め難い。阿備柏原紀伊國續風土記に、名草郡(今海草郡)安原庄の五箇村(松原・江南・相坂・馬場・井戸)の總名を阿備と云ふ。書紀に見えたる阿備柏原の古名存す。廢柏原王子社あり(出抄)とある。紀直。姓氏錄・河内國神別に「紀直。神皇產靈尊の五世孫・天道根命の後也」とある。(記には紀伊國造とあり。國造と直とは同氏也)菟道彦。紀國造系圖に「第一代・天道根命。第二比古麻命。第三・鬼刀禰命。第四・久志多麻命。第五・大名草彦命。第六・菟道彦命」とある。(右の内、大名草彦と云ふ名は、名草郡(今海草郡)に山緒あり。菟道彦の名は同郡宇治の里に山緒ある如し)武内宿禰。此命の名は、記傳、通釋等に委しく記されてある如く、「多計智」と訓むのが正調で、武之内と之を添へて讀むのは誤である。(武と云ふ冠稱は、武甕槌命、武甕名方命、武甕島命など云ふ如く、凡て武之と之を添へざる例である)故に諸本の傍訓には、「多計智」とも訓んで

ゐる。また或説に「甘美内宿禰(武内宿禰)に對して、武志内宿禰と訓むべし。」と云へる如きは甚だしき僻事である。さて武内の名義は、武は父の武雄心命の武と同じ冠稱。内は菟道彦(宿禰の母、影媛の父)と同じく、生國名草郡の地名であらう。(神功紀、仁德紀に見えたる歌には、冠稱の武を省き、凡て宇治能朝臣と詠まれてゐる)さて此命の誕生の地の事は、紀伊國續風土記、名草郡松原村の條に、「武内宿禰・誕生井。小名柏原に在り云々」とあるも信じ難い。また其墓の事は允恭紀五年の條に見え、公卿補任に「大和國葛下郡(北葛城郡)に葬る。今・室墓是也」とある。さて此命は本紀(行)の廿五年より出でて、五十一年には爲棟梁之臣と見え、成務紀三年に爲大臣とあり、其後、仁德天皇の五十年まで見えてゐる。四年春二月甲寅朔甲子。天皇幸美濃。左右奏言之。玆國有佳人。曰弟媛。容姿端正。八坂入彦皇子之女也。天皇欲得爲妃。幸弟媛之家。弟媛聞乘輿車駕。則隱竹林。於是天皇權令弟媛至。而居于泳宮。泳宮。此云三區。鯉魚浮池。朝夕臨視而戲遊。時弟媛欲見其鯉魚遊。而密來臨池。天皇則留而通之。爰弟媛以爲夫婦之道古今達則也。然於吾而不便。則請天皇曰。妾性不欲交接之道。今不勝皇命之感。暫納帷幕之中。然意所不快。亦形姿穢陋。久之不堪陪於掖庭。唯有妾婦。名曰八坂入姬。容姿麗美。志亦貞潔。宜納後宮。天皇聽之。仍喚八坂入姬爲妃。生七男六女。第一曰稚足彦天皇。第二曰五百城入彦皇子。第三曰忍足別皇子。第四曰稚倭根子皇子。第五曰大泮別皇子。第六曰淳尉斗皇女。第七曰淳名城皇女。第八曰五百城入姬皇女。第九曰麿依姬皇女。第十曰五十狹城入彦皇子。第十一曰吉備兄彦皇子。第十二曰高城入姬皇女。第十三曰弟姬皇女。又妃三尾氏磐城別之妹。水齒郎媛。生五百

野皇女。次妃五十河媛。生神櫛皇子。稻背入彦皇子。其兄神櫛皇子。是讚岐國造之始祖也。弟稻背入彦皇子。是播磨別之始祖也。次妃阿倍氏木事之女高田媛。生武國凝別皇子。是伊豫國御村別之始祖也。次妃日向髮長大田根媛。生日向襲津彦皇子。是阿牟君之始祖也。次妃襲武媛。生國乳別皇子與三國背別皇子。一云。宮道。豐戶別皇子。其兄國乳別皇子。是水沼別之始祖也。弟豐戶別皇子。是火國別之始祖也。

夫天皇之男女前後并八十子。然除日本武尊。稚足彦天皇。五百城入彦皇子之外。七十餘子。皆封三國郡。各如其國。故當今時。謂諸國之別者。即其別王之苗裔焉。是月。天皇聞美濃國造名神骨之女。兄名兄遠子。弟名遠子。並有國色。則遣大碓命。使察其婦女之容姿。時大碓命便密通而不復命。由是恨大碓命。冬十一月庚辰朔。乘輿自美濃還。則更都於經向。是謂二日代宮。

四年(七三四)の春二月、甲寅の朔の甲子の日(十一)、天皇、美濃に幸し給ふ。左右奏して言さく「茲の國に佳人有り。弟媛と曰す。容姿端正し。八坂入彦皇子の女なり」。天皇、得給ひて妃に爲むと欲して、弟媛の家に幸す。弟媛、乘輿・車駕すと聞はりて、則ち竹林に隠れぬ。於是、天皇、弟媛をして至らしめむと權りて、泳宮に居ます。(泳宮、是をば區玖利能彌那と云ふ)。鯉魚を池に浮ちて、朝夕に臨視はして戲遊び給ふ。時に弟媛、其の鯉魚の遊びを見むと欲して、密かに來て池に臨めり。天皇、則ち留めて通之。爰に弟媛、以爲く、夫婦の道は古へ今の達へる則なり。然れども吾に於ては不便。則ち天皇に請して曰さく「妾、性・交接の道を欲はず。今、皇命の威きに勝へずして、暫く帷幕の中

に納され参れり。然れども意に不快る所なり。亦た形姿穢陋し。久しく掖庭に陪へまつるに堪へじ。唯し妾が姉有り。名を八坂入媛と曰す。容姿麗美、志、亦た貞潔し。宜しく後宮に納れ給へ」。天皇聽し給ふ。

仍て八坂入媛を喚して妃と爲て、七はしらの男、六はしらの女を生ましむ。第一に當り給ふを稚足彦天皇(成)と曰す。第二を五百城入彦皇子と曰す。第三を忍足別皇子と曰す。第四を稚倭根子皇子と曰す。第五を大酢別皇子と曰す。第六を淳厨斗皇女と曰す。第七を淳名城皇女と曰す。第八を五百城入媛皇女と曰す。第九を鷹依姫皇女と曰す。第十を五十狭城入彦皇子と曰す。第十一を吉備兄彦皇子と曰す。第十二を高城入媛皇女と曰す。第十三を弟姫皇女と曰す。又の妃、三尾氏磐城別の妹・水齒郎媛、五百野皇女を生む。次の妃、五十河媛、神櫛皇子と稻背入彦皇子とを生む。其の兄、神櫛皇子は、是れ讚岐國造の始祖なり。弟、稻背入彦皇子は、是れ播磨別之始祖なり。次の妃、阿倍氏木事之女・高田媛、武國凝別皇子を生む。是は伊豫國御村別の始祖なり。日向髮長の大田根媛、日向襲津彦皇子を生む。是は阿牟君の始祖なり。次の妃、襲武媛、國乳別皇子と三國背別皇子(一云く、宮道別皇子)と豐戶別皇子とを生む。其の兄、國乳別皇子は、是れ水沼別之始祖なり。弟・豐戶別皇子は、是れ火國別之始祖なり。夫の天皇の男・女、前後(のち)并せて八十柱の子まします。然れども日本武尊、稚足彦天皇(成)

五百城入彦皇子を除きての外、七十餘りの子は、皆・國郡に封して、各其の國に如かしむ。故れ今時に當りて、諸國之別と謂ふは、即ち其の別の王の苗裔なり焉。

是月(三)天皇、美濃國造・名は神骨の女、兄の名は兄遠子。弟の名は弟遠子。並に有國色と聞召して、則ち大碓命を遣して、其の婦女の容姿を察せ使め給ふ。時に大碓命、便に密通けて復命言さず。

是に由て大碓命を恨み給ふ。冬十一月、庚辰の朔の日、乘輿、美濃より還りまして、則ち更に纏向に都つくり給ふ。是を日代宮と謂す。

【第一九六講】八坂入彦皇子 崇神の御子で第一五九講に見える。泳宮 通釋に云「萬葉十三に、美濃國の、高北の、九九隣之宮に云々。今土岐郡に久々利あり。一説に惠那郡・御嶽細久手の近隣と云へるは郡遠へり」とある。不便 茂也毛耶毛阿良孺と云ふ語は、允恭紀の始に「篤き病して容止・不便。また顯宗紀の元年二月に「老嫗・伶傳へ羸弱れて、行歩に不便。また欽明紀の終に「天皇寢疾して不便。豫。また天武紀の八年冬十月に、「久しく老に病に苦しまば、進止・不便」とあり、此外にも尙ほ兩三箇所見えるが、古來全く不可解の語とされてゐる。今・按ずるに、此語は古への譬喩辭で「母屋も家も有らず」との謂であらう。(母屋は身屋の義で、主なる家を云ふ。即ち別家を手足とすれば、母屋は其の身幹に當る故の稱である。)而して其の意味は、「頼むべき主家は素より、己が身を置くべき屋さへも無し」と云ふ譯で、凭頼が無い事、心許ない事、不安い事、などに云ふのである。交接之道 神代上卷(七十)に交・道とある。言義は第十一講(三十)の爲夫婦の條に出づ。帷幕 大殿の意、閨中を云ふ。穢陋 字鏡に「醜。加太奈志」とある。醜穢と

同じ。八坂入姫 此の姫命は後(五十二)に皇后と爲らせられた。稚足彦天皇 成務天皇である。御名義は別條の事も無い。五百城入彦皇子 姓氏錄に「高篠連、景行天皇の皇子・五百城入彦命之後也」とある。忍足別皇子 記には押別命とある。稚倭根子皇子 記には倭根子命に作る。大酢別皇子 此の皇子は記には見えず。淨耐斗皇女 此の皇女、記には見えず。但し沼代郎女(又妾)と申すのが有るが、其であらう。淨名城皇子 記には「又妾之子・沼名木郎女」とある。五百城入姫皇女 慮入姫とも申す。塵添瑤囊抄に所引る尾張風土記に、「葉栗郡・葉栗郷。有ニ宇夫須那神社。慮入姫誕生地也。故有ニ此號。」とある。御兄の五百城入彦命と共に尾張國海部郡・伊福の地名を以て御名と爲給へるならむ、と通釋に言はれた。慮依姫皇女 記には香余理比賣命とある。五十狹城入彦皇子 舊事紀に「此命は三河の長谷部直の祖也」とある。吉備兄彦皇子 記には吉備之兄日子王(又妾)とある。高城入姫皇女 記には高城比賣命とある。弟姫皇女 以上十三柱の内、四柱は記と合つてゐるが、八柱は御母が異なり、また一柱は記に見えない。三尾氏 第一八九講に出づ。磐城別警衛別命(九講)の兒である。五百野皇女 記には見えず。此の皇女の御事、廿年春二月の條に「天照大神を祭らしむ」とある。讚岐國造 國造本紀に「讚岐國造。輕島豐明朝御代(神)に景行帝の兒、神櫛皇子の三世孫・須賣保禮命を國造に定め賜ふ」とある。阿倍氏 大彦命の後なる事、孝元紀(五講)に見えてゐる。伊豫國御村別 和氣氏系圖 寶庫本に「景行天皇第十二皇子、武國凝別皇子、伊豫國御村別祖。讚岐國・因支首等始祖。」とあり、三代實錄貞觀八年十月に「讚岐國那珂郡人。因支首・秋主云々。多度郡人。因支首・純雄云々等九人。賜ニ姓和氣公。其先武國凝別皇子之苗裔也。」とある。別 の事は、下の「諸國之別」の述に釋く。阿牟君 阿牟は長門國阿武郡であらう。即ち阿武國造(國造本紀に、景行の御世に、神魂命十世孫・味波々命を阿武國造に定め賜ふとあり。)の上に立つて、其の地方を治められたのである。さて阿

牟君は、阿牟別と云ふに同じ。(君と云ふ稱は、別・國造・稻置・縣主などの職名の泛稱である。) 水沼別 筑後國三藩郡である。神代紀にも、宗像大神を「此れ筑紫の水沼君等が祭る神是也(第五講)」と云ふ事が見える。火國別 火國は和名抄に、「肥前(比乃美和) 肥前(比乃美知)」とある。名義は、下の十八年五月(二講)の條に見える。皆封國郡 記には「其餘七十七王は、悉く國々の國造、また別、及び稻置、縣主に別ち賜ふ」とある。諸國之別 別と云ふのは、國造よりも稍々廣い範圍の國郡を統治する職名(後には姓と爲つたが、此の御代の「別」は職名である。)で、名義は通釋に、皇子等を諸國の君に分け任じて、統治せしめ給ひしに依る稱號なるべし、と云はれた。「記傳に吾君兄の借字ならむ、と言へるには同意し難い。苗裔 神代紀(六頁)に足端とあるに同じ。先祖を頭首とするに對し、子孫を足之末と云ふのである(紀傳說)と云ふ。是月云々 集解に「是月以下五十八字錯簡。疑應在二十二年已後之紀。以二十七年小碓尊年十六。因以考之。是年先于大碓命誕生八年。」とある。兄遠子・弟遠子 記には名を省いて「兄媛、弟媛の二嬪子」とある。密通 此紀では、通・姦・姪の三字を始め、所に依つては、婚・娶なども多波久と訓んでゐる。此語は良行に活用して、戯ルとも云ふ。日代宮 帝王編年記に「纏向日代宮。大和國城上郡(今磯城郡)今卷向檜林是也。」舊都趾要覽に「磯城郡・纏向村、大字卷之内・字ひしり地、是れ皇居の一部なるべし。」とある。

二年秋七月。熊襲反之不朝貢。八月乙未朔己酉。幸筑紫。九月甲子朔戊辰。到周芳娑磨。時天皇南望之。詔群卿曰。於南方烟氣多起。必賊將在。則留之。先遣多臣祖武諸木。國前臣祖菟名手。物部君祖夏花。令察其狀。爰有女人。曰神夏磯媛。其徒衆甚多。一國之魁帥也。聽天皇之使者至。則拔磯津山賢木。以上枝挂八握劍。中枝挂八咫鏡。下枝挂八尺瓊。亦素幡樹于船舳。參向而啓之曰。願無下兵。我之屬類。必不可有違者。今將歸德矣。唯有殘賊者。一曰鼻垂。妄假名號。山谷響聚。屯結於菟狹川上。二曰耳垂。殘賊貪婪。屢略人民。是居於御木川上。三曰麻剝。潛聚徒黨。居於高羽川上。四曰土折猪折。隱住於綠野川上。獨恃山川之險。以多掠人民。是四人也。其所據並要害之地。故各領眷屬。爲一處之長也。皆曰不從皇命。願急擊之。勿失。於是武諸木等。先誘麻剝徒。仍賜赤衣輝及種々奇物。兼令搗不服之三人。乃率己衆而參來。悉捕誅之。

十二年(壬午)の秋七月、熊襲反きて朝貢たてまつらず。八月の乙未の朔の己酉の日(十五)、筑紫に幸ます。九日の甲子の朔の戊辰の日(五)、周芳の娑磨に到ります。時に天皇、南の方を望はして群卿に詔りて曰はく「南の方に煙氣多に起つ。必ず賊在らむ」。則ち留りて、先づ多臣の祖・武諸木、國前臣の祖・菟名手、物部臣の祖・夏花を遣して、其の狀を察せ令め給ふ。爰に女人あり、神夏磯媛と曰ふ。其の徒衆・甚多なり。一國の魁帥なり。天皇の使者至ると聆はりて、則ち磯津山の賢木を抜いて、以ちて上枝には八握劍を掛け、中枝には八咫鏡を掛け、下枝には八尺瓊を掛けて、亦た素幡を船の舳に樹て、參向て啓して曰さく「願はくは兵をな下はしそ。我が屬類、必ず違き奉ること有らじ。今將に歸德ひなむ矣。唯し殘賊有り。一りを鼻垂と曰す。妄りに名號を假りて山谷に響ひ聚り、菟狹の川上に屯結めり。二を耳垂と曰す。殘賊・貪婪きて人民を略む。是れ御木(木、此をば開と云ふ)の川上に居り。三を麻剝と曰す。潛かに徒黨を聚めて高羽の川上に居り。四を土折猪折と曰す。綠野の川

上に隠り住みて、獨り山川の險しきを恃みて、以て多に人民を掠む。是の四人、其の據る所、並びに要害の地なり。故、各々眷屬を領ひて、一處の長たり。皆曰さく、皇命に従はじと。願はくは急かに撃ち給へ。勿・失ち給ひそ。於是、武諸木等、先づ麻剝が徒を誘る。仍て赤き衣禪、及び種々の奇物を賜びて、兼て服はざる三人を搗さ令む。乃ち己が衆を率て參來り。悉に捕へて誅しつ。

【第一九七講】熊襲 記傳に、『熊襲の熊は、熊鷹・熊鷲・熊鷹など、皆猛き意の冠稱なり。襲は、神代紀に日向襲（上卷第七八講）とある地にして、倭名鈔に大隅國噲噲郡とある是也。景行紀十二年十二月の條に、『朕聞く、襲國に厚鹿文・連鹿文と云ふ者あり。是の兩人は熊襲の渠帥者なり。衆類・甚多なり。是を熊襲八十渠帥と謂ふ云々（第九九講）』とあり。此文に據りて、襲國即ち熊襲なる事を知るべし。』と言はれたのは、動かし難い説である。（一説に、『熊襲は、肥後國球磨郡と、大隅國噲噲郡とを併合せた稱で、熊は民族の勇悍なるを謂ふには非ず。』と解釋せるもある。是は一見甚だ言はれたる説の如くに見えるが、況く古典を検討するに、此説は充填らぬ事が多い。』さて襲國の民族は、上卷第八十講の隼人の條にも註せる如く、始祖は火闌降命より出でし神胤であるが、年を経る隨に土民と混血して不良に化れるもあり。また孝昭天皇の三年の頃、支那に於ては越王の勾踐が、吳王の夫差を滅ぼした。而して通鑑に『吳支庶入海爲倭。』など見えたる如く、當時、吳王の族が多く薩摩・大隅に連れ來り、其等の子孫が、『我々の祖先は吳太伯である。』と揚言したものと見えて、晉書に、『倭人自謂太伯之後。』なども記されてある。即ち是等の蕃族が、所謂隼人の族と縁を結び、漸く民種が改まれるに伴れて、中には自ら王と稱する者さへ出來て、彼れ是れ皇化に従はざるに至れるものであらうと云ふ。筑紫 此處では九州を指して云へる大號である。周芳婆磨 周防國佐波郡である。豐後國土記に『天皇、筑紫に幸し、周防國佐波津より發船

して、海部郡（豐後國）官浦に渡ります云々。』とある。南望 周防の佐波津より船出し給ひ、海上にて南望し給へるのである。多臣 第一四四講に出づ。國前臣 倭名抄に豐後・國前郡（今、東國）國前郷とある地名に因る稱で、國造本紀に、『國前造。志賀高穴穗朝（成）吉備臣同祖。吉備都彥命六世牟佐自命。定賜國造。』とある。物部君 物部首と同族である。垂仁紀（百九）に出づ。按磯津山賢木云々 磯津山は或説に豐前國企救郡に在りと云へど詳かでない。さて神を根拠にして其枝に鏡・瓊の三種を取懸けたのは、天岩窟の故事に倣つて、天皇を祝ぎ奉り、且つは神明に誓ひ奉り、以て歸順の誠意を表したので、仲哀紀八年にも是と同様の事が見える。素幡樹于船舳 通釋に『素幡は白旗なり。神功紀に、『新羅王、遙に望りて云々、即ち素旛を揚げて自ら服ひぬ。』と云ふ事見え、欽明紀（廿三年七月）にも、『新羅更た白旗を擧げ、兵を投て、降首ふ。』とあり、また常陸風土記（行方郡藝津里の條）にも、『藝津媛、懼悚心愁、白幡を表擧て、道に迎へ拜み奉る（日本武尊の御時の事也）。』など見えたり。（漢土にも魏志に、『晉諸公贊曰。使持白幡。從三門并出降。』その他にも尙ほ多し。）白旗を樹て、降服の標と爲ししは、皇國も異國も最と古昔よりの習俗なりけらし』とある。鼻垂・耳垂 通釋に、其の形貌を以て名けしならむ。古へ土蜘蛛・蝦夷の種族には、様々異形なりしぞ有りけむ。』とある。妄假三名號 妄りに官名を詐稱して衆を欺誘き、威を奮ふを云ふ。響 聚 音爲ひ集まるの義。喧噪しく群集するを云ふ。屯結 第百廿一講の首に出づ。菟狹川上 神武紀に『菟狹川上に一柱騰宮を造りて云々』とある。菟狹は豐前國宇佐郡で、既に神代紀（十講）に見えてゐる。宇佐川は今驛館川の上流である。貪婪 幸郷云『婪を於保久と云ふは、溺クの義（溺ルを溺クと云ふは、射ルを射ク、揮ルを揮クと活用するに同じ）。濫溺する意也』と言つた。御木川上 御木は、和名抄に『豐前國上毛郡・加牟豆美介（今、築）』とある。さて御木川は、豐前志に、今廣津川と稱ふ是也。此の廣津川は金谷堤を築かざりし以前は、下宮水村の近境より、

中津の市街を廣く流れて海に出づるを中津川と云ひ、大江社の南東、松江繩手の邊より分れて、島田村の東を経て、鵜瀬村と牛神村との間を流れて、御供瀆に出るを大家川と云ひ、廣津村の邊より小祝浦の西と東とに岐れて、二川と成りて海に出るを廣瀬川(亦名は玉津川)と稱ふ。此の川々の總名を上世に御木川と云へりとある。高羽川上高羽は田川郡である。豊前志に、高羽川は今の伊田川(筑前國遠賀郡に入)りて遠賀川と成るなるべしと云ふ。線野川上此川は不詳であるが、京都郡なる今川の上流ならむと云ふ。人民 寛文刻本の右側に「御財」とあるのは、其訓を記せるのである。要害之地言義は神武紀(第百廿八講)に註した。不服之三人鼻垂、耳垂、麻剝、土折、猪折の四人の内、歸順せる麻剝を除いての三人である。さて是等の賊徒は、所謂る土蜘蛛・蝦夷などの種族で、熊襲とは全く別である。

天皇遂幸筑紫。到豊前國長峽縣。興行宮而居。故號其處曰京也。冬十月到碩田國。其地形廣大亦麗。因名碩田也。碩田。此云。到三速見邑。有女人曰三速津媛。爲一處之長。其聞天皇車駕。而自奉迎之。因名碩田也。於保岐陀。 茲山有大石窟。曰鼠石窟。有二土蜘蛛。住其石窟。一曰青。二曰白。又於直入縣禰野。有三土蜘蛛。一曰打獲。二曰八田。三曰國摩侶。是五人並其爲人強力。亦衆類多之。皆曰不從皇命。若強喚者。興兵距焉。天皇惡之。不從進行。即留于來田見邑。權興宮室而居之。仍與群臣議之。曰。今多動兵衆。以討土蜘蛛。若其畏我兵勢。將隱山野。必爲後愁。則探海石榴樹。作椎爲兵。因簡猛卒。授兵椎。以穿山排草。襲石室土蜘蛛。而破于稻葉川上。悉殺其黨。血流至蹀。故時人其作海石榴椎之處曰海石榴市。亦血流之處曰血田也。復將討打獲。徑度禰野山。時賊虜之矢。橫自

山射之。流於官軍前。如雨。天皇更返城原。而ト於水上。便勅兵先擊八田於禰野。而破。爰打獲謂不可勝。而請服。然不聽矣。皆自投洞谷而死之。天皇初將討賊。次于柏峽大野。其野有石。長六尺。廣三尺。厚一尺五寸。天皇祈之曰。朕得滅土蜘蛛者。將蹶茲石。如柏葉而舉焉。因蹶之。則如柏葉。上於大虛。故號其石曰陷石也。是時禰神則志我神。直入物部神。直入中臣三神矣。十一月到日向國。起行宮以居之。是謂高屋宮。

正 天皇遂に筑紫に幸まして、豊前國の長峽の縣に到りて、行宮を興て、居します。故れ其の處を號けて、京と曰ふ。

冬十年、碩田國に到ります。其の地形、廣く大にして亦麗はし。因て碩田と名く(碩田、此をば於保岐陀と云ふ)。速見邑に到ります。女人あり、速津媛と曰ふ。一處の長たり。其(その)、天皇・車駕すと聞はりて、自ら迎へ奉りて、諸して言さく「茲の山に大きな石窟有り。鼠石窟と曰す。二の土蜘蛛有り。其の石窟に住めり。一を青と曰し、二を白と曰す。また直入縣の禰野に三の土蜘蛛有り。一を打獲と曰し、二を八田と曰し、三を國摩侶と曰す。是の五人は、並びに其の人と爲り力強くして、亦た衆類多し。皆曰さく、皇命に従はじと。若し強ちに喚さば、兵を興して距がむ焉」。天皇之を惡み給ひて、進行ますことを得ず。即ち來田見邑に留りて、權に宮室を興て、居す。仍て群臣と議りて曰はく「今、多に兵衆を動かして以て土蜘蛛を討たば、若其れ我が兵の勢ひに畏りなば、將に山野に隠れて、必ず後の愁を爲さ

む。則ち海石榴樹を採りて、椎に作りて、兵に爲たまふ。因て猛き卒を簡びて、兵の椎を授けて、以て山を穿ち草を排ひ、石室の土蜘蛛を襲ひて、稻葉の川上に破りて、悉くに其の黨を殺しつ。血、流れて蹀に至る。故れ時の人、其の海石榴の椎を作りし處を海石榴市と曰ふ。亦た血流れし處を血田と曰ふ。復た打狻を討たむとして、徑に彌疑山を渡る。時に賊虜の矢、横しまに山より射る。官軍の前に流ること雨の如し。天皇、更た城原に還りまして水上にトとふ。便ち兵を勅へて、先づ八田を彌疑野に撃ちて破りつ。爰に打狻、得勝ちまつるまじと謂ひて服はむと請す。然れども聽し給はず。皆自から洞谷に投りて死ぬ。

天皇、初め將に賊を討むとし給へるとき、柏峽の大野に次り給ふ。其野に石あり。長・六尺、廣さ三尺、厚さ一尺あまり五寸。天皇、祈ひて曰はく「朕、土蜘蛛を滅し得むとならば、將に茲の石を蹶まむに、柏の葉の如くにして舉れ」と曰ふ焉。因て之を蹶み給ふ。則ち柏の葉の如くにして大虚に上りぬ。故れ其の石を號けて踏石と曰ふ。是時に禱りまつる神は、則ち志我神、直入物部神、直入中臣神、三神ます矣。十一月、日向國に到りまして、行宮を起てて以て居之。是を高屋宮と謂す。

【第一九八講】遂乎筑紫。遂とは、前講に、「己酉。幸筑紫」と云へるを受けて云へるのである。豊前・倭名鈔に、豊前（止與久邇乃美知乃久知）。豊後（止與久邇乃美知乃之利）とある。長峽縣。集解に「豊前國企救郡に長野あり、京都郡と接す。蓋し遺名の存する者。長峽・長野・語相通ず」とある。行宮。豊前志に「京都郡・御所が谷。津積郡に在り。

景行天皇行宮の跡なり。絶頂は平地にして、南北一町、東西廿間あり云々」とある。京。和名抄に「豊前國・京都郡（美夜古）」とある。碩田。豊後國・大分郡である。豊後風土記に「大分郡。昔者纏向日代宮御宇天皇（行）。豊前國京都郡行宮。幸於此郡。遊覽地形。歎曰。廣大哉此郷也。宜名碩田國。今謂大分。斯其縁也。」また「大分河。在郡南。此河之源。出直入郡・朽網之峰。指東下流經過此郡。遂入東海。因曰大分川。年魚多在。」とある。遠見邑。和名抄に「豊後國郡名・遠見（波夜見）」とある。鼠石窟。豊後志の遠見郡の條に、「鼠窟窟・二所。並びに石垣莊の北・石垣村に在り。俗、鬼岩屋と曰ふ。蓋し土蜘蛛の賊の礪居せる所なり。形、山の如し。高さ一丈五六尺。窟戸の潤さ七八尺、深さ二丈餘。巨石疊築。竹櫻鬱叢たり。兩窟の大き稍同じ云々」とある。直入縣。和名抄に「豊後國直入郡・奈保里」とある。彌疑野。風土記に「直入郡・彌疑野。在柏原郷之南。」とある。國慶侶。通證に、「人名に麻呂と曰ふ、始めて此に出づ」とある。來田見邑。風土記に、「直入郡球草郷。在郡北。」とある。興宮室。同書に、「宮處野。朽網郷所在之野。景行天皇爲征伐土蜘蛛之時。起行宮此野。以是名曰宮處野也」とある。海石榴樹。椿である。名義は舊説に「葉木なり」と云ふ。作推爲兵。椎は槌に同じ。兵は兵器を云ふ。稻葉川上。或書に、直入郡朽網郷に稻葉村ありと云ふ。血流至蹀。神武紀「第一二六講」に出づ。海石榴市。血田。風土記に「大野郡。海石榴市・血田。並在郡南。」とある。如雨。是を「降る雨の如し」と訓んでゐる。欽明紀（十五年）「發箭如雨。崇峻紀（即位）臨。射如雨。天武紀（元年）矢。下如雨などの訓、皆同じ。城原。直入郡の城原の地で、今城原八幡の祠がある。柏峽大野。直入郡柏原郷の野で、別名を蹶石野と云ふと風土記に見ゆ。踏石。保美は布美に同じ。風土記に「蹶石野。在柏原郷之中。景行天皇欲伐土蜘蛛之賊。幸於柏峽大野。其野有石。長六尺（以下、此紀）。因曰踏石野。」とある。禱神。石を踏上げる事を禱り誓ひし神を云ふ。志我神。式に「筑前國糟

屋郡。志賀海神社（祭神は底津少童命・中津少童命・表津少童命。此の三神が合體して一神と現じ給ふ時の御名を、豊玉彦命また大綿津見神と申す。）とあり、舊事紀に「安曇連等が齋祀る筑紫の斯香神」とある。此神の事は上卷百八頁に見える。直入物部神。豊後國志に、「直入物部神。今、直入郡朽網郷・社家村の鶴山にあり。直入中臣神。は、今同郷・中野村に在り。石神明神と云ふ」とある。高屋宮。聖跡圖誌に「大隅國肝屬郡・内浦郷北方村に高屋神社（正一位高）あり。其の御社より東南の方五十間ほど距りて、天子山と云ふ有り。此處を景行天皇高屋の行宮の蹟と傳ふ。此處は大隅國なるを、紀に日向とあるは、上代には大隅・薩摩までをも掛けて、日向國と云へりし也。」とある。

十二月癸巳朔丁酉。議討熊襲。於是天皇詔群卿曰。朕聞之。襲國有厚鹿文迺鹿文者。是兩人熊襲之渠帥者也。衆類甚多。是謂熊襲八十梟帥。其鋒不可當焉。少興師則不堪滅賊。多動兵是百姓之害。何不假鋒刃之威。坐平其國。時有二臣。進曰。熊襲梟帥有二女。兄曰市乾鹿文。弟曰市鹿文。容貌端正。心且雄武。宜示重幣以搗納麾下。因以伺其消息。犯不意之處。則曾不血刃。賊必自敗。天皇詔曰可也。於是示幣欺其二女。而納幕下。天皇則通市乾鹿文而陽寵。時市乾鹿文奏于天皇曰。無愁熊襲之不服。妾有二良謀。即令從一二兵於己。而返家。以多設醇酒。令飲己父。乃醉而寐之。市乾鹿文密斷父弦。爰從兵一人。進殺熊襲梟帥。天皇則惡其不孝之甚。而誅市乾鹿文。仍以弟市鹿文。賜於火國造。

十二月、癸巳の朔の丁酉の日（五）、熊襲を討たむことを議り給ふ。於是、天皇、群卿に詔

して曰はく「朕れ聞きしく、襲國に厚鹿文、迺鹿文と云ふ者有り。是の兩人は熊襲の渠帥者なり。衆類甚多なり。是を熊襲八十梟帥と謂ふ。其の鋒（トキ）當る可からず。少く師を興さば、則ち賊を滅ばすに堪へじ。多く兵を動さば、是れ百姓害はれむ。何でか鋒刃の威ひを假らずして、坐らに其國を平けむ」。時に一の臣進みて曰さく「熊襲梟帥に二人の女有り。兄を市乾鹿文（乾、此をば賦と云ふ）弟を市鹿文と曰す。容貌・端正し。心・且た雄武し。宜しく重き幣を示せ、以て麾下に搗納る宜し。因て以て其の消息を伺ひ給ひて、不意之處を犯さば、則ち曾て刃を血ぬらさずして、賊必ず自らに敗れむ」と申す。天皇詔曰はく「可也」。於是、幣を示せて、其の二人の女を欺きて幕下に納る。天皇、則ち市乾鹿文を通して陽りて寵みたまふ。時に市乾鹿文、天皇に奏して曰さく「熊襲の服はぬことを無・愁へ給ひそ。妾、良き謀有り」と。即ち一二の兵を己に從はしめて、家に返りて以て多に醇酒を設けて己が父に飲ま令む。乃ら酔ひて寐ぬ。市乾鹿文・密かに父の弦を斷つ。爰に從へる兵一人進みて熊襲梟帥を殺しつ。天皇、其の不孝の甚だしきことを惡み給ひて、市乾鹿文を誅ひ給ふ。仍て弟・市鹿文を以て、火國造に賜へり。

【第一九九講】 厚鹿文・迺鹿文 鹿文は、養老私記に加夜とある。文を文と訓ませたのである。名義は、或説に「和名抄、大隅國始羅郡・郷名に鹿屋あり、此地に據れるにや。迺は狹の義にて、厚に對する稱なるべし」とある。渠帥者 人子之長の義。一訓に伊佐遠とあるのは勇雄の義である。幕下 通釋に、「仁德紀に殿屋を、舒明紀に側字を、みな於保登と訓め

り。大所の義也。さて麾下・幕下など、尋常の天皇の御上には申さぬ稱なれど、此處は御軍の陣營なるが故に、斯くも書ける也」とある。醇酒、濃く強い酒である。私記には「醇酒。加太佐介。厚酒也」とある。賜火國造、火國造は神八井耳命の後で、國造本紀に、「肥國造。瑞籬朝(神)大分國造同祖。志貴多彥命兒・建男組命、定賜國造」とある。されば此時(景)の火國造は、右の建男組命の子か、孫などであつたので有らうが、其者に市鹿文を賜はつたのである。

十三年夏五月。悉平襲國。因居於高屋宮。已六年也。於是其國有佳人。曰御刀媛。則召爲妃。生豐國別皇子。是日向國造之始祖也。

十七年春三月戊戌朔己酉。幸子湯縣。遊于丹裳小野。時東望之。謂左右曰。是國也直向於日出方。故號其國曰日向也。是日陟野中大石。憶京都而歌之曰。波辭枳豫辭。和藝幣能伽多由。區毛位多知區暮。夜摩昔波。區珥能摩保邏摩。多多儻豆久。阿烏伽枳夜摩許莽例屢。夜摩昔之子漏破試。異能知能。摩會祚務比昔破。多多彌許莽。幣遇利能夜摩能。志邏伽之餓延鳩。于受珥左勢許能固。是謂思邦歌也。

十三年(癸未)の夏五月、悉平襲國を平つ。因て以て高屋宮に居すこと已に六年なり。是に其國に佳人あり。御刀媛(御刀、此を彌波迦志と云ふ)と曰ふ。則ち召して妃と爲たまふ。豐國別皇子を生む。是れ日向國造の始祖なり。

十七年(丁亥)の春三月、戊戌の朔の己酉の日(十二)子湯縣に幸して丹裳小野に遊び給ふ。時に東の方を望はして左右に謂りて曰はく「是國は、直に日の出づる方に向へり」。故れ其國を號けて日向と

曰ふ。是の日、野中の大石に陟りまして、京都を憶ひ給ひて歌之て曰はく、

はしきよし。吾家の方ゆ。雲居起ち來も。大和は。國の塊區。立並づく。青垣山・隠れる。大和し麗

はし。命の。全けむ人は。疊菰。平群の山の。白檀が枝を。髻華に挿せ。此の子。

是をば思邦歌と謂ふ。

【第二百講】 襲國 第一九七講の熊襲の條に註した。高屋宮 第一九八講に出づ。已六年也 按ずるに、十二年の十一月

に高屋宮に遷幸し給ひてより、十七年まで足掛け六年を算す。故に此文より直ちに次の十七年紀に續く事になるのである。日向國造 國造本紀に、「日向國造。輕島豐明御世(神)に、豐國別皇子の三世孫・老男を國造に定賜ふ」とある。子湯縣 倭名抄に「日向國・兒湯郡(古山)」此國の國府である。丹裳小野 不詳。歌之曰 此の大御歌は、記には倭建命

の御歌として、「到能煩野之時、思國而歌曰、夜麻登波、久爾能麻本呂婆云々。又歌曰、伊能知能、麻多耶牟比登波云云。此歌者思國歌也。又歌曰、波斯耶夜斯、和幣幣能迦多用云々、此者片歌也」として三首と爲つてゐる。辭句に聊かの

相違はあるが、意味の上には異なる所は無い。と云ふのは元來が此歌は、旅に出でまして京都を懐へる歌であるから、然らざる自己の推測を以て、何れが正しいとか、正しく無いとか論ふべき限では無い。波辭枳豫辭 愛しき宜よしの義。愛し

く宜しきと云ふ意の語である。記には波斯耶夜斯とあるが、枳と耶とは通音で、萬葉に「悲しき」を「悲しけ」と詠めるも尠くない。また「宜」と云ふ語は「宜(綾に宜し・吉急宜し)。宜。宜(住み宜き國)。宜。」と通じて云ふ語である。是

を記傳に助辭也と解けるのは誤である。吾家の方ゆ 記には「吾家の方よ」とあるが、是も通音で同じ事である。「吾が家

の方より」と云ふ意。古へは、旅先からは其の本國を、家と詠んだのである。雲居起ち來も 雲居と云ふ語は、其一は雲の居る所、即ち高き大空（また遠く遙かなる所）を云ひ、其二は高貴の意に轉じて禁中を云ひ、其三は單に雲の事にも云ふ。萬葉第三に雲居立摩、同第七に由槻之嶽に雲居立つらし、などあり。此處は即ち其三に該當する。國の塊區 此語は國の眞秀ラマ（眞は稱辭。良麻は詔旨ラマ、臣ラマなど云ふ類にて、共に助辭なり。）の義で、應神紀の御歌に「國之秀」とあると同語。即ち秀れて麗はしき土地を云ふ。多々儼豆久 按ずるに立並着の義（櫛並ハルと云ふも略同じ。並ハルは並ぶの延語也）國の周圍に、緑の山々が相接して立並び居るを云ふ。青垣山隠れる 神武紀の始に「東有美地。青山四周。」とある如く、大和國は恰も綠樹の垣を遠らせる狀に、麗はしき山々の塊區に隠れるを云ふ。麻會部務比苔波 記に「全けむ人は」とあるに同じ。健全なる人はの意。疊菰 疊菰は、緯經に綜て造り成すに因つて「疊菰」綜」と言掛けたのである。平群之山 大和國平群郡（今生駒郡）の山で、記の雄略天皇の御製にも「疊菰、平群の山の、彼方此方の、山の峽に、立榮ゆる、葉廣隱白樞云々」とあれば、樞の木が多かつた山と見える。白樞 赤樞に對する稱。髻華に挿せ此の子 髻華は萬葉十九に「島山に熟る橋、髻華に挿し云々」などあり。古へ草木の花、又は枝を手折りて、其を髻に挿して裝飾としたので、即ち後世の髮挿と同じ意味の物である。推古紀十一年十二月に、始めて冠位を制定せられ、其の冠の等級に隨つて、金銀や禽獸の尾などを以て髻華を造り、儀式の時には其れを冠に装着する事に定められたのも、専ら太古（景行紀以前）よりの遺風に因れるのである。さて末句の「此子」と云ふのは、神武紀の大御歌に「吾子よ吾子よ」と有ると同じく、將卒等を親しみ詔へるのである。此の御歌の總意は、「野中の大石の上に登りて眺めやれば、遙に遠き家路の空の方より、此方さまに雲が發起つて來るやうである。今其れを見る儘に、實に望郷の念に堪へない。嗚呼彼の大和國は、青垣山が四方

を圍み居て、最も麗はしく懐かしき地である。惟ふに吾等は、此の年來遠き旅路に流離ひ居ると雖も、生命さへ全くあらば、彼の懐かしき大和に歸りて、平群山の白樞が枝を髻華に挿して遊び樂しむ事を得れば、自重して身體を大切にせよ、我が將士等よ。」と詔へるのである。思ふに此時、御供に仕へ奉れる將士等は、此の大御歌を拜して且つ感泣し、且つ志氣を奮ひ起した事であらう。（此の一首の解、諸鈔皆宜しからず。）是謂思邦歌 神代紀に、「今號夷曲。」とあると同じ意味である。上卷第八二講に註した。

十八年春三月。天皇將向京。以巡狩筑紫國。始到夷守。是時於石瀨河邊。人衆聚集。於是天皇遙望之。詔左右曰。其集者何人也。若賊乎。乃遣兄夷守弟夷守二人令視。乃弟夷守還來而語之曰。諸縣君泉媛。依獻大御食。而其族會之。夏四月壬戌朔甲子。到熊縣。其處有熊津彥者兄弟二人。天皇先使徵之。則從使詣之。因徵弟熊而不來。故遣兵誅之。壬申。自海路泊葦北小島而進食。時召山部阿弭古之祖小左。命進冷水。適是時島中無水。不知所爲。則仰之祈于天神地祇。忽寒泉從崖傍涌出。乃酌以獻焉。故號其島曰水島也。其泉猶今在水島崖也。

詔 十八年(七四八)の春三月、天皇、京に向まゝむとして以て筑紫國を巡狩そなはす。始て夷守に到ります。是時に石瀨河の邊に人衆聚集へり。於是、天皇、遙かに望りて、左右に詔して曰はく「其の集へる者は何人ぞ。若し賊ふもの乎」乃ち兄夷守、弟夷守の二人を遣して觀せ給ふ。乃ち弟夷守、還り來て語して曰さく「諸縣君・泉媛、大御食を獻つらむとするに依りて、其の族・會へり」。夏四月、壬戌の

朔の甲子の日(三)熊縣に到ります。其の處に熊津彦と云ふ者、兄弟二人あり。天皇、先づ兄熊を徵さしむ。則ち使に従ひて詣れり。因て弟熊を徵す。而れども來ず。故れ兵を遣して誅之。壬申の日(十一)海路よりして、葦北の小島に泊りまして進食す。時に山部阿弭古の祖・小左を召して冷水を進らしむ。此時に適りて島の中に水無し。所爲を知らず。則ち仰ぎて天神・地祇に祈み申す。忽ちに寒泉・崖の傍より涌出づ。乃ち酌み以て獻る焉。故れ其の島を號けて水島と曰ふ。其の泉、猶ほ今に水島の崖に在り。

【第二〇一講】 將向京云々 去る十二年より十八年まで足掛け七年の間、高屋宮に在坐したのであるが、今年愈々大和の京に還幸し給はんとして筑紫國(九州)を巡幸し給へるのである。夷守 通釋に、「薩摩國人云、今日向國西諸縣郡霧島山(高千穂峯)の峰峰より北々東に夷守嶽と云ふあり。其麓に夷守權現の社あり(今、雜守と書く)。其社より六七町許り東に、鷹導山抱光院・承和寺(小林郷)あり。是れ往昔景行天皇行在の地也と曰へり(抄出)」とある。石瀨河 前條の西諸縣郡の夷守(小林村)の北方なる球磨界の白髮嶽より發し、末は宮崎郡の大淀河に入る。兄夷守、弟夷守、夷守に住める土人の兄弟である。諸縣君・泉媛 舊事紀に、「豐國別命は日向縣君の祖也。」とあり、諸縣は和名抄に、「日向國諸縣郡・牟良加多」とある。熊縣 和名抄に「肥後國球磨郡・久萬」とある。球磨は熊野などと同じく、隱の義で、山深く幽隱なる地の意と云ふ。葦北 和名抄に「肥後國葦北郡・葦北(阿志)岐多」とある。水島 萬葉三に「長田王 被遣筑紫・渡水島之時歌二首。聞きし如まこと貴く奇しくも神さび居るか是の水島。葦北の野坂の浦ゆ船出して水島に行かむ浪立つなゆめ。」とあり、肥後風土記(萬葉集釋所引)に「球磨郡(北)七里。海中有島。稍可七十里。名曰水島。島出寒水。逐潮高下。」とあり、一説に「水島は、八代の眞南に方りて、今の八代の城よりは一里半許りなる小島也。水の湧く所は、島陰なる浪打際の砂地也」とも云ふ。

五月壬辰朔。從葦北發船到火國。於是日沒也。夜冥不知著岸。遙視火光。天皇詔挾抄者曰。直指火處。因指火往之。即得著岸。天皇問其火光處。曰。何謂也。國人對曰。是八代縣豐村。亦尋其火。是誰人之火也。然不得主。玆知非人火。故名其國曰火國。六月辛酉朔癸亥。自高來縣渡玉杵名邑。時殺其處之土蜘蛛津類焉。丙子到阿蘇國也。其國郊原曠遠。不見人居。天皇曰。是國有入乎。時有二神。曰阿蘇都彥阿蘇都媛。忽化人以遊詣之曰。吾二人在。何無入耶。故號其國曰阿蘇。

五月、壬辰の朔の日、葦北より發船して火國に到ります。於是、日沒れぬ。夜冥くして著岸を知らず。遙かに火光視ゆ。天皇、挾抄者に詔して曰はく「直に火處を指せ」。因りて火を指して往く。即ち岸に著くことを得たり。天皇、其の火の光りし處を問ひて曰はく「何と謂ふ邑ぞ」。國人對へて曰さく「是れ八代縣、豐村」と。亦た其の日を尋ひ給はく「是れ誰人の火ぞ」。然れども主を得ず。玆に人の火に非ずと云ふことを知りぬ。故れ其國を名けて火國と曰ふ。六月、辛酉の朔の癸亥の日(三)、高來縣より玉杵名邑に渡ります。時に其の處の土蜘蛛・津類と云ふ者を

殺しつ焉。丙子の日(十六)、阿蘇國に到ります。其の國の郊原、曠く遠くして人の居を見ず。天皇の曰はく「是國に人有りや」。時に二はしらの神有す。阿蘇都彦、阿蘇都媛と曰す。忽ちに人に化りて以て遊詣りて曰さく「吾れ二人在り。何そ人無からめ耶」。故れ其國を號けて阿蘇と曰ふ。

【第二〇二講】 葦北 前講に出づ。火國 和名抄に「肥後國八代郡・肥伊。」また風土記に「八代郡・火邑」とある郷名で、一國の稱では無い。挾抄者 職取の義。職は和名抄に「職。和名加遲。使舟捷疾一也」とある。即ち挾抄者は漕手の謂で、舵手とは別である。直指火處 遙かの岸に方つて見ゆる火光を目當に直進せよとの意。知非人火 陸に於て、人が焚き居りし火には非ずして、神が皇船を導き給ふべく、神業を以て現はし給ひし火光であつたのである。名其國 曰火國 陸の火光を指して豊村の海岸に到着し給ひし故に、其村の附近一帯を火國と號け給へるのである。是を肥國(肥前)の大號と見るは不可である。(肥國と云ふも火國の義であらうが、其は筑紫海(肥前國)に燃ゆる不知火に因る歟、若しくは肥後國なる阿蘇の大噴火山に因る稱)、此の御時の故事とは自ら異なるべし、と云ふ説が佳い様である。高來縣 倭名鈔に「肥前國高來郡・多加久。」とある。玉杵名色 倭名抄に「肥後國王名郡・多萬伊奈」とある。始め火國(肥後國)より肥前國高來郡に渡らせ給ひ、高來郡より又本の肥後國に歸り渡り給へるのである。阿蘇國 肥後國阿蘇郡である。阿蘇都彦・阿蘇都媛 式に「肥後國阿蘇郡・健磐龍命神社。阿蘇媛神社」とあり、社傳に「本宮武磐龍命は、神八井耳命の子也。阿蘇媛神は、武磐龍命(阿蘇津彦に同じ)の妃にて、速甕玉命の母也」とある。秋七月辛卯朔甲午。到筑紫後國御木。居於高田行宮。時有僵樹。長九百七十丈焉。百寮陷其樹而往來。時人歌曰。阿佐志毛能。潮能佐鳥變志。魔幣菟者彌。伊和岐羅秀暮。彌開能佐鳥變志。爰天皇問之曰。是何樹也。有二老夫一曰。是樹者歷木也。嘗未僵之先。當朝日暉。則隱三杵島山。當夕日暉。則覆阿蘇山也。天皇曰。是樹者神木也。故是國宜號御木國。丁酉到八女縣。則越三藤山。以南望三粟岬。詔之曰。其山峯岫重疊且美麗之甚。若神在二其山乎。時水沼縣主猿大海奏言。有二女神一名曰八女津媛。常居二山中。故八女國之名由此而起也。八月到三邑而進食。是日膳夫等遺蓋。故時人號三其志蓋處。曰三浮羽。今謂之者訛也。昔筑紫俗號蓋曰三浮羽。

曰。是何樹也。有二老夫一曰。是樹者歷木也。嘗未僵之先。當朝日暉。則隱三杵島山。當夕日暉。則覆阿蘇山也。天皇曰。是樹者神木也。故是國宜號御木國。丁酉到八女縣。則越三藤山。以南望三粟岬。詔之曰。其山峯岫重疊且美麗之甚。若神在二其山乎。時水沼縣主猿大海奏言。有二女神一名曰八女津媛。常居二山中。故八女國之名由此而起也。八月到三邑而進食。是日膳夫等遺蓋。故時人號三其志蓋處。曰三浮羽。今謂之者訛也。昔筑紫俗號蓋曰三浮羽。

正 秋七月、辛卯の朔の甲午の日(四)、筑紫後國の御木に到りまして、高田の行宮に居します。時に僵れたる樹あり。長九百丈あまり七十丈焉。百寮その樹を陥みて往來ふ。時の人歌よみて曰く、朝霜の。御木の眞小橋。公卿い渡らすも。御木の眞小橋。

爰に天皇問ひて曰はく「是れ何の樹ぞ」。一りの老夫ありて曰さく「是の樹は歷木なり。嘗未だ僵れざりし先は、朝日の暉に當りては則ち杵島山を隱し。夕日の暉に當りては則ち阿蘇山を覆しき」と。天皇曰はく「是の樹は神木なり。故れ此の國を宜しく御木國と號く宜し」。

丁酉の日(七)、八女縣に到ります。則ち藤山を越えて以て南の方・粟岬を望りて詔して曰はく「其の山の峯岫・重疊りて、且つ美麗しきこと甚し。若し神・其の山に在るか」。時に水沼縣主・猿大海、奏して言さく「女神まします。名を八女津媛と曰す。常に山の中に居す。故れ八女國の名、此に由りて起れり。八月、的邑に到りまして進食す。是日に膳夫等、蓋を遺る。故れ時人その蓋を忘れし處を號けて浮羽と

曰ふ。今、的と謂ふは訛れる也。昔、筑紫の俗、盞を號けて浮羽と曰へり。

【第二〇三講】筑紫後國 和名抄に「筑紫乃三知乃之里」とある。筑後國を云ふ。御木 今の三池郡である。僵樹・長九百七十丈 是を尺に直せば九千七百尺（約二十七町）である。富士山の海拔一萬二千五百尺（約三十四町）には少しく劣るが、幹の太さなど思ひやるに、實に驚くべき大木である。中島廣足氏の歷木辨に、「此木今も三池郡の土中に埋れありて、其の破片稀に出づる事あり。實に古き埋木にて、色は漆よりも黒く、木理は黒檀など云ふべき様したり云々」とある。朝霧の私記に、「朝霧は消易し。故に御木の「木」に云掛くる詞とす」とある。御木の眞小橋 守部氏云、「御木は此の後文に、「天皇曰。是樹者神木云々。宜號御木國」とあれば、此木より地名と成りし也。眞小橋の眞は稱辭、小は小筑波・小野などの小にて、是も稱辭なり。」と云ひ、通釋に「此の僵れ樹は、此時に百條の渡り始めたるには非ず。いと古き時より僵れ居りて、以前より御木の眞小橋と稱へ馴し、也」とある。公卿 前つ公の義で、天皇の御前に候ふ諸卿を云ふ。い渡らずも 伊は發語。渡るを延べて渡らずと云ふ。母は助辭。一首の意は 守部氏の解に、「常に山賤のみ渡る、此の偏土の御木の眞小橋をば、今日は思ひ寄らぬ大宮人等の渡り行く事よ。希見しき事なるかな、その御木の眞小橋を、との意也」とある。歷木 和名抄に、「本草云。釣樟・一名烏樟。和名久沼木。日本紀私紀云・歷木。」新撰字鏡に「櫛・櫛同。久沼木」とある。杵島山 肥前國杵島郡の山である。是樹者神木也 神代紀（第六）に「初め五十猛神、天降ります時に、多に樹種を持ちて下る云々。遂に筑紫より始めて、凡そ大八洲國の内に播殖して云々」とあるに依れば、筑紫に斯かる神木ある事も故なきに非ず。今、三池の地に炭坑多きも亦た其の貺である。八女縣 持統紀（四年）に上陽野郡とあり、和名抄に筑後國上妻郡・下妻郡とある地で、今は此の上下二郡を合せて八女郡と云つてゐる。さて其の場所は通證に、「上妻郡（今、八女郡）八部村。疑遺名。今有縣主祠。」とある。藤山 三井郡の山で、上妻（八女）の北方約一里半許にある。即ち三池より山門郡・八女郡を経て三井郡の藤山を越え、高良の行宮風土記に遷幸し給へる也と云ふ。（藤山は一本には前山とあり。今、永享本・中臣本・類史に據て改めた。）粟岬 類史一本には粟嶋に作り、永享本には粟岬とあり、通證に「粟岬は、今、黒岬と云ふ」とあるが詳かでない。水沼縣主 和名抄に、「筑後國三潯郡・美無萬」とある地の縣主であるが、出自は不明である。八女津媛 八女郡・矢部村に八女津媛神社あれど、如何なる媛神か傳が無い。的 倭名抄に「筑後國生葉郡・以久波」とあり、通證に「生葉郡（今、浮羽郡）溝尻村に的嶋あり、方十間許。同郡妹川邑に御座石あり。相傳ふ天皇之遺蹟也」とある。進食 御食は神代紀第七十講にも見ゆ。言義は第卅二講の倉稻魂命の條に出づ。盞 按ずるに飲盞の義である。（飲の言義は上卷九十頁に出づ。盞は加行に通じて、淺盞古語瓦器、平釜など、土器を云ふ語である。尙ほ次條を参照すべし。）筑紫俗・號盞曰浮羽 盞（酒杯の古語）の事を、筑紫の國人は宇久波と云ふ故に、彼の膳夫が盞を置忘れた地を浮羽と名づけた。と云ふ意であるが、盞を筑紫人が宇久波と云ふのは、按ふに飲盞（宇久波の反・宇加）の義であらう。

十九年秋九月甲申朔癸卯。天皇至自日向。二十年春二月辛巳朔甲申。遣五百野皇女令祭天照大神。二十五年秋七月庚辰朔壬午。遣武内宿禰。令察北陸及東方諸國之地形。且百姓之消息也。二十七年春二月辛丑朔壬子。武内宿禰自東國還之奏言。東夷之中。有日高見國。其國人男女並椎結文身。爲人勇悍。是總曰蝦夷。亦土地沃壤而曠之。擊可取也。

景行天皇（十九年—二十七年）

秋八月熊襲亦反之。侵邊境不止。冬十月丁酉朔己酉。遣日本武尊令擊熊襲。時年十六。於是日本武尊曰。吾得善射者。欲與行。其何處有善射者焉。或者啓之曰。美濃國有善射者。曰弟彥公。於是日本武尊遣葛城人宮戶彥。喚弟彥公。故弟彥公便率三石占橫立。及尾張田子之稻置。乳近之稻置而來。則從日本武尊而行之。

二十九年(庚寅)の春二月、辛巳の朔の甲申の日(四)五百野皇女を遣して、天照大神を祭ひまつらしめ給ふ。

二十五年(乙未)の秋七月、庚辰の朔の壬午の日(三)、武内宿禰を遣して、北陸及び東の諸國の地形(なり)に、且た百姓の消息を察せ令め給ふ。

二十七年(丁酉)の春二月、辛丑の朔の壬子の日(十二)、武内宿禰、東國より還りまゐきて奏して言さく「東夷の中に日高見國有り。其の國人、男・女、並びに椎・結、身を文けて、人と爲り勇悍し。是をば總て蝦夷と曰す。亦た土地沃壤で曠し。撃ちて取りつ可し。

秋八月、熊襲亦た反きて邊境を侵すこと止まず。冬十月、丁酉の朔の己酉の日(十三)、日本武尊を遣して熊襲を撃た令む。時に年十六。

於是、日本武尊の曰はく「吾れ善く射む者を得りて、與に行らむと欲ふ。其れ何處にか善く射む者有らむ

焉。或者啓して曰さく「美濃國に善く射る者有り。弟彥公と曰す」。於是、日本武尊、葛城の人・宮戶彥を遣して、弟彥公を喚す。故れ弟彥公、便に石占橫立、及び尾張田子之稻置、乳近之稻置を率て來れり。則ち日本武尊に従ひて行れり。

【第二〇四講】 天皇至日向 大和の日向日代宮に還幸し給へるのである。五百野皇女 第一九六講に出づ。令祭天

照大神 五百野皇女は、此時に倭姫命に替り給へるに非ず、相與に大神神に仕へ奉れるので、其事は倭姫命世記に見え

る。武内宿禰 第一九五講に出づ。令察北陸及云々 北陸は第一六四講に出づ。通證に「今按、此れ乃ち按察使の起源な

り。詳しくは天武十三年紀に見ゆ。」とある。日高見國 此地は詳かでないが、式に「陸奥國桃生郡・日高見神社」あれば、

其の地方なるべしと云ふ。文身 貝原氏説に、「毛登呂は斑と通ず。身を斑に爲すを文くと云ふ」とある。身に割背を爲

す事、文身。擊可取 蝦夷族が跋扈し居りて、陸奥の良民を略むる故に、撃ちて其害を除く可しとの意である。日本

武尊 第一九四講に註せり。何處 宇豆古は伊豆古に同じ。弟彥公 天孫本紀に「火明命九世孫・弟彥命(倭得玉彦

命子也。)」とあり、豊前志に、「田川郡猪膝村・弟彥公神社、是れ此公の墓也」とある。葛城人・宮戶彥 大和國葛上郡

(今、南葛城郡)吐田郷に宮戶村がある。石占橫立 續紀天平十二年十一月に、「伊勢國桑名郡・石占頓宮。」と云ふこと見えたれ

ば、伊勢國の人賦と云ふ。田子之稻置 集解に「尾張國愛智郡大喜村南有蛸池。相傳昔曰田光莊民家千戶共殷富。」とい

る。稻置 稻置は、國造・縣主などの類で、土地を治むる職名である。委しくは成務紀五年に云ふ。乳近 集解に「尾張

國智多郡有近崎村。與田光阻數村相近。蓋此地。」とある。十二月到於熊襲國。因以伺其消息及地形之險易。時熊襲有魁帥者。名取石鹿文。亦曰川上梟帥。悉集

親族^ニ而欲^シ宴^ス。於是日本武尊解^シ髮^シ作^シ童女^ノ姿^ト。以密伺^リ川上梟帥^ノ之宴^時。仍劍佩^ニ相裏^シ。入^リ於川上梟帥^ノ之宴室^ニ。居^リ女人^ノ之中^ニ。川上梟帥^ニ感^シ其童女^ノ容姿^ト。則携^リ手^ヲ同^シ席^ニ。舉^リ杯^ヲ令^リ飲^{マシ}而戲^シ弄^ス。于時也更^ニ深^ク人^ヲ闌^リ。川上梟帥^且被^シ酒^ヲ。於是日本武尊抽^リ劍^ヲ刺^リ川上梟帥^ノ之胸^ニ。未^レ及^シ之^死。川上梟帥^叩頭^曰。且待^テ之。吾有^レ所^レ言^ハ。時日本武尊留^リ劍^ヲ待^テ之。川上梟帥^啓之^曰。汝尊誰^ノ人也。對^曰。吾是^{大足彦}天皇^ノ之御子^也。名^曰日本童男^也。川上梟帥^亦啓^之曰。吾是^{國中}之強力^{者也}。是以^{當時}諸人^不勝^レ我^ノ之威力^也。而無^レ不^レ從^者。吾多^遇二^{武力}者^也。未^レ有^若二^{皇子}者^也。是以^賤躬^陋口^以奉^二尊號^一。若^聽乎。曰^聽之。即^啓曰。自^今以後^號二^{皇子}應^レ稱^二日本武皇子^一。言^訖。乃^通胸^ヲ而殺^之。故^至于^今稱^曰日本武尊^也。是其^緣也。然後^遣二^{弟彦}等^一。悉^斬其^黨類^也。無^レ餘^噍。既^而從^二海路^一還^倭。到^二吉備^一以^渡穴^ノ海^也。其^處有^二惡神^一。則^殺之。亦^比至^二難波^一。殺^二柏濟^一之惡神^也。濟^此云^二和多利^一。

二十八年春二月乙丑朔。日本武尊奏^下平^二熊襲^一之狀^上曰。臣^賴二^{天皇}之神靈^一。以^兵一舉^ヲ。頓^誅二^{熊襲}之魁帥^也者。悉^平二^{其國}。是以^{西州}既^諳。百姓^無事^也。唯^{吉備}穴^ノ濟^神。及^{難波}柏^ノ濟^神。皆^有二^害心^也。以^放二^{毒氣}。令^レ苦^二路人^一。並^爲二^{禍害}之藪^也。故^悉殺^二其惡神^一。並^開二^{水陸}之徑^也。天皇^於是^美二^{日本武尊}之功^也而異^愛之。

十二月(二十)熊襲國に到り給ふ。因て以て其の消息、及び地形の峻易(高き低き)を伺ひ給ふ。時に熊襲に魁帥者あり。名は取石鹿文、亦は川上梟帥と曰ふ。悉くに親族を集へて宴せむとす。是に日本武尊、髮を解き童女の姿を作り、以て密かに川上梟帥の宴の時を伺ひ給ふ。仍て劍を柙の裏に佩き給ひて、

川上梟帥が宴の室に入りまして、女人の中に居します。川上梟帥、其の童女の容姿に感でて、則ち手を携りて席を同じくして、杯を舉げて飲ませつゝ戯ふれ弄くる。時に更深け人闌らぎぬ。川上梟帥、且つ被酒ぬ。於是、日本武尊、柙の中の劍を抽て、川上梟帥が胸を刺し給ふ。未及之死。川上梟帥、叩頭て曰さく「且し待ち給へ。吾れ有所言」。日本武尊、劍を留めて待ち給ふ。川上梟帥啓して曰さく「汝、尊は誰人ぞ」。對へて曰はく「吾は是れ大足彦天皇の子なり。名をば日本童男と曰ふ」。川上梟帥また啓して曰さく「吾は是れ國中の強力者なり。是を以て當時、諸の人、我が威力に勝たずして、従はずと云ふこと無し。吾、多に武力者に遇ひしかども、未だ皇子の若き者は有らず。是を以て賤しき躬の陋しき口を以て尊號を奉らむ。若し聽し給はむ乎」と申すに「聽之」と曰ふ。即ち啓して曰さく「自今以後、皇子を號け奉りて、應に日本武皇子と稱へまざる應し」。言し訖りて乃ち胸を通して殺したまふ。故れ今に至るまで、日本武尊と稱め曰す、是れ其の緣なり。然して後、弟彦等を遣して、悉くに其の黨類を斬して餘噍なし。

既にして海路より倭に還りまざるむとして、吉備に到りて以て穴海を渡る。其の處に惡神あり。則ち之を殺しつ。亦た難波に至ります比に、柏濟の惡神を殺しつ(濟、此をば和多利と云ふ)。

二十八年(七五八)の春二月乙丑の朔の日、日本武尊、熊襲を平けし狀を奏して曰さく「臣、天皇の神靈に頼りて、以て兵を一たび舉げて、頓に熊襲の魁帥たる者を誅ひて其の國を平けつ。是を

以て西州すでに謚まりて、百姓・無事なり。唯し吉備の穴濟の神、及び難波の柏濟の神、皆な害心あり。以て毒氣を放ちて路人を苦しめ、並びに禍害の數を爲す。故れ悉くに其の惡神を殺して、並びに水陸の徑を開けり」と。天皇、於是日本武尊の功を美め給ひて異に愛み給ひき。

【第二〇五講】熊襲國 第一九七講に出づ。取石鹿文 厚鹿文・逆鹿文(九講)と云ふ類の名である。川上梟帥 取石鹿文の別名である。記には熊襲梟帥兄弟とある。宴 此訓は新室宴の義。新樂落成の祝宴である。さて宇多計は「樂ぐ」の名詞(上卷二三八頁の附説参照)で、大に飲み遊びて樂ぐ意の語である。舊説に「拍上の義にて手を拍つ也」と云へるのは牽強である。解髮作童女姿 單身、處女の姿に扮装して、酒宴の席に紛れ込み給へるのである。記には「其の樂の日に臨みて、童女の髮の如く其の結へる御髮を梳垂れ、其の姉の御衣・御裳を服て、既に童女の姿に成りて、女人どもの中に交立ちて其の室内に入坐す。爾に熊襲梟帥兄弟二人、其の嬢子を見感て、己が中に坐せて、盛りに樂けたり。故れ其の醜なる時に臨みて、懷より劍を出し、熊襲が衣の衿を取りて、劍を以て其の胸を刺し給ふ時に、其の弟建、見畏みて逃出づ。乃ち其室の椅の本に追至りて、其の背を取りて、劍を以て尻より刺通し給ふ。爾に其の熊襲梟帥・白して言さく、其の刀をな動かし給ひそ。僕れ白す言有りと、爾れ暫く許して押伏す云々」とある。洞中 御衣の中の義(衣は襲の義で、襲ひ着る意である)。叩頭日 叩頭は祈むと同じ、額衝き祈る事を云ふ。言義は上卷(六八)に出づ。日本武皇子 此の御名を日本武丸と訓む事の非なる由は、第一九四講に註した。吉備 第十三講に出づ。穴海 次には、吉備穴濟ともある。備後國安那郡の海である。安那郡は後に夜須郡と改めり。養老五年に其の南部を割きて深津郡とせられたが、明治の新郡區編制で右の安奈・深津の二郡を併合し、今は深安郡と稱す。柏濟 攝津志に「西成郡・名柄川渡、有五柏濟。在野里村。」

とある。續古今集、家持の歌に、「船出せし沖つ潮さる白妙に柏濟浪高く見ゆ」とある。惡神 此處に云ふ神は、極めて凶猛なる者の謂で、神代紀に素戔鳴尊が、八岐大蛇に對つて、汝者是可畏神と詔ひ、欽明紀に膳臣巴提便が、虎を威神と言へると同じく、眞の神では無い。奏平熊襲之狀 記には尙ほ此の前に、日本武尊が出雲國に赴き給ひ、出雲梟帥を殺し給へる事が載せられてある。即ち「出雲國に入坐して、其の出雲梟帥を殺さむと欲して、到りまして即ち結友し給ふ。故れ竊かに赤檮を以て詐刀を作りて、御佩と爲て、共に簸河に沐し給ふ。爾に日本武命、河より先づ上りまして、出雲梟帥が解ぎ置ける横刀を取佩きて詔はく、「刀易せむ。故れ後に出雲梟帥、河より上りて、日本武尊の詐刀を佩く。於是日本武尊詔へて曰はく、「いざ刀合せむ。爾れ各々其の刀を抜く時に、出雲梟帥、詐刀を得抜かず。即ち日本武尊其の刀を抜きて出雲梟帥を打殺しつ。爾ち御歌して曰はく、やつめさす出雲梟帥が佩ける太刀黒葛多卷き刀身無しに哀れ。」とある。然し此の事蹟は、崇神紀六十年(百七)に、出雲振根が、其弟の飯入根を殺した傳の紛れで、古事記の傳の誤なる事は明瞭である。何とならば武勇絶倫に坐す我が日本武尊が、斯かる卑怯なる振舞を爲給ふべき筈は斷じて無い事を、何人も信じて疑はないからである。

四十年夏六月。東夷多叛。邊境騷動。秋七月癸未朔戊戌。天皇詔群卿曰。今東國不安。暴神多起。亦蝦夷悉叛。屢略人民。遣誰人以平其亂。群臣皆不知誰遣也。日本武尊奏言。臣則先勞西征。是役必大確皇子之事矣。時大確皇子愕然之。逃隱草中。則遣使者召來。爰天皇責曰。汝不欲矣。豈強遣耶。何未對賊。以豫懼甚焉。因此遂封美濃。仍如封地。是身毛津君。守君。二族之始祖也。

正訓 四十年(七七〇)の夏六月、東夷・多に叛きて、邊境・騷ぎ動む。秋七月、癸未の朔の戊戌の

日(十六)群卿に詔して曰はく「今、東の國安からずして、暴ふる神多に起る。亦た蝦夷等悉に叛きて、屢・人民を略む。誰人を遣はして以て其の亂を平けむ」。群臣皆な誰を遣し給へと云ふ事を知らず。日本武尊・奏して言さく「臣は則ち先に西を征ちしに勞りき。是の役は、必ず大碓皇子の事ならむ矣。時に大碓皇子、愕然て草の中に逃げ隠る。則ち使者を遣して召し來しむ。爰に天皇、責めて曰はく「汝、欲からざらむをば、豈に強に遣さむ耶。何ぞ未だ賊にも對はずして、以て豫き懼るゝことの甚だしき焉」。此に因りて遂に美濃國に封す。仍て封地に如けり。是れ身毛津君、守君、二つの族の始祖なり。

【第二〇六講】 暴神 前講に惡神とあるに同じ。大碓皇子 式に參河國賀茂郡・狹投神社あり。其の社記に「狹投神は忍代別天皇の御子、大碓皇子なり。五十二年、狹投山に登り給ひ、蛇毒に中りて薨す。御年四十二歳。例祭九月九日。美濃、尾張より馬を獻す云々」とある。日本武尊奏言 此度は大碓命が功を立て給ふやうにと推薦し給へるのである。封美濃 美濃別別の事は第一九六講にあり。と爲給へるのである。身毛津君 記に「大碓命、美濃國造の祖・神大根王の女、弟媛に娶ひて生める子、押黑之弟彦王、此は身毛津君等の祖なり」とある。右の神大根王は、此紀には神骨とあり、弟媛は弟遠子とある。第一九六講の終を参照すべし。さて身毛津は、和名抄に「美濃國武藝郡・牟介」とある。守君 守美濃國の地名であらうが今詳かでない。さて此の氏人は、齊明紀及び天智紀に、守君大石と云ふ人があり、持統紀に守君刈田と云ふのが見える。

於是日本武尊雄詰之曰。熊襲既平。未幾幾年。今更東夷叛之。何日逮于太平矣。臣雖勞之。頓平其

亂。則天皇持斧鉞。以授日本武尊曰。朕聞其東夷。識性暴強。凌犯爲宗。村之無長。邑之勿首。各貪封堺。並相盜略。亦山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。其東夷之中。蝦夷是尤強焉。男女交居。父子無別。冬則宿穴。夏則住樸。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以箭藏頭髻。刀佩衣中。或聚黨類。而犯邊界。或伺農桑。以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以來。未染王化。今朕察汝爲人。身體長大。容姿端正。力能扛鼎。猛如雷電。所向無前。所攻必勝。即知之。形則我子實則神人。是寔天啓。朕不寂且國不平。令經綸天業。不絕宗廟乎。亦是天下則汝天下也。是位則汝位也。願深謀遠慮。探姦伺變。示之以威。懷之以德。不煩兵甲。自令臣順。即巧言以調暴神。振武以攘姦鬼。於是日本武尊乃受斧鉞。以再拜奏之曰。嘗西征之年。賴皇靈之威。提三尺劍。擊熊襲國。未經決辰。賊首伏罪。今亦賴神祇之靈。借天皇之威。往臨其境。示以德教。猶有不。服。即舉兵擊之。仍重再拜之。天皇即命吉備武彥與大伴武日連。令從日本武尊。亦以七掬脛爲膳夫。

於是日本武尊雄詰して曰はく「熊襲既に平けて、未だ幾年の年も經ざるに、今更た東夷・叛けり。何日か太平ぐに逮らむ。臣、勞しと雖も頓に其の亂を平けむ」と言す。即ち天皇、斧鉞を持ちて以て日本武尊に授けて曰はく「朕れ聞きしく、其の東夷は識性暴び強くして、凌ぎ犯すことを宗と爲す。村に長なく、邑に首なし。各封堺を貪りて並びに相盜略む。亦た山に邪神あり、郊に姦鬼あ

り。衢を遮り徑を塞ぎて多に人を苦しましむ。其の東夷の中に、蝦夷是れ尤れて強し焉。男・女・交り居て父子別なし。冬は則ち穴に宿、夏は則ち樵に住む。毛を衣き血を飲みて昆弟相疑ふ。山に登ること飛禽の如く、草を行くこと走る獸の如し。恩を承けては則ち忘れ、怨を見ては必ず報ゆ。是を以て箭を頭鬚に藏め、刀を衣の中に佩けり。或は黨類を聚めて邊界を犯し、或は農桑を伺ひて以て人・民を略む。撃てば則ち草に隠れ、追へば則ち山に入る。故れ往古以來、未だ王化に染はず。今、朕れ汝の爲人を察るに、身體長大く、容姿端正し。力、能く鼎を扛げ、猛きこと雷電の如し。向ふ所・前なく、攻むる所・必ず勝つ。即ち知りぬ、形は則ち我が子にして、實は則ち神人なること。是れ寔に天の朕が不叡、且つ國の不平たるを感み給ひて、天・業を經め綸へ、宗廟を絶たざら令め給ふ呼。亦た是の天下は則ち汝の天下なり。是の位は則ち汝の位なり。願はくは深く謀り遠く慮りて、姦しきを探り、變くを伺ひて、之に示すに、威を以てし、之を懐くるに、徳を以てして、兵甲を煩はさずして自らに臣順は令めよ。即ち言を巧みて以て暴ふる神を調へ、武きを振ひて以て姦しき鬼を攘へ」と。於是、日本武尊、乃ち斧鉞を受け賜はりて、以て再拜みて奏して曰さく「昔、西の方を征ちし年、皇・靈の威に頼りて、三尺劍を提げて熊襲國を撃ち、未だ浹辰も經ずして賊の首・罪に伏しぬ。今亦た神・祇の靈に頼り、天皇の威を借りて、往きて其の境に臨みて、示すに徳教を以てせむに、猶ほ服はざること有らば、則ち兵を擧げて撃たむ」と。仍て重ねて再拜みまつる。天皇、即ち吉備武彦と大伴武日連とに命せて、日本武尊

に從はしめ、亦た七掬脛を以て膳夫と爲たまふ。

【第二〇七講】 日本武尊 第一九四講に詳かである。斧鉞 此の二字を、寛文本には字の儘に「マサカリ」と訓んでゐるが、是は宜しく無い。中臣本・卜部秘訓の傍書に刀符と記されてゐるのが正訓である。即ち刀は上古のこの假字、符は志流志である。古事記には天皇より「柎の八尋矛を賜ふ」とあるが、實は其時賜はつたのは、矛であつたのか劍であつたのか確かで無いので、虚偽を削り事實を明らかにする事を要旨とする日本紀では、之を以て矛と決定する事を避け、單に御符を賜はつたと云ふ趣に傳へたのである。而して此處は、符、標などの如き文字を用ゐたのでは響かないので、斧鉞と記して意味を漢字に籍り、是を「美志流志」と訓ませたのである。然るに此の古訓ある事を能くも検討せずして、「當時斧鉞を授け賜ふ事などあるべからず。紀は漢籍の模倣に過ぎたり。」など論らふのは疎漏である。村 第百廿一講に出づ。邪神 第二四五講の惡神に同じ。姦 鬼 此紀では姦・野・倭などを、加多麻志・加多牟と訓んでゐる。舊説に「偏の用語にて、心の偏執けたる意也」と云ふ。宿穴 第十講の附説の終を参照すべし。箭藏 頭鬚 蝦夷は常に半弓を帯び、矢鏃を髮に藏して居る趣きである。頭鬚 縮總の義（縮ね總ぬる意）、鬚と云ふに同じ。王化 面向の義。慈愛して此方へ面を向くべくする意。背向の反對である。實 事實の義、正體を云ふ。不叡 幼稚の義より轉じて未熟の意に謂ふ。提三尺劍 僅少なる手兵を以て熊襲を征服せし事を云ふ。未浹浹辰 左傳註に、「浹辰は子より亥に至るを謂ふ。周匝十二日也」とある。徳教 慈愛に同じ。吉備武彦 孝靈天皇の皇子の稚武彦命（第一五三講に出づ）の男である。大伴武日連 垂仁紀二十五年に見えて、今年まで百十五年に及んでゐる。さて熱田縁起に、「熱田攝社・龍神社。祭吉備武彦。一御崎社。祭大伴武日連。」とあるが、薨去せられた年月等は詳かでない。七掬脛 記に「久米直の祖・七掬脛」とある。久米直は、天

津來目命、大來目命の後なる事、神代紀また神武紀に見える。膳天 第一五五講の膳臣の條に釋いてある。
 冬十月壬子朔癸丑。日本武尊發路之。戊午枉道。拜伊勢神宮。仍辭于倭姬命。曰。今被天皇之命。而東征將誅諸叛者。故辭之。於是倭姬命取草薙劍。授日本武尊。曰。慎之莫怠也。是月。日本武尊初至駿河國。其處賊陽從之。欺曰。是野也麋鹿甚多。氣如朝霧。足如茂林。臨而應狩。日本武尊信其言。入野中而覓獸。賊有殺王之情。(王謂日本武尊也)放火燒其野。王知被欺。則以燧出火之。向燒而得免。一云。佩劍薙雲自抽之。薙王之後草。因是得免。故號其劍曰草薙也。薙雲。此云武羅玖毛。王曰。殆被欺。則悉焚其賊衆而滅之。故號其處曰燒津。亦進相摸。欲往。上總。望海高言曰。是小海耳。可立跳渡。乃至于海中。暴風忽起。王船漂蕩而不可渡。時有從王之妾。曰弟橘媛。穗積氏忍山宿禰之女也。啓王曰。今風起浪溢。王船欲沒。是必海神心也。願以妾之身。贖王之命。而入海。言訖乃被淵入之。暮風即止。船得著岸。故時人號其海曰馳水也。
 冬十月壬子朔癸丑の日(三)日本武尊發路し給ふ。戊午の日(七)枉道して伊勢神宮を拜み給ふ。仍て倭姬命に辭て曰はく「今、天皇の命を被はりて、東に征きて將に諸の叛者を誅へむとす。故れ辭す」と。於是倭姬命、草薙劍を取りて、日本武尊に授けて曰はく「慎みて莫・怠りそ」。是月、日本武尊初めて駿河國に至ります。其の處の賊、陽り從ひて欺きて曰はく「是の野に麋鹿・甚多なり。氣は朝霧の如く、足は茂林の如し。臨まして狩り應へ」。日本武尊、其の言を信じて給ひて、野中に入りて覓獸し給ふ。賊、王を殺さむとする情ありて「王とは日本武尊を謂ふ也」火を放けて

其の野を燒く(一訓、其野に放火燒)。王、欺かれぬと云ふことを知しめして、則ち燧を以て火を出だして、向燒けて免ることを得たまへり。(一)云く、王の所佩る劍・薙雲、自から抽でて王の傍の草を薙ぎ攘ふ。是に因て免るる事を得給へり。故、其の劍を號けて草薙と曰ふ。薙雲、此をば武羅玖毛と云ふ。王の曰はく「殆に欺かれぬ」と。則ち悉くに其の賊衆を焚きて滅ぼしつ。故れ其の處を號けて燒津と曰ふ。亦た相摸に進まして、上總に往かむと欲し、海を望りて高言して曰はく「是れ小きさき海のみ。立跳にも渡りつ可し」。乃ち海中に至りますに、暴風忽ち起りて、王船漂蕩ひて渡るべからず。時に王に従ひまつる妾あり、弟橘媛と曰す。穗積氏・忍山宿禰の女なり。王に啓して曰はく「今、風起き浪溢くして王船沒みなむとす。是れ必ず海神の心也。願くは妾の身を以て王の命を贖ひて海に入らむ」と。言ひ訖りて乃ち淵を披けて入りぬ。暴風・即ち止みて、王船岸に著くことを得たり。故れ時人その海を號けて馳水と曰ふ。
 【第二〇八講】枉道 此の二字は「枉道して」と讀むのが正訓である。寛文本に枉道とあるのは、素と枉道と傍訓せしを、神寫の際シをリに誤り、且つ振假名を續けて了つたのである。さて枉道は、萬葉第七に「三輪の崎荒磯も見えず浪立ちぬ何處ゆ行かむ與奇道は無しに。」同第十一に「君が來まさむ曲道に爲む」とある。按ずるに横道で、迂回道を云ふ。倭姫命 此の姫命、垂仁天皇廿五年に始めて大神に仕へ奉り、今年まで百十五年に及んでゐる。故辭之 古事記には、此時に日本武尊「其の姨・倭姬命に白し給へらくは、天皇、既く吾を死ねと思はず乎。何ぞ西方の惡人等を撃ち遣して、歸り

參上り來し間、未だ幾時も經ざるに、軍衆をも賜らずして、今更た東方十二道の惡人等を平けに遣すらむ。此に因りて思惟ふに、猶ほ吾を既く死ねと思ほし看す也と、患へ泣きて罷ります云々」とある。是も素より一傳では有らうが、惟ふに英邁勇武に坐々す我が日本武尊に、斯かる女々しき……と云ふよりも、寧ろ不忠不孝とも申すべき御心持などが、一點在し給ふべき筈の有るまじき御事は、誰人も信じて疑はざる所である。即ち古事記の傳説は、後人が例の作意を施して、芝居めかせたる一傳で（上卷第五八）事實に甚く違ふが故に、此紀は正傳を撰ばれたものと見るべきである。然るを記傳には、反對に書紀の傳は撰者の潤色也と斷じ、漢風也と云ひ、上代の意言に非ずなど、強て様々に貶しめられたが、是は例の古事記獨善主義に立脚せる僻論である。草薙劍 天叢雲劍である。神代紀第六一講に出づ。此の御劍は、垂仁天皇の廿五年に、天照大神（鏡神）と共に、伊勢に遷し奉れるので、其事は古語拾遺に記されてある。さて倭姫命が此の寶劍を日本武尊に御授に相成つたのは、是より先き大御神の神勅ありしに依る由、元亨釋書、三國傳記、太平記、神社考、壺鏡抄、神明鏡、下學集等に見える。駿河國 舊説に銳河の義にて、此國の大河の流の銳速きに因るならむと云ふ。茂林 倭名鈔に、「唐韻云。蓼木・細枝也。和名之毛止」とあり。繁本の義也と云ふ。王謂日本武尊 是の註は後人の書入である。放火燒其野 駿河風土記に、「于時十月之旬、衆草枯死。而宜添火。恰如塗油。」とある。以燒出火 記に、「故れ欺かれぬと知しめして、其婢・倭姫命の給へる囊の口を解きて見れば、其裏に火打あり。是に先づ其の御劍を以て草を刈撥ひ、其の火打を以て火を打出でて、向火を著けて燒き退け云々」とあり、源平盛衰記（卷四十四）、日本武尊の錦袋の事を云へる條に、「今世までも、人の腰刀に錦の赤皮を下けて、燧袋と云ふことは此故なり」とある。向燒而得免 向火とは、敵の放ちし火に向はしむべく、此方より放つ火（對抗火）を云ふ。即ち此時に尊の放ち給ひし向火が、賊の放ちし火を征服して、危難を免れ給ひしのみならず、其の向火は猶も燃え進んで、却つて賊を燒滅したのである。號其劍曰草薙 記に此事の記されて無いのは、傳の異なる故であらう。燒津 式に「駿河國益頭郡（今、志）燒津神社」あり。今の燒津町である。相模 佐賀半は古稱。後には通音で佐賀美と云ふ。上總 古語拾遺に、「好麻の生ふる所、故に之を總の國と云ふ。古語に麻・之を總と謂ふ。今、上總・下總の二國と爲す是也」とある。可立跳渡 此位の小海は、走幅跳を以て爲ても跳渡る事が出来よう、と詔へるので、下文に、此の詔に因つて此地を走水（相州三浦）と曰ふとある。弟橋媛 房總志料に、「上總國長柄郡本納村・橋神社。弟橋媛を祀る。吾妻大明神と曰ふ」とある。穗積氏 第一五六講に出づ。是必海神心也 弟橋媛命が斯く思ひ取れるので、神代紀に見えたる綿津見神には何等關係なき事である。贈王之命 贈は班フの義で、班ら爲すこと、分くら（交換）を爲る事……我が所持品を分ちて、彼の所持品を分たしむる事……即ち古代の物々交換に因る語である。（買と云ふも換の義で、矢張り交換の意である。）船得著岸 房總志料に、「尊、相模國走水より、上總國富津に渡ります云々」とある。曰馳水 上文に、「立跳にも渡りつ可し」と擧言し給ひしに依つて、時の人其地を馳水と號けたとの意である。

爰日本武尊。則從上總轉入陸奥國。時大鏡懸於王船。從海路廻於葦浦。橫渡玉浦至蝦夷境。蝦夷賊首島津神國津神等、屯於竹水門而欲距。然遙視王船。豫怖其威勢。而心裏知之不可勝。悉捨弓矢。望拜之曰。仰視君容。秀於人倫。若神之乎。欲知姓名。王對之曰。吾是現人神之子也。於是蝦夷等悉慄。則褰裳披浪。自扶王船而着岸。仍面縛服罪。故免其罪。因以俘其首帥。而令從身也。蝦夷既平。自日高見國還之。西南歷常陸。至甲斐國。居于酒折宮。時舉燭而進食。是夜以歌之間

地。筑波は筑波郡・筑波の地である。さて此の本歌の意は、「常陸國の新治・筑波などの村を過ぎてより、今此の酒折宮の處まで來るのに、幾日間を要せし歟」と云ふ問を掛け給へる丈の事で、別に深い意味は無いのである。乘燭者。乘燭者は、屋内に燭を點す役目の下部である。伽餓奈倍臣。舊説に、「日々並て也。日並てと云ふと同じく、新治・筑波を過ぎ給ひし日より、今日までの日を並べて、總て計算するに、夜は九夜、日は十日を算ふとの意也」とある。夜には九夜・日には十日を。十日目の夕方の點火頃の事であるから、其夜は未だ勘定に入れないので、「夜には九夜」と云へるのである。さて「日には十日を」のをは、よと云ふに同じ。鞍部。鞍部は鞍負部(神代紀第五講・天磐鞍の條に註せり)、即ち兵衛の部(衛門)である。賜大伴連之遠祖武日。大伴武日は第二百七講に出づ。さて此處の文を簡易に解けば、大伴武日を衛門府の總帥に任じ給へりとの意である。尙ほ通釋に、「姓氏錄に、雄略天皇の御世に至り、此部(鞍負部)を室屋大連に賜へり」とあり。是は此紀と傳の異なるが如くなれど然らず。此時武日大連に此部を賜ひしも、後に室屋大連に賜ひしも、皆其の時、其氏の長たる人を撰びて、此部を屬け給ひし也」と云はれたのは、心得置くべき事である。

於是日本武尊曰。蝦夷凶首。咸伏其辜。唯信濃國・越國。頗未從化。則自甲斐・北轉歷武藏上野。西逮于碓日坂。時日本武尊。每有顧弟橘媛之情。故登碓日嶺。而東南望之。三歎曰。吾孀者耶。此云三歎。此云三故因號三山東諸國。曰吾孀國也。於是分道。遣吉備武彥於越國。令鑿察其地形險易。及人民順不。則日本武尊進入信濃。是國也。山高谷幽。翠嶺萬重。人倚杖而難升。巖嶮磴紆。長峯數千。馬頓轡而不進。然日本武尊披烟凌霧。遙經大山。既逮于峯而飢之。食於山中。山神將令苦王。以化白鹿立於王前。王異之。以一箇蒜彈白鹿。則中眼而殺之。爰王忽失道。不知所出。時白狗自來。

有導王之狀。隨狗而行之。得出美濃。吉備武彥自越出而遇之。先度信濃坂者。多得神氣。以瘞臥。但從殺白鹿之後。跡是山者。嚼蒜塗二人及牛馬。自不中神氣也。

正訓 是に日本武尊の曰はく「蝦夷の凶しき首。咸な其の辜に伏しぬ。唯し信濃國、越國、頗る未だ化に從はず」と。則ち甲斐より北の方・武藏、上野を轉歴て、西の方・碓日坂に逮ります。時に日本武尊、毎に弟橘媛を顧び給ふ情まします。故れ碓日嶺に登りて、東南の方を望りて、三たび歎きて曰はく「吾孀者耶(孀、此をば菟摩と云ふ)。故、因りて山の東の諸國を、吾孀の國と曰ふ。

於是、道を分りて、吉備武彥を越國に遣して、其の地形の險易、及び人民の順、不を鑿察しめ給ふ。則ち日本武尊は信濃に進入しぬ。是の國、山高く谷幽くして、翠嶺・萬重。人、杖倚ひても升り難し。巖嶮しく、磴・紆りて、長峯・數千。馬、頓轡みて進かず。然れども日本武尊、烟を披き、霧を凌ぎて、遙かに大山を徑り給ふ。既に峯に逮りて飢れ給ふ。山中に食す。山神、王を苦しめ令むとし、以て白き鹿に化りて王の前に立てり。王、異し給ひて、一箇の蒜を以て白き鹿に彈きかけ給ふ。則ち眼に中りて殺しつ。爰に王忽ち道を失ひて、出でむ所を知り給はず。時に白き狗、自から來りて、王を導きまつる狀あり。狗に隨ひて出でて美濃に出でますことを得つ。吉備武彥、越より出でて遇ひぬ。是より先に信濃坂を度る者、多に神氣(あやしき)を得て以て瘞え臥せり。但し白き鹿を殺しましより後、是の山を踰ゆる者、蒜を嚼みて、人及び牛馬に塗るに、自からに神氣に中らず。

侍者曰。珥比廢利。菟玖波鳩須擬氏。異玖用加彌菟流。諸侍者不能答言。時有二乘燭者。續三王歌之末。而歌曰。伽俄奈倍氏。用珥波虛々能用。比珥波若鳩伽鳩。即美三乘燭人之聰。而敦賞。則居三宮。以三靱部。賜三大伴連之遠祖武日一也。

正訓 爰に日本武尊、則ち上總より轉りて陸奥國に入りませす。時に大なる鏡を王船に懸けて、海路より葦浦に廻りて、横さまに玉浦を渡りて、蝦夷の境に至りませす。蝦夷の賊首・島津神、國津神等、竹水門に屯みて距がむとす。然るに遙かに王船を視て、豫め其の威勢に怖ちて心の裏に得勝ち奉るまじきことを知りて、悉くに弓矢を捨てて、望り拜みて曰さく「仰ぎて君の容を視奉れば、人倫に秀れ給へり。若し神にかも坐す。姓名を承はらむ」。王對へて曰はく「吾は是れ現人神の子なり」。於是・蝦夷等、悉くに慄まりて、則ち裳を褰げ浪を披けて、自から王船を扶けて岸に著しつ。仍て面縛はれて服罪ふ。故、其の罪を免し給ふ。因て以て其の首帥を俘にして身に從へまつら令む。

蝦夷・既に平さぬ。日高見國より還りまして、西南の方・常陸を経て甲斐國に至りて、酒折宮に居ませす。時に燭を擧して進食す。是夜、歌を以て侍ふ者に問ひて曰はく、

新治。筑波を過ぎて。幾夜か宿つる。

諸の侍者、答・得言さず。時に乘燭者あり。王歌の末を續けて歌みて曰さく、

かくなべて。夜には九夜。日には十日を。

即ち乘燭人の聰きことを美め給ひて、敦く賞したまふ。則ち是宮に居しまして、靱部を以て大伴連の遠祖・武日に賜へり。

【第二〇九講】 陸奥國 陸奥は道之奥の義(奥は末端の意である。薩摩・大隅をも奥之國と云ふこと檜垣姫家集に見ゆ。)東北の陸路の末端に在る故の稱。約めて美知能久と云ふ。大鏡縣に於王船。巨鏡を船首に懸け煌めかして威を示し、恐怖を做さしめ給へるのであらうと云ふ。葦浦 今、詳かでない。玉浦 仙臺名蹟志に、「名取郡玉浦。在二下野鄉村岩沼村以東。曰ニ之藤會根。往時之玉浦也云々」とある。竹水門 集解に「按延喜式。陸奥國名取郡有二多加神社。又行方郡有二多珂神社。不知二兩郡之中孰是。」と云ひ、通釋に、「地圖を見るに、今、牡鹿郡の海邊に、西に向ひて竹浦あり。若くは竹水門か」とあるが詳かでない。現人神 通證に、「神にして人と現はれ坐すを言ふ。直の世人に匪ず。此は天皇を指す」とある。現之神と申すも同じ。日高見國 第二百四講に出づ。西南 通釋に、「或人云、蝦夷の本土・日高見國已に服し、其の魁帥を從へて、歸途は陸路を取り給へるにて、西南とは磐城の山道を経過せられしなるべし云々」とある。常陸 常陸は信友説に、「日高見國へ通ふ道なれば、日高道なり」と云はれたが、日高道は此國にのみ限るべき稱で無いから、此説には從ひ難い。按ずるに常陸國は、其の海岸一直線を爲し、其道また永に之に沿うてゐる。故に直陸(陸は陸奥の陸と同じく、陸路の意なること舊説の如し。)とは云ふ歟。尙ほ考ふべきである。甲斐 舊説に「峽之國の義なり。此國・山岳相接し、其の山峽に人里あるを以て號く」と云ふ。酒折宮 甲斐名勝志に、「山梨郡酒折村・酒折天神。古へ日本武尊・東夷征伐の時、此地に行宮を建て、留り給ひし處也。祭神は即ち日本武尊なり。また八幡社もあり。往昔の宮の跡をば、今、古天神と云ふ」とあるが、確には定め難い。新治・筑波を過ぎて云々 新治は、和名抄に、「常陸國新治郡・新治(爾比波里)」とある

地。筑波は筑波郡・筑波の地である。さて此の本歌の意は、「常陸國の新治・筑波などの村を過ぎてより、今此の酒折宮の處まで來るのに、幾日間を要せし歟」と云ふ問を掛け給へる文の事で、別に深い意味は無いのである。乗燭者 乗燭者は、屋内に燭を點す役目の下部である。伽倻奈倍臣 舊説に、「日々並て也。日並てと云ふと同じく、新治・筑波を過ぎ給ひし日より、今日までの日を並べて、總て計算するに、夜は九夜、日は十日を算ふとの意也」とある。夜には九夜・日には十日を 十日目の夕方の點火頃の事であるから、其夜は未だ勘定に入れないので、「夜には九夜」と云へるのである。さて「日には十日を」のをば、よと云ふに同じ。鞍部 鞍部は鞍負部（神代紀第五講・天磐鞍の條に註せり）、即ち兵衛の部（衛門）である。賜大伴連之遠祖武日 大伴武日は第二百七講に出づ。さて此處の文を簡易に解けば、大伴武日を衛門府の總帥に任じ給へりとの意である。尙ほ通釋に、「姓氏錄に、雄略天皇の御世に至り、此部（鞍負部）を室屋大連に賜へり」とあり。是は此紀と傳の異なるが如くなれど然らず。此時武日大連に此部を賜ひしも、後に室屋大連に賜ひしも、皆其の時、其氏の長たる人を撰びて、此部を屬け給ひし也」と云はれたのは、心得置くべき事である。

於是日本武尊曰。蝦夷凶首。咸伏其辜。唯信濃國・越國。頗未從化。則自甲斐北轉歷武藏上野。西逮于碓日坂。時日本武尊。每有顧弟橘媛之情。故登碓日嶺。而東南望之。三歎曰。吾孀者耶。故因號山東諸國。曰吾孀國也。於是分道。遣吉備武彥於越國。令鑿察其地形嶮易。及人民順不。則日本武尊進入信濃。是國也。山高谷幽。翠嶺萬重。人倚杖而難升。巖嶮磴紆。長峯數千。馬頓轡而不進。然日本武尊披烟凌霧。遙經大山。既逮于峯而飢之。食於山中。山神將令苦王。以化白鹿立於王前。王異之。以一箇蒜彈白鹿。則中眼而殺之。爰王忽失道。不知所出。時白狗自來。

有下導王之狀。隨狗而行之。得出美濃。吉備武彥自越出而遇之。先是度信濃坂者。多得神氣。以疾臥。但從殺白鹿之後。踰是山者。嚼蒜塗人及牛馬。自不中神氣也。

是に日本武尊の曰はく「蝦夷の凶しき首、咸な其の辜に伏しぬ。唯し信濃國、越國、頗る未だ化に從はず」と。則ち甲斐より北の方・武藏、上野を轉歴て、西の方・碓日坂に逮ります。時に日本武尊、毎に弟橘媛を顧び給ふ情まします。故れ碓日嶺に登りて、東南の方を望りて、三たび歎きて曰はく「吾孀者耶（孀、此をば菟摩と云ふ）。故、因りて山の東の諸國を、吾孀の國と曰ふ。

於是、道を分りて、吉備武彥を越國に遣して、其の地形の嶮易、及び人民の順、不を鑿察しめ給ふ。則ち日本武尊は信濃に進入まします。是の國、山高く谷幽くして、翠嶺・萬重。人、杖倚ひても升り難し。巖嶮しく、磴・紆りて、長峯・數千。馬、頓轡みて進かず。然れども日本武尊、烟を披き、霧を凌ぎて、遙かに大山を徑り給ふ。既に峯に逮りて飢れ給ふ。山中に食す。山神、王を苦しめ令むとし、以て白き鹿に化りて王の前に立てり。王、異し給ひて、一箇の蒜を以て白き鹿に彈きかけ給ふ。則ち眼に中りて殺しつ。爰に王忽ちに道を失ひて、出でむ所を知り給はず。時に白き狗、自から來りて、王を導きまつる狀あり。狗に隨ひて出でて美濃に出でますことを得つ。吉備武彥、越より出でて遇ひぬ。是より先に信濃坂を度る者、多に神氣（あやしき）を得て以て瘞え臥せり。但し白き鹿を殺しまし、より後、是の山を踰ゆる者、蒜を嚼みて、人及び牛馬に塗るに、自からに神氣に中らず。

【第二一〇講】信濃國 倭名鈔に之奈乃。齊明紀また古事記に科野とある。通釋に「此國には更級、埴科、倉科、穗科など云ふ名、倭名鈔にも見え、猶ほ其餘にも此彼あり。皆國名と一なるべし。通證に、「科木、此國に出づ。其の薄皮、甚だ韌強し。今用ゐて馬を飾り、鎧を綴る。蓋し楮殼の類也。」とあり。(國名風土記の説また同じ。)神樂歌に、「木綿作る科野原」とも云へれば、此の木に因れる名にもあるべし。今も此の科の木の皮にて作れる龜布あり。古く信濃布と稱するもの、延喜式を始め其餘の古書に見えたるも是なるべし。」とある。冠辭考に「級坂ある故の名也。」と云ひ、又一説に、「萬葉に三薦刈る信濃と詠みたれば、篠野ならむ。」と云へる説は首肯し難い。自甲斐北轉武藏上野。通釋に「此路、今は詳かに知り難けれど、其の國人の語るを聞けば、今、甲斐國山梨郡栗原驛・石和驛の間より、北の山路を経て、武藏國秩父郡の奥なる、雁坂と云ふ邊に出で、其より尙ほ北の方に山深く分入りて上野國甘樂郡に出づる路ありと云へり。(今、秩父郡尊を祀れる社あり此の邊りを)さて甘樂郡より碓氷郡へ出づる路は、今も能く知られたり。」とある。碓氷嶺 倭名抄に「上野國碓氷郡・宇須比」とある。此山を越ゆれば信濃國佐久郡(淺間山の麓)に出づ。尊の越え給ひし嶺は、今の道の北方で、今も其の古道ありと云ふ。吾嬬者耶 仁賢紀に「吾夫何冷。此云阿我圖摩播耶。」とあると同訓同意なり。波夜は嗟乎と同じく長息の聲である。さて古事記には「尊が蝦夷を平定して京へ還り給ふ時に、相模國の足柄山で「吾妻嗟乎」と詔ひし故に、相模國を吾妻國と云ふ。」とあるが、是は傳の異なるのである。號山東諸國曰吾嬬國。公式令に「東海道は坂東。東山道は山東。」とある。即ち此紀の傳説は、東山道の諸國を吾嬬國と云ふ……との傳である。(一説に「上野國吾妻郡を指して言へる傳なり。」と解釋せるも有れど、斯くては山東とあるに叶はず。且つ同郡は碓氷嶺の北方に當る地なれば、旁々此説は不可である。)按ずるに東と云ふ稱は、中區より東の方、即ち東海・東山より奥羽に至る汎稱であるから、斯く

「東山道諸國を吾妻と云ふ。」と言做しても、毫も誤れる條理は無く、又は古事記の傳説の如く、其の東路の中から最も主要とする地を取出でて、「相模を吾妻國と云ふ。」と傳へ做しても、強ちに難すべき事では無い様でもあるが、然し此の「吾嬬者耶の御言に因つて、東國を吾嬬國と謂ふ」と押し當てたのは、曩にも屢々講述せし如く、例の地名に取付けた附會の説で、中々に信を措き難い。思ふに阿豆麻と云ふ語は、舊説に「阿端の義にて、末端を云ふ也。」と云へるに従ふべきである。即ち西國の末端を大隅・眞端と云ふに對し、東國の末端を陸奥・阿端と稱するので、事實は日本武尊が吾妻者耶と詔ひしより轉れる語では無いのである。分道云々 通釋に、「今信濃國佐久郡・追分驛は、東山道と北陸道と分る、衝なり。されど古への岐道は、今の小縣郡上田邊より、千曲川を渡りて浦野驛あり。其邊なりしならむ。」とある。大山 是は大なる山の謂であるが、下文に「美濃に出づる事を得たり云々。是より先き信濃坂を度る者云々。」とあるに據れば、信濃御坂であらうと云ふ。信濃御坂 は、信濃國下伊那郡と、美濃國惠那郡との國堺にある惠那嶽に續ける嶺である。即ち信濃國伊那郡阿智驛(式に阿智神社あり)から此の信濃御坂を踰えて、美濃國惠那郡・坂本驛(式に惠那神社、坂本神社あり)に至るのが古への路次で有つたのである。然るに此道は甚だ險惡で、通行が容易でない所から、今の木曾路の方に往還を開かれたので、續日本紀に、「大寶二年(紀元一三六二)十二月。始開美濃國岐蘇山道。和銅六年(七一三)七月。美濃・信濃二國之堺。徑道險阻。往還艱難。仍通吉蘇路。」とある。白鹿 和名抄に「鹿。和名・加。」とあり、舊説に鳴聲を以て名とすと云ふ。一箇蒜 記には「食遺の蒜の片端」とある。和名抄に「唐韻云。蒜葦菜也。和名・比流。」とある。瘰癧 此訓は私記に「宇江不世利」とある。瘰は、苦しみ唸る時の聲「ウ」を也行に活用せる語で、苦悶するに云ふ。(唸と云ふも、「ウ鳴る」の義也。古語には「ウ鳴く」とも云ふ。)さて瘰癧を寛文本には瘰癧と訓んでゐる。宇と遠は通音である。嚼蒜云々 通釋に

「今、信濃國、伊那郡・阿智神社の邊に、蒜嶺村と云ふ里あり。此は信濃、御坂の山口の處なれば、上古此山を踰えむとする者、此の麓の里にて、蒜を嚼みて人また牛馬に塗りし名殘の地名にもあるべし。」とある。

日本武尊更還ニ於尾張。即娶ニ尾張氏之女宮簀媛。而淹留跡ノ月。於是聞ニ近江膽吹山有ニ荒神。即解ニ劍置ニ於宮簀媛家。而徒行之。至ニ膽吹山。山神化ニ大蛇。當レ道。爰日本武尊不レ知ニ主神化レ蛇之。謂是大蛇必荒神之使也。既得レ殺ニ主神。其使者豈足レ求乎。因跨レ蛇猶行。時山神之。興レ雲零レ氷。峰霧谷。無ニ復可レ行之路。乃棲遑不レ知ニ其所ニ跋涉。然凌レ霧強行。方僅得レ出。猶失意如レ醉。因居ニ山下之泉側。乃飲ニ其水。而醒之。故號ニ其泉。曰ニ居醒泉也。

正訓 日本武尊、更た尾張に還りまして、即ち尾張氏の女・宮簀媛を娶して淹しく留りて月を踰えぬ。是に近江の膽吹の山に荒ぶる神ありと聞して、即ち劍を解きて宮簀媛の家に置きて、徒より行でます。膽吹山に至りますに、山神、大蛇に化りて道に當れり。爰に日本武尊、主神の化れる蛇なることを知しめさずして謂はさく「是の大蛇は必ず荒ぶる神の使ならむ。既に主神を殺すことを得てば、其の使は豈に求むるに足らむ乎」。因て蛇を跨ぎこえて猶ほ行でます。時に山神、雲を興し氷を零らしむ。峯霧ひ、谷隘みて、復た往くべき路なし。乃ち棲遑ひて其の跋涉む所を知らず。然れども霧を凌ぎて強ちに出でます。方に僅かに出づることを得たり。猶ほ失意けて醉へるが如し。因て山下の泉の側に居しまして、乃ち其の水を飲して醒めましぬ。故れ其の泉を號けて居醒の泉と曰ふ。

【第二一講】 娶ニ尾張氏之女・宮簀媛。記には、先に尊の發路し給ふ時に、「尾張國に到りて、尾張國造の祖・宮簀媛の家に入坐しつ。乃ち婚さむと思し、かども、亦還り上らむ時に婚さむと思ほし期り定めて、東國に幸ます云々。」とあり、而して東夷を平定し給ひて、尾張國に歸還し給ひ、先に斯りし如く宮簀媛の家に入せられた趣きに記されてある。宮簀媛 饒速日命の十一世孫・小豐命（此の小豐命、尾張國造と爲る。）の子で、兄を稻種宿禰と云ふ。膽吹山 此山は近江國と美濃國との堺に在り。即ち西は近江の坂田郡、東は美濃の不破郡・池田郡に跨つてゐる。解ニ劍置ニ宮簀媛家。記には「其御刀の草薙劍を以て、宮簀媛命の許に置きて、膽吹山之神を取りに幸行す」とあり。熱田大神緣起には「語ニ宮醉姫曰。我歸ニ京華。必迎ニ汝身。即解ニ劍授曰。寶持此劍。爲ニ我床守。時近習之人大伴武日臣諫曰。此不可レ留。何者。承聞。前程氣吹山有ニ暴惡神。若非ニ劍氣。何除ニ毒害。日本武尊曰。縱有ニ彼暴神。舉レ足蹴殺。遂留ニ劍上道。到ニ氣吹山。」とある。徒 行 一訓には「空手にして行す」ともある。是は佩刀を宮簀媛の許に留め置きて、素手にて登山し給ひし意の訓である。山神化ニ大蛇。記に、「白猪に山邊に逢へり。其の大きな牛の如し。」とある。主神 神實の義。神の本體を云ふ。棲遑 第八十講に進退とあるに同じ。失意 神代紀（百十）癡癡釣の條に出づ。山下之泉 記には、「故れ還り下りまして、玉倉部の清泉に到りて息みます時に、御心稍痛め給ふ。故れ其の清水を號けて居寤清泉と謂ふ。」とある。玉倉部は美濃國不破郡の村で、天武紀に見える。居醒泉 此泉は、「美濃國不破郡垂井驛なる仲山神社の鳥居を入ること半町許り、右の方・山の麓に在り。今、垂井泉と謂ふ。」と云へど、詳かでない。日本武尊於レ是始有ニ痛身。然稍起之還ニ於尾張。爰不レ入ニ宮簀媛之家。便移ニ伊勢。而到ニ尾津。昔日本武尊向レ東之歲。停ニ尾津濱。而進食。是時解ニ一劍。置ニ於松下。遂忘而去。今至ニ於此。劍猶存。故歌曰。鳥波利

珥。多陀珥霧伽倍流。比苔菟麻菟阿波例。比等菟麻菟。比苔珥阿利勢磨。岐農岐勢摩之塲。多知波開摩之塲。逮于能褒野。而痛甚之。則以所俘蝦夷等獻于神宮。因遣吉備武彥。奏之於天皇。曰。臣受命天朝。遠征東夷。則被神恩。賴皇威。而叛者伏罪。荒神自調。是以卷甲戢戈。愷悌還之。冀曷日曷時。復命天朝。然天命忽至。隙驪難停。是以獨臥曠野。無誰語之。豈惜身亡。唯愁不面。既而崩于能褒野。時年三十。

日本武尊、是に始めて痛身たまふこと有します。然るを稍くに起きて尾張に還ります。爰に宮簀媛の家に入りまさずして、便ち伊勢に移りまして尾津に到り給ふ。昔に日本武尊、東に向まし、歳、尾津濱に停り給ひて進食す。是の時、一の劔を解きて松の下に置き、遂に忘れて去ましき。今、此に至りま

すに、劔猶ほ存す。故に歌よみて曰はく、
尾張に、直に向へる、一つ松あはれ。一つ松、人に在りせば、衣著せましを、太刀佩けましを。

能褒野に逮びて痛み給ふこと甚だし。則ち俘にせる蝦夷等を以て、神宮に獻る。因て吉備武彥を遣して、天皇に奏して曰さく、「臣、命を天朝に受けて遠く東の夷を征つ。則ち神の恩びを被ふり、皇の威に頼りて、叛者・罪に伏し、荒神・自らに調ひぬ。是を以て甲を卷き戈を戢めて愷悌けて還れり。冀ひしく、曷れの日、曷れの時に、天朝に復命申さむと。然るに天命・忽ちに至りて、隙驪・停め難し。是以・獨り曠野に臥して誰にも語ることも無し。豈に身の亡せむことを惜しまむや。唯だ面(まのあ)仕

へまつらす成りぬることを愁しふ。既にして能褒野に崩ります。時に年三十。

【第二二講】昔日本武尊云々 過ぎし四十年の冬十月(二八講)倭姫命の御許を辭し給ひ、東國に發向せられし御時、尾津濱に於て飲食し給ひし事が有つたのである。尾津濱 記傳に、「古へ伊勢より東國へ物する大道は、今の如く桑名より熱田へ、直ちに海をば渡らずして、尾津(古へ尾津は木曾河の海)まで来て、木曾河の川尻を渡りて、尾張の津島の邊りを歴て、愛智縣に至りし也。其間、凡て南は海邊にぞありけむ」とある。尾張に直に向へるの歌 記には、「尾張に、直に向へる、尾津の崎なる、一本松吾兄を。一つ松、人に有りせば、太刀佩けましを、衣著せましを、一つ松吾兄を。」とある。即ち先に置忘れたる劔を守衛して、年月を經し今日までも存せしめたる功を賞して詠み給へる歌で、一首の意は明瞭である。能褒野 伊勢國鈴鹿郡の地名である。記に因れば、尾津濱より三重村に出で、杖衝坂を經て此處に來給へるのである。痛甚之記には、此時に日本武尊が大和國を偲び給ひ「大和は國の塊區云々。命の全けむ人は云々。愛け善し吾家の方よ云々(第一二講参照)」の歌を詠ませ給へる趣きに傳へ做してゐる。蝦夷等獻神宮 神宮は伊勢大神宮である。集解に、「按授草薙劔於神宮。遂有成功。故至是獻俘奏捷也」とある。愷悌還之 愷悌は愷弟に同じ、詩經に、「愷弟君子。民之父母。」など有つて、和ぎ樂しむに云ふ。是を以久佐計氏と讀めるのは名訓である。崩于能褒野 記には、「此時御病甚だ急し。爾ち御歌詠して曰はく、「少女の床の邊に、我が置きし、劔太刀、其の太刀はや。」歌ひ竟りて即ち崩りましき。」とある。さて此の日本武尊は、世に傑れたる皇子に在し給ふのみならず、仲哀天皇の御父に坐々す故に、凡てを天皇に准へ奉り、尊の字を用ゐる、崩と書き、陵と記せるのである。時年三十 尊の崩り給へる年は、次の文に「景行天皇四十三年」とあるに據れば、御年三十二歳(廿七年の條に、時)に渡らせられる。此處に三十とあるのは、二字を脱したのであらう。